

機能要件

選挙人名簿管理標準仕様書				機能の定義		要件の考え方・理由	ワーキング、全国意見照会による意見、及びその対応	修正履歴
項目番号	機能ID	機能名称	実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能	要件の考え方・理由			
Lv.1	Lv.2	Lv.3	枝番					
1. 定時登録管理								
1.1. 定時登録・抹消								
1.1.1	1	0060001	住民マスタ突合	(住民記録システムと選挙人名簿管理システムが別システムの場合) 住民記録システムと選挙人名簿管理システムの住民マスタに相違がないかをマッチングできること。住民マスタについては、6.2.1「住民記録情報連携」参照のこと。 マッチング項目は以下の2通りで実施できること。 ・宛名番号のみ ・宛名番号、氏名、性別、生年月日、住所、方書、世帯番号、統柄、異動事由、異動年月日 マッチングの結果、差分の発生したデータについて、管理（修正）が行えること。		選挙人名簿管理システムが住民記録システムと別システムの場合、住民記録システムから外国人住民情報を含めた全住民記録情報（転出者を含む）を取り込み、これを基に選挙人名簿調製することを想定している。 各名簿調製の際、当該住民マスタ情報が住民記録システムのデータと齟齬がないかを確認するため、突合を行い最新情報に誤りが無いことを担保する。		
				住民記録側で職権記載（帰化・国籍取得）が未実施で、官報に掲載されたケースについて、選挙人名簿管理システムの住民マスタへ該当者の情報を管理（登録）アシスト				仕様書1.1版（令和5年2月） ・実装類型の点検により、標準機能からオプション機能へ変更
1.1.2		0060003	定時登録	名簿登録基準日、名簿調製日を基に、公職選挙法第22条に規定された登録日時点での、公職選挙法第9条に規定された選挙人名簿に登録される資格を有する者（18歳到達者、国内転入3か月、国外転入等3か月、職権記載3か月、公民権停止期間終了、異動の取消（増）、職権記載（帰化・国籍取得等））を一括して管理（登録）できること。 転入による登録の基準日は、「住民届出日」とすること。なお、官報による職権記載（帰化・国籍取得）者の登録基準日は「住民届出日」とし、「帰化又は国籍取得の届出日」とは区別して管理すること。 投票区は最新の住民票の現住所及び共通要件13.1.6「投票区・投票所管理」を基に自動で設定されること。 法第21条第2項該当の者について転出表示が行えること。		公職選挙法第22条に基づき、各定時登録（3月、6月、9月、12月）において、住民記録システムより連携された住民記録情報を基に、公職選挙法第21条に規定された被登録資格を有する者を判断し、登録を行う。	転入における登録基準日について、団体により採用する日付が「住民届出日」「住民となった日」異なっていたため、居住実態に基づく選挙人名簿への登録を実施するという観点から、又公選法第21条に則り、転入届提出に基づく「住民届出日」へ統一する。	
1.1.3		0060004		定時登録の対象者のうち、在外選挙管理サブユニットから連携された出国時申請ステータスが「選挙人名簿抹消確定」の者と突合を行い、該当する場合には、当該選挙人について名簿登録を行わないこと。出国時申請ステータスが「申請中」の者の場合には、登録を行ったうえで、出国時申請ステータスを保持すること。		出国時申請時に選挙人名簿の被登録資格を有しているものの、選挙人名簿に登録されていない者で、在外選挙管理サブユニット側で登録が完了した場合に、定時登録の対象から外す必要がある。		
1.1.4		0060005	定時抹消	名簿登録基準日、名簿調製日を基に、登録月時点での選挙人名簿から抹消すべき者（死亡、職権消除（国籍喪失）、国内転出後4か月経過、国外転出後4か月経過、職権消除後4か月経過、異動の取消（減）、在外選挙人名簿の登録移転）を一括して管理（削除）できること。 在外選挙人名簿の登録移転については、3.6.6「出国時申請者管理」にて「選挙人名簿抹消確定」となった者、又は、「申請中」かつ転出4か月経過の者を削除すること。 転出による抹消の基準日は、「住民票消除日」とすること。		各定時登録（3月、6月、9月、12月）において、住民記録システムより連携された住民記録情報を基に、公職選挙法第28条に基づき、抹消を行う。 公職選挙法第28条に規定された者に加えて、出国時申請を行った在外選挙人名簿の登録移転者についても、本機能で抹消処理を行う方針とする。在外選挙人名簿の登録移転については、3.6.6「出国時申請者管理」参照のこと。	転出による抹消について、住民記録システムからは転出予定異動年月日と転出異動年月日（確定日）が連携されているが、各自治体間で抹消の基準とする情報が異なっており、選挙人の転出入の際、自治体によって選挙人名簿の登録期間に差異が生じる恐れがあった。 住民記録システムの標準仕様策定に伴い、これについて住民票消除のタイミングを、「転出予定年月日と転入確定年月日のいずれか早い方」と規定しているため、住民記録システムよりデータ連携された両データのうち、早い日付を住民票消除日として同様に採用する。なお、転入通知未着の場合は、「転出予定年月日」が消除日として採用される。 職権消除による抹消について、その事由により4か月経過を待って抹消するか、即時抹消とするか各自治体考え方が異なることが明らかとなったが、国籍喪失を除き、職権消除後4か月を以って抹消とする。ただし、選管の判断により即時抹消の必要な選挙人については、個別に1.2.6「抹消」を用いて処理を行うこととする。 また、出国時申請を行った者については、在外選挙人名簿の登録移転に関する機能にて管理を行い、本機能のステータスが「選挙人名簿抹消確定」となった者、又は「申請中」のステータスであるものの転出4か月経過した者について、当該定時抹消機能にて抹消の対象とする	

機能要件

選挙人名簿管理標準仕様書				機能の定義		要件の考え方・理由	ワーキング、全国意見照会による意見、及びその対応	修正履歴			
項目番号	機能ID	機能名称	実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能							
Lv.1	Lv.2	Lv.3	枝番								
1.2. 選挙資格管理											
1.2.1	1	0060006	住民異動情報反映	住民記録システムから取得した住民異動情報（住民記録システムと選挙人名簿管理システムが別の場合には、住民マスターから取得した住民異動情報）について、選挙資格情報に一括で反映できること。 登録者が投票区の区域外に転居、又は住所を訂正した場合、共通要件13.1.6「投票区・投票所管理」を基に登録内容の移替が自動で行えること。 登録者の転出表示が行えること。 処理の過程でエラーが生じたものについて、エラーリストを出力できること。		住民記録システムより連携された住民記録情報に基づき、公職選挙法第27条に規定された、選挙人名簿の表示及び訂正等を行う。	住民異動情報の反映に当たっては異動事由に依らず、職権記載及び職権修正による異動についても、業務の効率化の観点から自動更新を行い、自動反映できなかったデータについてエラーリストを出力すべきとの意見が多く上がった。				
	2	0060007		移替前後の投票区、住所を含んだ一覧の出力ができること。							
	3	0060008		異動種別ごとの該当者の一覧を出力できること。							
1.2.2	1	0060009			指定都市において、区間異動した場合、登録内容の移替が自動で行えること。						
	2	0060010			指定都市において、区間異動した場合、移替前後の選挙区、投票区、住所を含んだ一覧の出力ができること。						
	3	0060011			指定都市において、区内転居し、投票区異動の発生した選挙人について、移替前後の投票区、住所を含んだ一覧の出力ができること。						
	4	0060012			指定都市の総合区又は行政区を選択し、移替を停止できること。						
1.2.3	1	0060013	補正登録	名簿登録後でも、住民異動情報連携とは別に、選挙人名簿に登録される資格を有する者を追加登録できること。		公職選挙法第26条に基づき、補正登録を行う。					
	2	0060014		補正登録を行った者の一覧を画面表示できること。							
1.2.4	1	0060015			補正登録候補者を自動判定し、抽出できること。						
	2	0060016			候補者を選択し、一括で管理（登録）できること。						
1.2.5	1	0060017	訂正	選挙人名簿に登録された者で、個人情報などの誤りが判明した者について、管理（修正）できること。		住民異動情報連携とは別に、公職選挙法第27条3項に基づき、名簿の記載内容に誤りがあった場合、訂正を行う。 住民記録情報の修正については、住民記録システム側、又は住民マスター側で修正を行うことを基本とし、これが難しいケース、又は選挙固有情報について訂正する場合に当該訂正機能を利用					
	2	0060018		修正を行った該当者の一覧を出力できること。							
1.2.6	1	0060019	抹消	選挙人名簿に登録された者のうち、誤載や職権消除（即時抹消）などの理由でその登録を抹消すべき者を管理（削除）できること。異動日を管理（登録・修正）できること。		住民異動情報連携とは別に、公職選挙法第28条第4号に基づき、名簿記載すべきでなかった者の抹消を行う。 また、職権消除については、通常4か月経過抹消とするが、選管の判断において即時抹消が必要とされる場合、処理を行う。					
	2	0060020		該当者の一覧を出力できること。							
1.2.7	1	0060021	年齢要件到達予定者に対する宛名作成	年齢要件で新たに選挙権を取得する予定の者を抽出し、17歳名簿を作成できること。		年齢要件で新たに選挙権を取得する予定の者を対象に選挙の勧奨通知を送付する団体が多く存在するため、抽出及び宛名ラベルの作成が必要と判断された。					
	2	0060022		通知のための宛名又はラベルの出力ができること。							
1.2.8	1	0060023			指定都市においては、指定都市の総合区又は行政区別に17歳名簿を出力できること。						
	2	0060024			指定都市においては、指定都市の総合区又は行政区別に通知のための宛名又はラベルの出力ができること。						

機能要件

選挙人名簿管理標準仕様書				機能の定義		要件の考え方・理由	ワーキング、全国意見照会による意見、及びその対応	修正履歴
項目	機能ID	機能名称	実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能	要件の考え方・理由			
Lv.1	Lv.2	Lv.3	枝番					
	1.2.9		0060025	再転入者管理	宛名番号が同一の再転入者（複数回の再転入を含む）について、再転入3か月経過後、転出表示の消除ができること。		住民登録システムの標準仕様により、住民登録システム側で再転入になりうる対象者について確認を行う機能を有し、同一番号が付番されることから、“住民番号は異なるが氏名・生年月日・性別から同一人物と考えられる者”を抽出する機能は不要と判断した。これにより、住民登録システム側で再転入者と判断された者かつ、4か月抹消に至らない者について、表示の消除を行う仕様とした。	
	1.2.10		0060026		指定都市において、宛名番号が同一で市内の他区への再転入者（複数回の再転入を含む）について、再転入3か月経過後、表示の消除ができるとともに、移替を行えること。			
1.3. 名簿抄本作成								
	1.3.1	1	0060027	名簿抄本作成	名簿番号を付番できること。付番順は、投票区順、行政区順、住所順※ ¹ 、世帯番号順、世帯主カナ氏名五十音順、世帯員カナ氏名の五十音順、世帯員生年月日順、続柄順、世帯員の並び順（住民票記載順位）から複数選択可能のこと。 また、補正登録者については、属する投票区の末尾、又は属する投票区の最終頁に貢追加を行い、付番すること。 誤載等による抹消があった場合、再付番は行わない。	※ ¹ 住所順…住所コード順（住所（都道府県から小字まで）を一意に識別できる11桁のコード）に加え、小字以降の番地を含む。	全国意見照会の結果、次項の名簿抄本ソート条件設定とは別に、名簿付番機能を求める意見があつたことから、要件を追加した。また、補正登録者について、他の選挙人の名簿番号に影響を与えないよう属する投票区の末尾に追加する要件とした。一度付番した後、誤載等による抹消が生じた場合には、再付番は行わず、名簿抄本上に取り消し線を付記することとする。	仕様書1.1版（令和5年2月） ・実装類型の点検により、住所順での名簿番号付番について、一部標準機能からオプション機能へ変更
		2	0060269		名簿番号の付番順のうち住所順について、方書、マンション等の号・棟・部屋番号までを含む順序（文字部分は文字コード順、数字部分は並び可能とするため桁数の統一を行った順序）での選択が可能なこと。			仕様書1.1版（令和5年2月） ・実装類型の点検により、住所順での名簿番号付番について、一部標準機能からオプション機能へ変更

機能要件

選挙人名簿管理標準仕様書				機能の定義		要件の考え方・理由	ワーキング、全国意見照会による意見、及びその対応	修正履歴
項目番号	機能ID	機能名称	実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能				
Lv.1	Lv.2	Lv.3	枝番					
1.3.2	0060028			名簿抄本及びデータを一括で出力できること。 名簿抄本の印字は、下記内容に従うこと。 ・転出表示者…備考欄へ転出者である旨（法第21条第2項該当）、転出年月日、転出先市町村名を記載 ・支援措置対象者…備考欄へ「◆（特定記号）」記載 ・失権者…備考欄へ「*（特定記号）」記載 ・特定資格登録者…備考欄に該当する資格名「南極」、「船員」、「郵便等」、交付日を記載 ・抹消者…定時抹消後の誤載等による抹消者について取消線を付記し、備考欄へ「誤載等による抹消」、抹消年月日を記載		公職選挙法第20条、施行規則第一号様式に基づき、名簿抄本を作成する。 名簿表記の仕方が団体ごとに異なるため、標準化を行う。	名簿表記方法の標準化に関する議論を行った。内容は以下の通り。 転出表示者（内部用）…備考欄へ転出者である旨（法第21条第2項該当）、転出年月日、転出先市町村名を記載 転出表示者（閲覧用）…備考欄へ転出者である旨（法第21条第2項該当）を記載 支援措置対象者（内部用）…備考欄へ「◆（特定記号）」記載 支援措置対象者（閲覧用）…非表示、行詰め、行番号抜け無し 失権者（内部用）…備考欄へ「*（特定記号）」記載 失権者（閲覧用）…通常表記又は備考欄へ「*（特定記号）」記載を選択可能 特定資格登録者（内部用）…備考欄に南極、船員、郵便等資格登録者である旨、交付日を記載 特定資格登録者（閲覧用）…通常表記（名簿情報印字）とし、備考欄記載なし なお、転出年月日は、住民票消除日と同様とし、転出予定年月日と転入確定年月日のいづれか早い方とする。いづれの年月日を採用したかについて、名簿抄本上判別できる必要はない。また、転入通知未	
								仕様書1.1版（令和5年2月） ・実装類型の点検により、ソート条件設定機能について、標準機能からオプション機能へ変更
				名簿抄本は、ソート条件（投票区順、行政区順、住所順、世帯番号順、世帯主カナ氏名の五十音順、世帯員カナ氏名の五十音順、世帯員生年月日順、続柄順、世帯員の並び順（住民票記載順位））について任意の設定ができること。	帳票様式については、標準化を行う方針であるが、ソート条件、改ページについては、利用団体ごとに差異があるため、任意の設定ができる方針とする。ただし、一度設定したソート条件及び改ページは変更されるものではなく、毎回同条件を引き継ぐものとする。			
				改ページについて6.1.4「任意地域管理」にて設定した任意地域を用いることが可能なこと。				
				名簿抄本は、印刷タテヨコについて任意の設定ができること。		名簿の出力方向について、各選挙人の照合欄の行幅の確保の観点からは横方向のレイアウト、投票受付のスペースの観点からは縦方向のレイアウトがメリットがある等、意見が挙がった。そのため、印刷方向は任意設定可能とする要件が必要と判断した。		
				指定都市においては、指定都市の総合区又は行政区別に出力できること。				
			1.3.4	投票区情報について、「区（政令市）」「投票区」「行政区」「6.1.4「任意地域管理」にて設定した任意地域」を出力すること。出力項目のない場合には、空欄とすること。		世帯主表記について、現行表記を行っている団体も複数存在したが、投票受付時の名簿対照時、その他業務においても参照していない実態が明らかとなつたことから、表記しないこととした。 レイアウトを標準化するため、投票区情報について、政令市、一般市区町村ともに使用可能なフォーマットとする。		
				行番号について、名簿左右どちらにも配置すること。		行番号について、名簿対照における視認性向上のため、左右に記載する。		
1.3.5	0060035	閲覧用抄本データ作成	閲覧用のデータの範囲（投票区・行政区・町丁目・6.1.4「任意地域管理」にて設定した任意地域）を指定して、電子データの抽出ができる。 閲覧用の抄本は、支援対象者及び失権者は非表示、行詰め、行番号抜け無しとすること。 閲覧用の名簿抄本の印字は、下記内容に従うこと。 ・転出表示者…備考欄へ転出者である旨（法第21条第2項該当）を記載		公職選挙法第28条の2、3に基づき、閲覧業務を行うため、閲覧対象者の名簿抄本を作成する。 閲覧用システムも存在するが、選挙人名簿管理システム側においても簡易な閲覧用データの出力が必要と判断した。	閲覧用の抄本については、支援措置対象者が抜けていることが推察できないよう、行詰めやかつ行番号抜け無しの表記とする。なお、内部用と閲覧用で名簿番号が異なることについては業務上問題ないことをワーキングにて確認している。		
1.3.6	0060036			指定都市においては、指定都市の総合区又は行政区別に出力できること。				
1.3.7	0060037	新規登録者、抹消者一覧出力	新規登録者（前回登録処理（定時登録若しくは選挙時登録）後に今回の定時登録で新たに登録された者）、抹消者（前回抹消処理（前回定時登録、例月抹消を行っている場合は当該例月抹消処理後、選挙を挟んでいる場合は選挙期間中の抹消告示後）後に抹消された者）の該当者一覧が一括で出力できること。	選挙人名簿抄本のうち、新規登録者、抹消者についてのみを確認するため、該当者を抽出した一覧を出力する。				

機能要件

選挙人名簿管理標準仕様書				機能の定義		要件の考え方・理由	ワーキング、全国意見照会による意見、及びその対応	修正履歴
項目番号	機能ID	機能名称	実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能				
Lv.1	Lv.2	Lv.3	枝番					
	1.3.8		0060038		指定都市においては、指定都市の総合区又は行政区別に出力できること。			
	1.3.9		0060039	表示登録者一覧出力	新規登録者（前回登録処理（定時登録若しくは選挙時登録）後に今回の定時登録で新たに登録された者）のうち、表示者となった者の一覧を出力できること。	都道府県選管へ表示登録者の報告を行うため、表示登録者一覧の出力機能を定義する。		
	1.3.10		0060040		指定都市においては、指定都市の総合区又は行政区別に出力できること。			
1.4. 定時登録集計								
	1.4.1		0060041	登録者数集計	選挙人名簿登録者について、以下の単位で集計を行い、Excel形式での出力が可能なこと。 <集計単位> 選挙区分 投票区分 行政区別 登録の別（有権者、表示者、失権者） 男女別		公職選挙法施行令第22条1項に基づき、各種数値を報告するため集計を作成する。	
	1.4.2		0060042		(前回登録（定時登録若しくは選挙時登録）から今回の定時登録期間のうち) 指定した期間における、選挙人名簿の登録者数の増減について、以下の単位で集計を行い、Excel形式での出力が可能なこと。 <集計単位> 選挙区分 投票区分 異動事由（増・減）別 男女別			
	1.4.3		0060043		指定都市においては、指定都市の総合区又は行政区別に出力できること。 異動増減表について、区間異動集計を含むこと。			
1.5. 例月処理								
	1.5.1		0060044	例月抹消処理	例月抹消処理を実施できること。 処理結果をチェックリストとして出力できること。	住民登録システムより連携された住民登録情報を基に、公職選挙法第28条に基づき、抹消を行う。 例月処理の実施状況については、団体により異なる場合がある。		
	1.5.2		0060045	月次移替処理	例月での、住民異動情報反映処理（1.2.1、1.2.2と同等の処理）が行えること。 処理結果をチェックリストとして出力できること。			

機能要件

選挙人名簿管理標準仕様書				機能の定義		要件の考え方・理由	ワーキング、全国意見照会による意見、及びその対応	修正履歴			
項目番号	Lv.1	Lv.2	Lv.3	機能ID	機能名称						
2. 選挙時登録管理											
2.1. 選挙時登録・抹消											
2.1.1	1	0060046	住民マスタ突合	(住民記録システムと選挙人名簿管理システムが別システムの場合) 住民記録システムと選挙人名簿管理システムの住民マスタに相違がないかをマッチングできること。住民マスタについては、6.2.1「住民記録情報連携」参照のこと。 マッチング項目は以下の2通りで実施できること。 ・宛名番号のみ ・宛名番号、氏名、性別、生年月日、住所、方書、世帯番号、統柄、異動事由、異動年月日 マッチングの結果、差分の発生したデータについて、管理（修正）が行えること。		選挙人名簿管理システムが住民記録システムと別システムの場合、住民記録システムから外国人住民情報を含めた全住民記録情報（転出者を含む）を取り込み、これを基に選挙人名簿調製することを想定している。 各名簿調製の際、当該住民マスタ情報が住民記録システムのデータと齟齬がないかを確認するため、突合を行い最新情報に誤りが無いことを担保する。					
	2	0060047		住民記録側で職権記載（帰化・国籍取得）が未実施で、官報に掲載されたケースについて、選挙人名簿管理システムの住民マスタへ該当者の情報を管理（登録）できること。				仕様書1.1版（令和5年2月） ・実装類型の点検により、標準機能からオプション機能へ変更			
2.1.2	1	0060048	選挙時登録	名簿登録基準日、名簿調製日、選挙期日を指定し、名簿登録基準日時点での、公職選挙法第9条に規定された選挙人名簿に登録される資格を有する者（18歳到達者、国内転入3か月、国外転入等3か月、職権記載3か月、公民権停止期間終了、異動の取消（増）、職権記載（帰化・国籍取得等））を一括して管理（登録）できること。 転入による登録の基準日は、「住民届出日」とすること。なお、官報による職権記載（帰化・国籍取得）者の登録基準日は「住民届出日」とし、「帰化又は国籍取得の届出日」とは区別して管理すること。 投票区は最新の住民票の現住所及び共通要件13.1.6「投票区・投票所管理」を基に自動で設定されること。 複数選挙が同日開催される場合、選挙ごとに資格判定ができること。		公職選挙法第22条に基づき、選挙時に住民記録システムより連携された住民記録情報を基に、公職選挙法第21条に規定された被登録資格を有する者を判断し、登録を行う。	転入における登録基準日について、団体により採用する日付が「住民届出日」「住民となった日」異なるため、居住実態に基づく選挙人名簿への登録を実施するという観点から、又公選法第21条に則り、転入届提出に基づく「住民届出日」へ統一する。				
	2	0060049									
	3	0060050		名簿登録基準日の異なる選挙が同日開催される場合、名簿登録基準日ごとに資格判定の上、管理（登録）できること。							
	4	0060051		複数選挙区に対応していること。							
2.1.3		0060052		選挙時登録の対象者のうち、在外選挙管理サブユニットから連携された出国時申請ステータスが「選挙人名簿抹消確定」の者と突合を行い、該当する場合には、当該選挙人について名簿登録を行わないこと。 出国時申請ステータスが「申請中」の者の場合には、登録を行ったうえで、出国時申請ステータスを保持すること。		出国時申請時に選挙人名簿の被登録資格を有しているものの、選挙人名簿に登録されていない者で、在外選挙管理サブユニット側で登録が完了した場合に、選挙時登録の対象から外す必要がある。					
2.1.4		0060053		指定都市において、選択した指定都市の総合区又は行政区のみ選挙時登録が行えること。		指定都市の総合区又は行政区内外に複数の小選挙区を保有するケースも存在するが、これに対応する機能を搭載しているパッケージはほぼないことが指定都市への照会により明らかとなつた。そのため、指定都市の総合区又は行政区単位で					

機能要件

選挙人名簿管理標準仕様書				機能の定義		要件の考え方・理由	ワーキング、全国意見照会による意見、及びその対応	修正履歴
項目	機能ID	機能名称	実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能	要件の考え方・理由			
Lv.1	Lv.2	Lv.3	枝番					
2.1.5			0060054	選挙時抹消	名簿登録基準日、名簿調製日、選挙期日を指定し、名簿登録基準日時点での選挙人名簿から抹消すべき者（死亡、職権消除（国籍喪失）、国内転出後4か月経過、国外転出後4か月経過、職権消除後4か月経過、異動の取消（減）、在外選挙人名簿の登録移転）を一括して管理（削除）できること。 在外選挙人名簿の登録移転については、3.6.6「出国時申請者管理」にて「選挙人名簿抹消確定」となった者、又は、「申請中」かつ転出4か月経過の者を削除すること。 転出による抹消の基準日は、「住民票消除日」とすること。	選挙時、住民記録システムより連携された住民記録情報を基に、公職選挙法第28条に基づき、抹消を行う。 公職選挙法第28条に規定された者に加えて、出国時申請を行った在外選挙人名簿の登録移転者についても、本機能で抹消処理を行う方針とする。在外選挙人名簿の登録移転については、3.6.6「出国時申請者管理」参照のこと。	転出による抹消について、住民記録システムからは転出予定異動年月日と転出異動年月日（確定日）が連携されているが、各自治体間で抹消の基準とする情報が異なっており、選挙人の転出入の際、自治体によって選挙人名簿の登録期間に差異が生じる恐れがあった。住民記録システムの標準仕様策定に伴い、これについて住民票消除のタイミングを、「転出予定年月日と転入確定年月日のいずれか早い方」と規定しているため、住民記録システムよりデータ連携された両データのうち、早い日付を住民票消除日として同様に採用する。なお、転入通知未着の場合は、「転出予定年月日」が消除日として採用される。 職権消除による抹消について、その事由により4か月経過を待って抹消するか、即時抹消とするか各自治体考え方が異なることが明らかとなったが、国籍喪失を除き、職権消除後4か月を以って抹消とする。ただし、選管の判断により即時抹消の必要な選挙人については、個別に2.2.7「抹消」を用いて処理を行うこととする。 また、出国時申請を行った者については、在外選挙人名簿の登録移転に関する機能にて管理を行い、本機能のステータスが「選挙人名簿抹消確定」となった者、又は「申請中」のステータスであるものの転出4か月経過した者について、当該選挙時抹消機能にて抹消の対象とすることとした。	
					指定都市において、選択した指定都市の総合区又は行政区のみに選挙時抹消が行えること。	指定都市の総合区又は行政区に複数の小選挙区を保有するケースも存在するが、これに対応する機能を搭載しているパッケージはほぼないことが指定都市への照会により明らかとなった。そのため、指定都市の総合区又は行政区単位での選挙時抹消が行えること。		
2.2. 選挙資格管理								
2.2.1	1	0060056	住民異動情報反映	住民記録システムから取得した住民異動情報（住民記録システムと選挙人名簿管理システムが別の場合には、住民マスターから取得した住民異動情報）について、選挙資格情報に一括で反映できること。 登録者が投票区の区域外に転居、又は住所を訂正した場合、登録内容の移替えが自動で行えること。 登録者の転出表示が行えること。 ただし、共通要件にて設定した移替停止日に従い、移替停止日以降、自動移替えを行わないこと。 処理の過程でエラーが生じたものについて、エラーリストを出力できること。		住民記録システムより連携された住民記録情報を基に、公職選挙法第27条に規定された、選挙人名簿の表示及び訂正等を行う。		
	2	0060057		移替前後の投票区、住所を含んだ一覧の出力ができること。				
	3	0060058		異動種別ごとの該当者の一覧を出力できること。				
2.2.2	1	0060059		指定都市において、区間異動した場合、登録内容の移替が自動で行えること。				
	2	0060060		指定都市において、区間異動した場合、移替前後の選挙区、投票区、住所を含んだ一覧の出力ができること。				
	3	0060061		指定都市において、区内転居し、投票区異動の発生した選挙人について、移替前後の投票区、住所を含んだ一覧の出力ができること。				
	4	0060062		移替停止日以降、新規登録予定者が名簿登録基準日までに区間異動した場合、異動先の住所で新規登録されること。	新規登録者について公職選挙法第269条に基づき、移替停止日一名簿登録基準日間で区間異動があった場合には、異動先住所での名簿登録を行う			
	5	0060063		指定都市の総合区又は行政区を選択し、移替を停止できること。				
2.2.3	1	0060064	補正登録	名簿登録後でも、住民異動情報連携とは別に、選挙人名簿に登録される資格を有する者を追加登録できること。	公職選挙法第26条に基づき、補正登録を行う。			
	2	0060065		補正登録を行った者の一覧を画面表示できること。				
2.2.4	1	0060066		補正登録候補者を自動判定し、抽出できること。	選挙期日に年齢要件を、名簿登録基準日で住所要件を満たしているが、登録漏れ等により選挙人名簿に登録されていない者を抽出する。			

機能要件

選挙人名簿管理標準仕様書				機能の定義		要件の考え方・理由	ワーキング、全国意見照会による意見、及びその対応	修正履歴
項目番号	機能ID	機能名称	実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能				
Lv.1	Lv.2	Lv.3	枝番					
2.3. 二重登録対象者管理	2.2.5	2	0060067	選挙人名簿に登録された者で、個人情報などの誤りが判明した者について、管理（修正）できること。 該当者の一覧を出力できること。	上記で抽出した候補者を選択し、一括で管理（登録）できること。 選択した指定都市の総合区又は行政区のみ、補正登録候補者を自動判定し、抽出できること。			
		2.2.5	1					
		2	0060069		上記で抽出した候補者を選択し、一括で管理（登録）できること。			
	2.2.6	1	0060070		住民異動情報連携とは別に、公職選挙法第27条3項に基づき、名簿の記載内容に誤りがあった場合、訂正を行う。 住民記録情報の修正については、住民記録システム側、又は住民マスター側で修正を行うことを基本とし、これが難しいケース、又は選挙固有情報について訂正する場合に当該訂正機能を利用			
		2	0060071					
	2.2.7	1	0060072		住民異動情報連携とは別に、公職選挙法第28条第4号に基づき、名簿記載すべきでなかった者の抹消を行う。 また、職権消除については、通常4か月経過抹消とするが、選管の判断において即時抹消が必要とされる場合、処理を行う。			
		2	0060073					
	2.2.8	1	0060074	年齢要件到達予定者に対する宛名作成	年齢要件で新たに選挙権を取得する予定の者を抽出し、17歳名簿を作成できること。	全国意見照会において、定時登録だけでなく、選挙時登録においても、年齢要件で新たに選挙権を取得する予定の者を対象に選挙の勧奨通知を送付する団体から要望を受け、抽出及び宛名ラベルの作成を行なった		
		2	0060075		通知のための宛名又はラベルの出力ができること。			
	2.2.9	1	0060076		選択した指定都市の総合区又は行政区のみ、年齢要件で新たに選挙権を取得する予定の者を抽出し、17歳名簿を作成できること。			
		2	0060077		選択した指定都市の総合区又は行政区のみ、通知のための宛名又はラベルの出力ができること。			
	2.2.10		0060078	再転入者管理	宛名番号が同一の再転入者（複数回の再転入を含む）について、再転入3か月経過後、転出表示の消除ができること。	住民記録システムの標準仕様により、住民記録システム側で再転入になりうる対象者について確認を行う機能を有し、同一番号が付番されることから、"住民番号は異なるが氏名・生年月日・性別から同一人物と考えられる者"を抽出する機能は不要と判断した。これにより、住民記録システム側で再転入者と判断された者かつ、4か月抹消に至らない者について、表示の消除を行う仕様とした。		
	2.2.11		0060079		指定都市において、宛名番号が同一で市内の他区への再転入者（複数回の再転入を含む）について、再転入3か月経過後、表示の消除ができるとともに、移替を行なうこと			

機能要件

選挙人名簿管理標準仕様書				機能の定義		要件の考え方・理由	ワーキング、全国意見照会による意見、及びその対応	修正履歴
項目	機能ID	機能名称	実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能	要件の考え方・理由			
Lv.1	Lv.2	Lv.3	枝番					
	2.3.1		0060080	二重登録対象者候補者抽出	二重登録対象者（転入者、転出者）となり得る候補者を抽出し、名簿登録基準日ごとに転入者、転出者それぞれ一括で一覧表を出力できること。	公職選挙法施行令第29条に基づき、二重投票が行われないよう他団体へ確認を行うため、二重登録となり得る者を抽出する。	全国意見照会の結果、二重登録の通知・照会に関する運用について、本システム標準化事業に際してシステム間をネットワーク接続することで、現行の紙運用から変更できないかといった意見が挙がった。ネットワーク接続については、法改正を含め検討する事項であり、標準化とは別の観点で検討が必要との結論に至ったが、二重登録通知、照会・回答における時間短縮・郵送負荷の観点から、郵送以外の手段についてWTにて議論を行った。その結果、業務負荷及びセキュリティの両面から現段階で対応しうる手段として、LGWAN mai利用を基本とするメール送付も可能とすることとした。なお、メールでの通知、照会・回答送付是非については、各団体のセキュリティポリシーに基づくこととする。メールアドレス等の情報管理については、13.1.10「役所・役場情報」参照のこと。	
	2.3.2	1	0060081	二重登録対象者通知管理	自治体ごとに複数人をまとめて記載した二重登録可能者の登録通知（転入者）、二重登録可能者の登録照会（転出者）の出力を名簿登録基準日ごとに可能なこと。 登録照会（転出者）については、他の選挙管理委員会からの登録通知を受領した者を除外した上で出力が可能なこと。 二重登録可能者の登録通知（転入者）出力後、転出や死亡等により登録しなかった者を表示できること。 二重登録可能者の登録照会回答（転出者）については、Excel又はWord形式での出力を可能とすること。	二重登録となり得る者のうち、転入者に関して、転入前住所地の団体へ通知を行うため、通知の作成機能が必須と判断した。また、転出者に関して転入前住所からの通知が受領できない場合、照会を行う必要があるため、照会の作成も必須である。 また、二重登録通知発送後、他自治体へ転出したことで、自市では登録とならなかつた者についてはレアケースであることから、画面表示に留め、二重登録取消し通知は、システム帳票の対象とせず、各団体個別作成とする。 二重登録に関する文書（照会回答）については、メールでの送付（基本方針としてLGWAN メール利用）も可能とすることとし、照会先市区町村において回答を編集できるよう、Excel又はWord形式での出力を可能とする要件とした。	公職選挙法施行令第29条に基づき、各団体においては二重投票が行われないよう業務を行っているが、当該条文にはその運用方法や様式の規定は存在しない。そのため、二重登録となり得る者について、転入先自治体からの「通知」を主として実施しているケース、転出元から転入先自治体へ「照会」を主として実施しているケース、どちらも実施しているケースと、運用に差異が生じている。そのため、WTにて運用の標準化についても検討を行った。 <運用の標準化方針> ・転入先自治体からの「通知」を主とする。 ・二重登録となり得る者について、転入先自治体から「通知」が無かつた場合のみ「照会」を行う。 ・「通知」「照会」の送付目安について、投票所入場券作成時期は各団体によってまちまちであるが、投票所入場券のデータ作成後速やかに「通知」を行うこととし、「照会」を開始する時期については、業務に支障が生じないよう、各団体の判断によること。 また、選挙直前に2回以上の転出を行ったことにより、二重登録となる選挙人の登録状況を区町村間の直接の通知・照会により把握できないケースについても検討を行った。この場合については、特にシステム対応は行わないが、以下の運用を標準とする。 A市からB市（短期間）、C市へ転出したケース <通知時の運用> B市は、C市より受領した二重登録通知をA市へ転送する。 (転送の際には転送の理由や送付元を記した鑑を合わせて送付する。また、対象者以外の個人情報についてはマスキングを施す。) <照会時の運用> B市は、照会回答備考欄へ「C市へ転出（+住所情報）」と記載し、A市へ返送する。A市は、再度C市へ二重登録照会を行う。 全国意見照会を受け、二重登録通知を受領していない者のみ抽出して二重登録照会を出力することを可能とする要件とした。	
		2	0060082	通知発送の有無を管理できること。				
	2.3.3		0060083		(削除)			仕様書1.1版（令和5年2月） ・標準オプション機能評価結果により旧氏出力機能を削除
	2.3.4		0060084		指定都市においては、指定都市の総合区又は行政区ごとに出力できること。			

機能要件

選挙人名簿管理標準仕様書				機能の定義		要件の考え方・理由	ワーキング、全国意見照会による意見、及びその対応	修正履歴
項目	機能ID	機能名称	実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能	要件の考え方・理由			
Lv.1	Lv.2	Lv.3	枝番					
	2.3.5		0060085	二重登録対象者管理	二重登録対象者（転入者、転出者）を管理できること。 他の選挙管理委員会からの通知のあった者について、通知を受領した旨、及び登録日（予定日）を管理（登録）できること。登録の際には、自治体単位で一括で管理（登録）できること。 また、当該対象者について、基準日名簿抄本上、取消し線を付記した上で備考欄に「二重登録」「転出先名簿登録（予定）日」を印字すること。 当日用名簿抄本上、取消し線を付記した上で備考欄に「二重登録」「転出先名簿登録日」を印字すること。 二重登録対象者について、他の選挙管理委員会からの照会に対して回答するため、登録の照会が可能なこと。 二重登録照会を行った者について、回答結果を登録できること。転出先での登録のあった者については、名簿抄本上、他の選挙管理委員会からの通知のあった者と同様の取り扱いとする。 なお、二重登録通知・照会が完了していない者について、基準日名簿抄本・当日用名簿抄本の備考欄に「二重登録」を印字すること。 なお、二重登録対象者（転出者）の当日有権者カウントについては、二重登録通知・照会の結果有無に関わらず、以下のとおりとする。	抽出した二重登録となり得る者について、転入者については、通知の発送有無、転出者については、通知の受領状況、通知が受領できなかった場合、照会通知の発送状況、回答結果について管理を行う必要がある。また、転入者に関して照会を受領した場合、照会及び回答送付状況を管理する必要がある。	二重登録通知のあった者、照会した結果転出先自治体において登録が確認された者についての名簿表記については、団体間で差異があったが、基準日名簿・当日名簿抄本において、二重登録通知・照会の結果を確認できるよう、備考欄への記載及び取消線の印字を行うこととした。	
2.4. 選挙基準日登録選挙人名簿抄本作成								
2.4.1	1	0060086	基準日登録選挙人名簿抄本	名簿番号を付番できること。付番順は、投票区順、行政区順、住所順※ ¹ 、世帯番号順、世帯主カナ氏名五十音順、世帯員カナ氏名の五十音順、世帯員生年月日順、統柄順、世帯員の並び順（住民票記載順位）から複数選択可能なこと。 また、補正登録者については、属する投票区の末尾、又は属する投票区の最終頁に貢追加を行い、付番すること。 誤載等による抹消があった場合、再付番は行わない。	※ ¹ 住所順…住所コード順（住所（都道府県から小字まで）を一意に識別できる11桁のコード）に加え、小字以降の番地を含む。	全国意見照会の結果、次項の名簿抄本ソート条件設定とは別に、名簿付番機能を求める意見があったことから、要件を追加した。また、補正登録者について、他の選挙人の名簿番号に影響を与えないよう属する投票区の末尾に追加する要件とした。 一度付番した後、誤載等による抹消が生じた場合には、再付番は行わず、名簿抄本上に取り消し線を付記することとする。	仕様書1.1版（令和5年2月） ・実装類型の点検により、住所順での名簿番号付番について、一部標準機能からオプション機能へ変更	
	2	0060270		名簿番号の付番順のうち住所順について、方書、マンション等の号・棟・部屋番号までを含む順序（文字部分は文字コード順、数字部分は並び可能とするため桁数の統一を行った順序）での選択が可能なこと。			仕様書1.1版（令和5年2月） ・実装類型の点検により、住所順での名簿番号付番について、一部標準機能からオプション機能へ変更	

機能要件

選挙人名簿管理標準仕様書				機能の定義		要件の考え方・理由	ワーキング、全国意見照会による意見、及びその対応	修正履歴				
項目番号	機能ID	機能名称	実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能	要件の考え方・理由							
Lv.1	Lv.2	Lv.3	枝番									
2.4.2	1	0060087	<p>各選挙基準日に登録された選挙人名簿の抄本及びデータを一括で出力できること。 名簿抄本の印字は、下記内容に従うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転出表示者…備考欄へ転出者である旨（法第21条第2項該当）、転出年月日、転出先市町村名を記載 ・支援措置対象者…備考欄へ「◆（特定記号）」記載 ・失権者…備考欄へ「*（特定記号）」記載 ・特定資格登録者…備考欄に該当する資格名「南極」、「船員」、「郵便等」、交付日を記載 ・二重登録対象者…通知・照会が完了した者は取り消し線を付記、備考欄に「二重登録」「登録日予定日」を記載 通知・照会が未了の者は、備考欄に「二重登録」を記載 ・抹消者…選挙時抹消後の誤載等による抹消者について取消線を付記し、備考欄へ「誤載等による抹消」、抹消年月日を記載 	<p>共通要件の「選挙定義」に設定した基準日を基に、選挙時登録における選挙人名簿抄本を作成する機能として定義する。 名簿表記の仕方が団体ごとに異なるため、標準化を行う。</p>	<p>名簿の出力方向について、各選挙人の照合欄の行幅の確保の観点からは横方向のレイアウト、投票受付のスペースの観点からは縦方向のレイアウトがメリットがある等、意見が挙がった。そのため、印刷方向は任意設定可能とする要件が必要と判断した。 名簿表記方法の標準化に関する議論を行った。内容は以下のとおり。</p> <p>転出表示者（内部用）…備考欄へ転出者である旨（法第21条第2項該当）、転出年月日、転出先市町村名を記載 転出表示者（閲覧用）…備考欄へ転出者である旨（法第21条第2項該当）を記載 支援措置対象者（内部用）…備考欄へ「◆（特定記号）」記載 支援措置対象者（閲覧用）…非表示、行詰め、行番号抜け無し 失権者（内部用）…備考欄へ「*（特定記号）」記載 失権者（閲覧用）…通常表記又は備考欄へ「*（特定記号）」記載を選択可能 特定資格登録者（内部用）…備考欄に南極、船員、郵便等資格登録者である旨、交付日を記載 特定資格登録者（閲覧用）…通常表記（名簿情報印字）とし、備考欄記載なし 二重登録対象者（内部用）…通知・照会が完了した者は取り消し線を付記、備考欄へ「二重登録」「登録日予定日」を記載 通知・照会が未了の者は、転出年月日は、住民票消除日と同様とし、転出予定年月日と転入確定年月日のいずれか早い方とする。いずれの年月日を採用したかについて、名簿抄本上判別できる必要はない。また、転入通知未着の場合は、「転出予定年月日」とする。</p>	<p>転出表示者（内部用）…備考欄へ転出者である旨（法第21条第2項該当）、転出年月日、転出先市町村名を記載 転出表示者（閲覧用）…備考欄へ転出者である旨（法第21条第2項該当）を記載 支援措置対象者（内部用）…備考欄へ「◆（特定記号）」記載 支援措置対象者（閲覧用）…非表示、行詰め、行番号抜け無し 失権者（内部用）…備考欄へ「*（特定記号）」記載 失権者（閲覧用）…通常表記又は備考欄へ「*（特定記号）」記載を選択可能 特定資格登録者（内部用）…備考欄に南極、船員、郵便等資格登録者である旨、交付日を記載 特定資格登録者（閲覧用）…通常表記（名簿情報印字）とし、備考欄記載なし 二重登録対象者（内部用）…通知・照会が完了した者は取り消し線を付記、備考欄へ「二重登録」「登録日予定日」を記載 通知・照会が未了の者は、転出年月日は、住民票消除日と同様とし、転出予定年月日と転入確定年月日のいずれか早い方とする。いずれの年月日を採用したかについて、名簿抄本上判別できる必要はない。また、転入通知未着の場合は、「転出予定年月日」とする。</p>	<p>仕様書1.1版（令和5年2月） ・実装類型の点検により、ソート条件設定機能について、標準機能からオプション機能へ変更</p>					
	2	0060088										
	3	0060089	<p>改ページについて6.1.4「任意地域管理」にて設定した任意地域を用いることが可能のこと。</p>									
	4	0060090										
2.4.3		0060091	<p>名簿抄本は、印刷タテヨコについて任意の設定ができること。</p>									
2.4.4		0060092										
2.4.5		0060093										
2.4.6		0060094	<p>新規登録者、抹消者一覧出力</p> <p>新規登録者（前回登録処理（定時登録若しくは選挙時登録）後に今回の選挙時登録で新たに登録された者）、抹消者（前回抹消処理（前回定時登録、例月抹消を行っている場合は当該例月抹消処理後、選挙を挟んでいる場合は選挙期間中の抹消告示後）後に抹消された者）の一覧が一括で出力できること。</p>	<p>照合欄の選挙名の並び順は、任意の設定が可能なこと。</p>	<p>全国意見照会の結果、各自治体で照合欄の並び順を都度設定したいとの要望があったため、標準オプションとして定義する。</p>							
2.4.7		0060095										

機能要件

選挙人名簿管理標準仕様書				機能の定義		要件の考え方・理由	ワーキング、全国意見照会による意見、及びその対応	修正履歴
項目	機能ID	機能名称	実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能	要件の考え方・理由			
Lv.1	Lv.2	Lv.3	枝番					
	2.4.8		0060096	表示登録者一覧出力	新規登録者（前回登録処理（定時登録若しくは選挙時登録）後に今回の選挙時登録で新たに登録された者）のうち、表示者となった者の一覧を出力できること。	都道府県選管へ表示登録者の報告を行うため、表示登録者一覧の出力機能を定義する。		
	2.4.9		0060097		指定都市においては、指定都市の総合区又は行政区別に出力できること。			
2.5. 投票所入場券作成								
2.5.1	1	0060098	投票所入場券作成	2.4で作成した選挙人名簿抄本データのうち、名簿登録基準日時点の投票資格有（年齢要件については、選挙期日時点とする。また、登録基準日翌日から選挙期日前日までに4か月経過抹消を迎える選挙人については、対象外とする。）の選挙人を対象に、投票所入場券及びデータの作成が行えること。	投票所入場券のレイアウト標準化を行うが、団体ごとの投票所入場券の、形式（個人/世帯）サイズについて、団体により異なるため任意の設定が可能な要件とした。 また、印刷の外部委託等データの一括出力が基本であるが、業務上、修正や再作成も発生するため、再発行も必要と判断した。 入場券作成の対象から「名簿登録基準日翌日から選挙期日前日までに4か月経過抹消を迎える者」については各団体において運用が異なっており、システム機能としては出力の対象外とする。当該選挙人に対する案内等については、各団体の運用へ一任することとする。	投票所入場券については、各団体様々な様式を用い、内容の工夫が施されていること、又印刷に関して委託業者における制約もあることが明らかとなった。 そのため、投票所入場券のレイアウトについては標準化を行うが、様式は「世帯封書」を推奨案とし、「個人はがき」「世帯はがき」についても各団体の状況に応じ、採用可能とする。 様式「世帯封書」を推奨する理由は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none">・印字スペース等の制約がない。・投票勧奨等のお知らせやチラシを同封することができる。・引き抜き作業の負担が小さい。・国政選挙に係る投票所入場券の印刷・送付費用は総務省が負担するため、自治体の負担は一定程度軽減される。・個人単位での発送に比して送料が安価である。（1通あたりの封入数は規定しない。）・各市区町村における採用数が多い。 また、「世帯封書」における宛名については、投票所入場券が送付される世帯全員の宛名記載とする。 また、「投票所入場券」という文言についても、「選挙のお知らせ」といった文言を用いている団体もあることから、規定の文字の範囲内で、任意の名称へ変更可能とする。 性別表記についてだけ 行わかい方針とすが 集計に活用する場合が公印については、出力している団体も存在するが法令による規定もないため、一律出力しないこととする。 そのほか、一部空白のスペースを確保し、各団体任意の案内（QRコードの印字等）を挿入可能とする。		
	2	0060099		様式は、はがき個人票（圧着有）形式、封書世帯形式を選択できること。	推奨様式（封書世帯）及びはがき個人票（圧着有）を標準とし、その他個人票（圧着無）、はがき世帯票（2人／4人）形式をオプションとする		仕様書1.1版（令和5年2月） ・必須様式の種類を縮小。縮小した様式をオプションへ変更。	
	11	0060271		様式は、はがき個人票（圧着無）形式を選択できること。			仕様書1.1版（令和5年2月） ・必須様式の種類を縮小。縮小した様式をオプションへ変更。	
	12	0060272		様式は、はがき世帯票（2人）形式を選択できること。			仕様書1.1版（令和5年2月） ・必須様式の種類を縮小。縮小した様式をオプションへ変更。	
	13	0060273		様式は、はがき世帯票（4人）形式を選択できること。			仕様書1.1版（令和5年2月） ・必須様式の種類を縮小。縮小した様式をオプションへ変更。	
	3	0060100		「投票所入場券」の文言は、15文字以内で任意の名称へ変更可能のこと。				
	4	0060101		選挙人の性別は記載しないこと。ただし、男女の別が判別できるよう、任意選択により記号の印字を可能とすること。				
	5	0060102		名簿番号、選挙期日、全国地方公共団体コード、選挙/国民投票区分を埋め込んだバーコード、郵便番号のカスタマーバーコード出力ができる。投票所の案内図のイメージデータを取り込み、出力できる。案内図を取り込みを行わない場合には、任意記載欄として利用できる。				
	6	0060103		選挙のお知らせ文又は、転出者への案内文、その他自治体ごとの任意の案内等を記載可能な空白スペースを設定できること。				
	7	0060104		繰り上げ投票の対象となる投票所については、13.1.6「投票区・投票所管理」にて設定した投票開始時刻、投票終了時刻が印字される。				
	8	0060105		封書世帯形式、はがき個人票（圧着有）の投票所入場券の裏面に期日前・不在者投票の宣誓書（兼請求書）を出力できること。			仕様書1.1版（令和5年2月） ・投票所入場券の必須様式の種類縮小に伴う裏面要件の変更 ・宣誓書内の氏名等の出力要件をオプションへ変更	

機能要件

選挙人名簿管理標準仕様書				機能の定義		要件の考え方・理由	ワーキング、全国意見照会による意見、及びその対応	修正履歴
項目番号	機能ID	機能名称	実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能				
Lv.1	Lv.2	Lv.3	枝番					
		14	0060274		はがき個人票（圧着無）の投票所入場券の裏面に期日前・不在者投票の宣誓書（兼請求書）を出力できること。			仕様書1.1版（令和5年2月） ・投票所入場券の必須様式の種類縮小に伴う裏面要件の変更
		15	0060275		はがき世帯票（2人）形式の投票所入場券の裏面に期日前・不在者投票の宣誓書（兼請求書）を出力できること。			仕様書1.1版（令和5年2月） ・投票所入場券の必須様式の種類縮小に伴う裏面要件の変更
		16	0060276		はがき世帯票（4人）形式の投票所入場券の裏面に期日前・不在者投票の宣誓書（兼請求書）を出力できること。			仕様書1.1版（令和5年2月） ・投票所入場券の必須様式の種類縮小に伴う裏面要件の変更
		17	0060277		封書世帯形式の宣誓書において、氏名・住所・生年月日を任意で出力可能なこと。			仕様書1.1版（令和5年2月） ・宣誓書内の氏名等の出力要件をオプションへ変更
		9	0060106		世帯はがきの場合、2名又は4名分のうち不使用部分において、「*」又は「この部分は不要です」の印字を行い、選挙人が記載できないようにすること。			仕様書1.1版（令和5年2月） ・投票所入場券の必須様式の種類縮小に伴い、当該機能をオプション機能へ変更
		10	0060107	再交付が行えるようオンライン出力ができること。				
	2.5.2		0060108		共通投票所を設定している場合には、共通投票所情報も印字可能のこと。 繰り上げ投票の対象となる投票所に紐づく選挙人かつ共通投票所の設置もある場合には、投票開始時刻、終了時刻は2パターン印字できること。			
	2.5.3	1	0060109	国外転出者について、投票所入場券の出力対象としないこと。			郵便等投票証明書保持者に対しては、不在者投票請求書を同封した選挙のお知らせを送付するため、投票所入場券を送付しない運用を行っている団体もあったが、投票所入場券を送付している団体が多数であったことから、送付する運用を標準とする。	
		2	0060110		入場券の出力順は、郵便番号順、住所順、投票所又は投票区順※2、世帯主カナ氏名50音順、世帯番号順、統柄コード順、名簿番号順から一つ又は複数の任意の設定が可能なこと。	※2投票所又は投票区順…投票区・投票所マスターにて設定したコード順		仕様書1.1版（令和5年2月） ・実装類型の点検により、入場券の出力順設定機能について、標準機能からオプション機能へ変更
	3	0060111		入場券及びデータは、市区町村内、市区町村外（転出後3ヶ月未満）（都道府県外転出）、市区町村外（転出後3ヶ月未満）（都道府県内転出）、市区町村外（転出3か月以上～選挙期日までの転出期間が4か月未満）（都道府県外転出）、市区町村外（転出3か月以上～選挙期日までの転出期間が4か月未満）（都道府県内転出）、3.6.2[別送者管理]で管理する者、失権者（選挙期日までの復権予定者）の分類別に出力できること。 同一市区町村内に衆議院の小選挙区を複数有している場合には、上記の分類を、選挙区ごとに出力できること。 複数基準日で同日執行の場合には、登録基準日ごとに上記で設定した出力順、分類での出力が可能なこと。		投票所入場券の封入・封緘、発送業務において、市区町村内、市区町村外、別送者等に分類して出力することが業務の効率化に資すると判断した。 登録基準日の異なる複数同日選挙の場合、後の登録基準日で登録される選挙人については、印刷・発送を分ける対応を想定し、登録基準日ごとの出力も必要と判断した。		
2.5.4			0060112		指定都市においては、総合区又は行政区別に出力できること。			
2.5.5			0060113		同一市区町村内に衆議院の小選挙区を複数有している市区町村における補欠選挙、又は指定都市における道府県議・市議の補欠選挙に対応するため、一部選挙区のみの投票所入場券及びデータ作成ができること。			

機能要件

選挙人名簿管理標準仕様書				機能の定義		要件の考え方・理由	ワーキング、全国意見照会による意見、及びその対応	修正履歴		
項目番号	機能ID	機能名称	実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能						
Lv.1	Lv.2	Lv.3	枝番							
	2.5.6	1	0060114	返戻管理	宛先不明等で投票所入場券が返戻された者及び不達の事由を管理（登録）できること。	返戻された投票所入場券については、住民課等において不現住の実態調査の情報として利用するケースもあるため、標準オプションとして機能を定義する				
		2	0060115		返戻登録された者の一覧を表示できること。					
		3	0060116		バーコードを読み込むことで対象者を検索できること。					
		4	0060117		投票所入場券返戻者の一覧をCSVにて出力できること。					
	2.5.7		0060118	投票所入場券追加作成	投票所入場券発送以降に補正登録や抹消取消等により、選挙人名簿登録された者に対して、登録基準日を選択し、追加で投票所入場券又は転出者案内（転出3か月未満の選挙人用）を作成しオンラインで出力できること。	発生頻度は低いと想定されるが、業務上、搭載することで利便性が向上すると判断した。 投票所入場券作成と同様、名簿登録基準日の異なる同日複数選挙を考慮した仕様とした。				
	2.5.8		0060119		投票所入場券及び転出者案内用（転出3か月未満の選挙人用）のデータ出力後に、引き抜きを行う者の一覧を名簿登録基準日ごとに出力できること。引き抜き事由は以下のとおりとする。 (全選挙共通) ・投票所入場券データ出力後に以下の異動事由が発生した者 公選法第11条、第28条、第252条、政治資金規正法第28条、電磁記録投票法第17条該当、死亡、誤載、国外転出 ・投票所入場券データ出力如何に関わらず、名簿登録者のうち以下に該当する者 職権消除、二重登録該当（市区町村選挙を除く）、3.6.2「別送者管理」で管理する者 (都道府県選挙) ・投票所入場券データ出力後に以下の異動事由が発生した者 転出者（都道府県外） (市区町村選挙) ・投票所入場券データ出力後に以下の異動事由が発生した者 転出者（市区町村外）		投票所入場券データ作成時点から発送までの住民異動による封入・封緘後の投票所入場券の引き抜き業務の効率化に資するものとして必須と判断した。 投票所入場券作成と同様、名簿登録基準日の異なる同日複数選挙を考慮した仕様とした。			
	2.5.9		0060120		投票所入場券及び転出者案内用（転出3か月未満の選挙人用）のデータ出力後に、引き抜きが必要となった者の一覧を出力できること。引き抜き事由は以下のとおりとする。 (都道府県選挙) 転出者（市区町村外かつ都道府県内）		全国意見照会を受け、投票資格に影響しないものの別送を行っている例がある都道府県の選挙、市区町村の選挙の際の域内異動者の一覧出力機能を標準オプション機能として定義する。			
	2.5.10		0060121		指定都市においては、指定都市の総合区又は行政区別に出力できること。					

機能要件

選挙人名簿管理標準仕様書				機能の定義	要件の考え方・理由	ワーキング、全国意見照会による意見、及びその対応	修正履歴
項目番号	機能ID	機能名称	実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能	要件の考え方・理由	ワーキング、全国意見照会による意見、及びその対応	修正履歴
2.6. 当日用名簿抄本作成							
2.6.1	1	0060122	当日用名簿抄本作成 (選挙人名簿抄本 (選挙時 - 選挙期 日前日締分))	選挙人情報を対象に、選挙期間中の住民異動（死亡）、選挙資格異動（誤載、失権登録）及び期日前・不在者投票情報を記載した当日用選挙人名簿抄本及びデータ（選挙人名簿抄本（選挙時 - 選挙期日前日締分））を投票所ごとに作成が行えること。 出力は、任意のタイミング（公示日・告示日～前日）で行えること。 名簿抄本の印字は、下記内容に従うこと。 ・抹消者…選挙時登録以降の抹消者について取消線を付記、備考欄へ抹消事由、抹消年月日を記載 ・転出表示者…備考欄へ転出者である旨（法第21条第2項該当）、転出年月日、転出先市町村名を記載 ・支援措置対象者…備考欄へ「◆（特定記号）」記載 ・失権者…備考欄へ「＊（特定記号）」記載 ・特定資格登録者…備考欄に該当する資格名「南極」、「船員」、「郵便等」、交付日を記載 ・特例郵便等請求者…備考欄に「特例郵便等」を記載 ・二重登録対象者…通知・照会が完了した者は取り消し線を付記、備考欄に「二重登録」「登録日」を記載 通知・照会が未了の者は、備考欄に「二重登録」を記載	当日投票所にて投票所入場券との照合を行うため、投票所において用いる当日用選挙人名簿抄本及びデータを作成する。 出力のタイミングが団体間で異なるため、公示日・告示日～選挙期日前日までの出力を可能とした。	名簿の出力方向について、各選挙人の照合欄の行幅の確保の観点からは横方向のレイアウト、投票受付のスペースの観点からは縦方向のレイアウトがメリットがある等、意見が挙がった。そのため、印刷方向は任意設定可能とする要件が必要と判断した。 名簿表記方法の標準化に関する議論を行った。内容は以下の通り。 抹消者（内部用）…選挙時登録以降の抹消者について取消線を付記、備考欄へ抹消事由、抹消年月日を記載 抹消者（閲覧用）…取消線を付記 転出表示者（内部用）…備考欄へ転出者である旨（法第21条第2項該当）、転出年月日、転出先市町村名を記載 転出表示者（閲覧用）…備考欄へ転出者である旨（法第21条第2項該当）を記載 支援措置対象者（内部用）…備考欄へ「◆（特定記号）」記載 支援措置対象者（閲覧用）…非表示、行詰め、行番号抜け無し 失権者（内部用）…備考欄へ「＊（特定記号）」記載 失権者（閲覧用）…通常表記（名簿情報印字）又は備考欄へ「＊（特定記号）」記載を選択可能 特定資格登録者（内部用）…備考欄に南極、船員、郵便等資格登録者である旨、交付日を記載 特定資格登録者（閲覧用）…通常表記（名簿情報印字）とし、備考欄記載なし なお、転出年月日は、住民票消除日と同様とし、転出予定年月日と転入確定年月日のいづれか早い方とする。いずれの年月日を採用したかについて、名簿抄本上判別できる必要はない。また、転入通知未着の場合は、「転出予定年月日」とする。	
2	0060123		選挙別に抄本を管理でき、複数同時選挙が発生した場合にも、対応可能なこと。				
3	0060124		名簿抄本の、改ページ条件、ソート条件については、2.4.2「基準日登録選挙人名簿抄本」の設定と同様とすること。				
4	0060125		照合欄の選挙名の並び順は、2.4.3「基準日登録選挙人名簿抄本」の設定と同様とすること。				
5	0060126		印刷タテヨコは、任意の設定が可能なこと。				
2.6.2	0060127		指定都市においては、指定都市の総合区又は行政区別に出力できること。				
2.6.3	0060128		同一市区町村内に衆議院の小選挙区を複数有している市区町村における補欠選挙、又は指定都市における道府県議・市議の補欠選挙に対応するため、一部選挙区のみの抄本及びデータを作成ができること。				
2.6.4	0060129	索引簿作成		投票区分カナ氏名50音順の索引簿作成できること。	投票区分カナ氏名50音順の索引簿作成できること。	投票区分カナ氏名50音順の索引簿作成できること。	投票区分カナ氏名50音順の索引簿作成できること。
2.6.5	0060130		指定都市においては、指定都市の総合区又は行政区別に作成できること。				
2.6.6	0060131		同一市区町村内に衆議院の小選挙区を複数有している市区町村における補欠選挙、又は指定都市における道府県議・市議の補欠選挙に対応するため、一部選挙区のみの抄本及びデータを作成ができること。				
2.6.7	0060132	抹消者一覧・集計表出力	(当日用名簿抄本の印刷日が団体によって異なるため) 選挙時 - 選挙期日前日までの抹消者のうち、期間指定し抹消者一覧を出力できること。 また、登録者数集計及び選挙時登録時点からの異動者数集計を出力できること。		当日用名簿抄本の印刷時期が団体により異なるため、印刷後 - 選挙期日前日の抹消者の一覧、最新の登録者の集計表が必要となる。そのため、当該要件を追加した。	当日用名簿抄本の印刷時期が団体により異なるため、印刷後 - 選挙期日前日の抹消者の一覧、最新の登録者の集計表が必要となる。そのため、当該要件を追加した。	当日用名簿抄本の印刷時期が団体により異なるため、印刷後 - 選挙期日前日の抹消者の一覧、最新の登録者の集計表が必要となる。そのため、当該要件を追加した。

機能要件

選挙人名簿管理標準仕様書				機能の定義		要件の考え方・理由	ワーキング、全国意見照会による意見、及びその対応	修正履歴
項目番号	機能ID	機能名称	実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能				
Lv.1	Lv.2	Lv.3	枝番					
	2.6.8		0060133		指定都市においては、指定都市の総合区又は行政区別に作成できること。			
	2.6.9		0060134	異動・投票状況一覧等作成	選挙期間中（住民記録システムからの連携日から選挙期日前日）における住民異動者のデータを作成し、日次で出力できること。 公示日・告示日から選挙期日前日までの期日前投票・不在者投票の投票者の一覧を出力できること。	選挙期間中の住民異動を捕捉し、正しく選挙人名簿に反映するため、確認用帳票として出力する。 なお、住民異動情報の連携については、連携要件（ 連携要件 ）を参考のこと。		
	2.6.10		0060135		指定都市においては、指定都市の総合区又は行政区別に作成できること。			
2.7. 選挙時登録集計								
	2.7.1		0060136	登録者数集計	任意のタイミングで、選挙時登録処理時点、名簿登録基準日時点、選挙期間中における登録者数の集計を行い、Excel形式での出力が可能なこと。 <集計単位> 投票区分 行政区別 登録の別（有権者、表示者、失権者）	各自治体における統計作成のため、集計機能を定義する。		
	2.7.2		0060137		選挙時登録処理時点、名簿登録基準日時点、選挙期間中における選挙人名簿の登録者数の増減について、以下の単位で集計を行い、Excel形式での出力が可能なこと。 <集計単位> 投票区分 異動事由（増・減）別 男女別 男女別の集計数については、性別変更による増減の集計を行うこと。	公職選挙法施行令第22条1項に基づき、各種数値を報告するため集計を作成する。		
	2.7.3		0060138		指定都市においては、指定都市の総合区又は行政区別に出力できること。 指定都市においては、異動増減表について、区間異動集計を含むこと。			

機能要件

選挙人名簿管理標準仕様書				機能の定義		要件の考え方・理由	ワーキング、全国意見照会による意見、及びその対応	修正履歴		
項目番号	機能ID	機能名称	実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能	要件の考え方・理由					
Lv.1	Lv.2	Lv.3	枝番							
3. 特定資格等管理										
3.1. 失権者管理										
3.1.1		0060139	失権者等の管理	法第11条第1項、第252条、政治資金規正法第28条、電磁記録投票法第17条の規定により選挙権を失った者について、名簿登録前・登録後にかわらず、氏名、生年月日、住所、本籍、事由、復権予定日、失権開始日、刑期（猶予期間、未決拘留日数を含む）、公民権停止期間、登録日を管理（登録・修正・削除）できること。事由以下の項目（事由、復権予定日、失権開始日、刑期、公民権停止期間、登録日）は、最大5件管理できること。失権者の情報管理期間は、失権登録から復権日転出後4か月経過、又は職権消除後4か月経過までとする。転出確定情報のない転出4か月経過、又は職権消除後4か月経過を迎える失権者情報を削除する場合は、3.1.5「失権者一覧表示」に記載の当該失権者情報一覧のCSV出力後でない場合はアラートを表示すること。	法第11条第1項、第252条、政治資金規正法第28条、電磁記録投票法第17条の規定に基づき、選挙権を失った者を登録する。名簿登録前・登録後の制約を設ける必要はないないと判断し、どちらの登録も可能とする。刑名については、選挙人名簿管理システムにおいては機微情報であり、管理の必要性はないと判断し、管理対象外とした。復権予定日については、刑期から未決勾留日数の減算する等の判断を要することから自動計算機能は実装しない。転出4か月経過後、仮に失権者情報を削除に遗漏があった場合において、同一人物の再転入した際に失権者としての自動紐づけ機能は搭載しないこと。	失権者情報の管理方法については、紙台帳、表計算ソフト（Excel等）、システム等各自治体間で差異が生じているが、本事業により、システム管理へ標準化する。失権情報については、機微情報であることから、選挙業務において必要な最低限の情報（基本4情報+令一条の三通知作成に必要な情報+復権確認に必要な情報）を管理する方針とした。そのため、刑名については管理を行わない。失権者の転出後の管理について、管理を実施している団体、していない団体とがあったため、運用を統一することとし、転出後4か月経過までの管理とする。また、職権消除された失権者の管理についても、職権消除後4か月経過までの管理とする。				
3.1.2		0060140		名簿抄本の作成時の失権者の印字について、以下のとおりとすること。 内部用名簿抄本については、備考欄に「*」の記号を表記すること。 閲覧用名簿抄本については、備考欄に「*」の記号の表記有無を選択可不可		失権者の表記方法について、団体ごとに差異があり、標準化する。				
3.1.3		0060141		失権者の異動情報を日次で取得し、失権者として登録された者の転出が確定した場合、令第1条の3（第1項）通知を出力できること。また、転入4か月経過しない失権者について、令第1条の3（第2項）通知を出力できること。		業務の標準化、帳票の標準化の観点から、令第1条の3（第1項及び第2項）通知をシステム出力することとする。				
3.1.4	1	0060142		指定都市において、失権者が区間異動した場合、他市区町村への転出と同様に通知の出力が可能のこと。						
	2	0060143		区間異動した住所情報を自動反映できること。						
	3	0060144		該当者の一覧を区間異動の増・減をそれぞれ画面出力できること。 区間異動元、区間異動先それぞれ失権者異動があった旨のアラート表示を行えること。						
3.1.5	1	0060145	失権者一覧表示	失権者の一覧を画面表示できること。13.2.8「メモ管理」で登録した該当者のメモ情報に記載された内容を一覧に表示できること。また、失権者で住民異動（転入、転居、転出、死亡、職権修正、職権消除）が発生した者について画面上に一覧を表示できること。		紙出力後の選挙人名簿への失権者の記載反映チェック等の業務を想定し失権者一覧の表示が必要と判断した。機微情報となるため、紙帳票の出力は行わず、画面確認のみ可能とする。				
	2	0060146		令第1条の3（第1項及び第2項）通知を出力した者を画面上に一覧表示できること。						
	3	0060147		転出確定情報のない転出4か月経過、又は職権消除後4か月経過を迎える失権者について、失権者情報を削除する場合は、3.1.5「失権者一覧表示」に記載の当該失権者情報一覧のCSV出力できること。		転出後4ヶ月経過時点で転出未確定状態の失権者に関して、その後、転出確定した者については、個別にマニュアル処理にて該当者が失権者である旨の帳票を作成し転出先へ送付する必要があることから、その情報を別途保持・管理しておく必要があるとの結論に至った。そのため、データ抹消前にCSV出力できることとする。 職権消除4か月経過の失権者に関しては、全国意見照会において「失権後に不現住となり、職権消除の上で以降4ヶ月が経過した者については、失権者情報を通知がなされず、抹消された後、仮釈放中に選挙人名簿に登録される可能性があるため、職権消除の場合は引き続き失権者情報を管理する事を明記した方が良い」との意見があつたため、同様にデータ抹消前にCSV出力できることとする。				
3.1.6	1	0060148	復権処理	失権者の復権処理を行えること。	復権事由についての通知を受けた後、失権者登録者の復権処理を行う。 復権者の犯歴については、失権者の罪刑を管理しない方針としたことから、管理不要と判断した。					
	2	0060149		期間を指定して復権者の一覧を画面表示できること。						
3.2. 資格登録（船員）										

機能要件

選挙人名簿管理標準仕様書				機能の定義		要件の考え方・理由	ワーキング、全国意見照会による意見、及びその対応	修正履歴
項目番号	機能ID	機能名称	実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能	要件の考え方・理由			
Lv.1	Lv.2	Lv.3	枝番					
	3.2.1	1	0060150	登録	選挙人名簿登録証明書交付申請に基づき、指定港、船舶、洋上において不在者投票を行える者を管理（登録）できること。交付日、有効期限を管理（登録）できること。	公職選挙法施行令第18条に基づき、選挙人名簿に登録された船員の申請に対して、選挙人名簿登録証明書の交付を行う。 また、業務の効率性の観点から、交付者の管理を行う。	不在者投票資格に係る証明書作成については、各団体によりシステム・表計算ソフト（Excel等）・手作業等異なっているが、本事業によりシステム出力へ標準化することとする。 また、選挙人名簿登録証明書について、従来、法令様式に準じた各団体の様式を印字した厚紙に対して、選挙人情報及び選挙管理委員会情報をシステムにて印字する形態であったが、フォーマットについても、システムより出力する形態とする。公印については、電子公印を採用する。	
		2	0060151		選挙人名簿登録証明書の出力ができること。			
	3.2.2		0060152	訂正	船員登録された者で、その登録内容に変更があった場合は管理（修正）できること。	前項の交付者の管理事項に変更が生じた場合には、更新を行う機能が必須と判断した。		
	3.2.3		0060153	削除	船員登録された者について管理（削除）できること。	公職選挙法施行令第18条3項に基づき選挙人名簿登録証明書を返還した者又は、何らかの理由で削除する場合があると判断し、削除機能は必須と判断した。 消除事由を管理している団体・ベンダは無いことが確認できたため、管理は行わない。		
	3.2.4		0060154	一覧表示	船員登録された者の一覧を表示できること。一覧には有効期限を含めること。	船員登録者一覧の帳票出力を廃止するため、画面表示にて代替できるよう定義した。 自動削除機能は定義しないが、一覧で有効期限を確認し必要に応じ以下の対応を行う。 ・有効期限が近い者に対して必要に応じて更新の案内をする ・有効期限が切れた者の情報は削除する		仕様書1.1版（令和5年2月） ・有効期限を迎える者に対する考え方を追記
	3.2.5	1	0060155	区間異動反映	指定都市において、船員登録された者が区間異動した場合、異動した住所情報を自動反映できること。			
		2	0060156		該当者の一覧を区間異動の増・減をそれぞれ出力できること。 区間異動元、区間異動先それぞれで船員登録者の異動があった旨のアラート表示を行なう			
3.3.資格登録（南極）								
	3.3.1	1	0060157	登録	選挙人名簿登録証明書交付申請に基づき、南極において不在者投票を行える者を管理（登録）できること。交付日、有効期限を管理（登録）できること。	公職選挙法施行令第59条の7に基づき、南極地域調査組織に属する選挙人の申請に対して、南極選挙人証の交付を行う。 また、業務の効率性の観点から、交付者の管理を行う。	不在者投票資格に係る証明書作成については、各団体によりシステム・表計算ソフト（Excel等）・手作業等異なっているが、本事業によりシステム出力へ標準化することとする。	
		2	0060158		南極選挙人証の出力ができること。			
	3.3.2		0060159	訂正	南極選挙人登録された者で、その登録内容に変更があった場合は管理（修正）できること。	前項の交付者の管理事項に変更が生じた場合には、更新を行う機能が必須と判断した。		
	3.3.3		0060160	削除	南極選挙人登録された者について管理（削除）できること。	公職選挙法施行令第59条の7第3項に基づき南極選挙人証を返還した者又は、何らかの理由で削除する場合があると判断し、削除機能は必須と判断した。 消除事由を管理している団体・ベンダは無いことが確認できたため、管理は行わない。		
	3.3.4		0060161	一覧表示	南極選挙人登録された者の一覧を表示できること。一覧には有効期限を含めること。	南極選挙人一覧の帳票出力を廃止するため、画面表示にて代替できるよう定義した。 自動削除機能は定義しないが、一覧で有効期限を確認し必要に応じ以下の対応を行う。 ・有効期限が近い者に対して必要に応じて更新の案内をする ・有効期限が切れた者の情報は削除する		仕様書1.1版（令和5年2月） ・有効期限を迎える者に対する考え方を追記
	3.3.5	1	0060162	区間異動反映	指定都市において、南極選挙人登録された者が区間異動した場合、異動した住所情報を自動反映できること。			

機能要件

選挙人名簿管理標準仕様書				機能の定義		要件の考え方・理由	ワーキング、全国意見照会による意見、及びその対応	修正履歴
項目番号	機能ID	機能名称	実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能				
Lv.1	Lv.2	Lv.3	枝番					
		2	0060163		該当者の一覧を区間異動の増・減をそれぞれ出力できること。 区間異動元、区間異動先それぞれで南極選挙人の異動があった旨のアラート表示を行えること。			
3.4. 資格登録（郵便等）								
3.4.1	1	0060164	登録	郵便等による不在者投票を行える者について、管理（登録）できること。 交付日、有効期限、障害名、等級を管理（登録）できること。 住所とは別に居所を管理（登録）できること。 代理記載人を管理（登録）できること。		公職選挙法施行令第59条の3に基づき、公職選挙法第49条第2項に規定する選挙人の申請に対して、郵便等投票証明書の交付を行う。 公職選挙法第49条第2項に規定する選挙人であることを確認するための文書の提示内容を記録するため、障害名、等級についても管理できることとする。 また、公職選挙法第49条第3項に規定する選挙人については、代理記載人の管理も必須であると判断した。	不在者投票資格に係る証明書作成については、各団体によりシステム・表計算ソフト（Excel等）・手作業等異なるが、本事業によりシステム出力へ標準化することとする。	
	2	0060165		郵便等投票証明書の出力ができること。				
3.4.2		0060166	訂正	郵便等投票証明書を発行された者で、その登録内容に変更があった場合は管理（修正）できること。 また、代理記載人の変更についても管理（修正）できること。		前項の交付者の管理事項に変更が生じた場合には、更新を行う機能が必須と判断した。		
3.4.3	1	0060167	削除	郵便等投票証明書を発行された者について管理（削除）できること。		公職選挙法施行令第59条の3第5項に基づき郵便等投票証明書を返還した者、選挙人名簿から抹消された者及び何らかの理由で削除する者があると判断し、削除機能は必須と判断した。消除事由を管理している団体・ベンダは無いことが確認できたため、管理は行わない。	仕様書1.1版（令和5年2月） ・実装類型の点検により、削除機能について、一部標準機能からオプション機能へ変更	
	2	0060278		選挙人名簿から抹消された者については選挙人名簿からの抹消と同時に削除されること。			仕様書1.1版（令和5年2月） ・実装類型の点検により、削除機能について、一部標準機能からオプション機能へ変更	

機能要件

選挙人名簿管理標準仕様書					機能の定義		要件の考え方・理由	ワーキング、全国意見照会による意見、及びその対応	修正履歴
項目番号	機能ID	機能名称	実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能					
Lv.1	Lv.2	Lv.3	枝番						
3.4.投票証明書の発行・登録	3.4.4	1	0060168		任意の期間内に有効期限を迎える者を抽出できること。		郵便等投票証明書の対象者について、有効期限による自動解除を行っている団体はないため、手動での削除、又は再申請案内を行う要件とした。 再申請の案内オプションを利用しない場合は、有効期限を超過する者を抽出する機能		仕様書1.1版（令和5年2月） ・有効期限を迎える者に対する考え方を追記
					抽出した者について、削除、再申請の案内を選択できること。 再申請の案内を選択した場合には、案内を出力できること。				仕様書1.1版（令和5年2月） ・実装類型の点検により、再申請の案内機能について、標準機能からオプション機能へ変更
	3.4.5		0060170	一覧表示	郵便等投票証明書を発行された者の一覧を表示できること。一覧には有効期限を含めること。		郵便等投票証明書発行者一覧の帳票出力を廃止するため、画面表示にて代替できるよう定義した。		
	3.4.6	1	0060171	区間異動反映		指定都市において、郵便等投票証明書を発行された者が区間異動した場合、異動した住所情報を自動反映できること。			
					該当者の一覧を区間異動の増・減をそれぞれ出力できること。 区間異動元、区間異動先それぞれで郵便等投票証明書を発行された者の異動があった旨のアラート表示を行えること。				
	3.4.7		0060173	案内状作成	有効期限内の郵便等投票資格登録者について、選挙に関するお知らせを作成し、出力できること。	有効期限内の郵便等投票資格登録者に対して、郵便等投票請求の案内状を作成する必要があると判断した。	有効期限の切れた郵便等投票証明書交付者に対しても案内を送付している団体も存在し、運用の差異があることが判明した。議論の結果、有効期限内の対象者のみ案内状を作成する方針とした。また、郵便等投票証明書交付者に対しては、当該案内を送付するため投票所入場券を送付していない団体も存在したが、これについては、どちらも送付する方針とした。	仕様書1.1版（令和5年2月） ・実装類型の点検により、選挙に関するお知らせ作成機能について、標準機能からオプション機能へ変更	
3.5. 資格登録（施設）									
3.5.不在者投票施設登録	3.5.1	0060174	不在者投票施設登録	不在者投票施設について、施設名称、郵便番号、所在地、施設分類、不在者投票管理者等を管理（登録）できること。		都道府県選挙管理委員会が指定した病院（介護老人保健施設を含む。）、老人ホーム（老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホーム）、原子爆弾被爆者養護ホーム、身体障害者支援施設、保護施設、刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院、少年鑑別所若しくは婦人補導院における不在者投票請求業務に対応するため、あらかじめ施設の管理を行う必要があると判断した。 システム上で施設管理を行っていない団体もあるが、業務の効率化に資すると判断し、定義した。	電話番号についても管理すべきか議論に挙がったが、現在の管理状況を確認し、電話番号を登録している施設が少ないとから、管理項目として取り入れないこととした。		
	3.5.2		0060175	不在者投票施設訂正	不在者投票施設の登録内容に変更があった場合は、管理（修正）ができること。		前項の施設の管理事項に変更が生じた場合には、更新を行う機能が必須と判断した。		
	3.5.3		0060176	不在者投票施設削除	不在者投票施設の管理（削除）ができること。	登録した不在者投票施設について、何らかの理由で削除する場合があると判断し、削除機能は必須と判断した。			
	3.5.4		0060177	一括取込	上記不在者投票施設について、csvファイルの一括取り込みによる管理（登録）ができること。	都道府県の選挙管理委員会より指定施設の一覧を記載したファイルに基づき登録を行うことが一般的であることから、個別に登録するのではなく、登録する必要のある施設を選択したうえで、ファイルの一括取り込みにより登録を行うことが業務の効率化に資すると判断したため、標準オプションとして機能を定義する。	不在者施設情報については、団体によっては全国の施設情報を必要とするケースもあり、標準化後の運用として、総務省より定期的に最新の全国の施設情報のファイルを配付することとする。 施設情報にIDを振るか、電話番号、メールアドレス情報も盛り込むかについても議論に挙がった。IDについては、ファイル情報は毎回取り込む形式とし、取り込み時に更新は行わないこととするため、付与しない。 電話番号については、現行管理を行っている施設が少ないと、メールアドレスについては、変更頻度が高いことから盛り込まないこととした。		
3.6.特定事項管理									

機能要件

選挙人名簿管理標準仕様書				機能の定義		要件の考え方・理由	ワーキング、全国意見照会による意見、及びその対応	修正履歴	
項目番号	機能ID	機能名称	実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能					
Lv.1	Lv.2	Lv.3	枝番						
	3.6.1	1		0060178	視覚障害者管理	視覚障害者の管理（登録・修正・削除）ができること。 投票に際して配付する媒体（点字版、カセットテープ版、音声CD版、音声コード付き拡大文字盤）の管理 <small>（投票券・投票用紙）が云々</small>	視覚障害のある選挙人について、投票所に配付する媒体を管理できる必要があると判断した。		仕様書1.1版（令和5年2月） ・実装類型の点検により、視覚障害者の管理機能について、標準機能からオプション機能へ変更
						視覚障害者の一覧がoutputできること。		仕様書1.1版（令和5年2月） ・実装類型の点検により、視覚障害者の管理機能について、標準機能からオプション機能へ変更	
	3.6.2	1		0060180	別送者管理	投票所入場券等の別送者を管理（登録・修正・削除）できること。 別送者の対象は、郵便等投票者、視覚障害者、支援措置対象者（仮支援措置対象者を含む）、船員とすること。	投票所入場券の送付分類は、基本的に市区町村内・市区町村外の区分けとするが、個別対応が必要な選挙人について、管理する必要があると判断した。		仕様書1.1版（令和5年2月） ・実装類型の点検により、別送者管理機能について、一部標準機能からオプション機能へ変更
						その他別送者（条件指定）を管理（登録・修正・削除）できること。 条件については、行政区、大字、小字、番地を指定しての一括指定、及び選挙人個人又は世帯を指定しての個別指定を可能とすること。		仕様書1.1版（令和5年2月） ・実装類型の点検により、別送者管理機能について、一部標準機能からオプション機能へ変更	
	3.6.3	1		0060181		指定都市において、その他別送者（条件指定）管理対象者が区間異動した場合、異動した住所情報を自動反映できること。			
						該当者の一覧を区間異動の増・減をそれぞれ出力できること。 区間異動元、区間異動先それぞれその他別送者（条件指定）の異動があった旨のアラート表示を行えること。			
3.6.4		0060183	送付先管理			選挙人名簿に登録された住所と異なる住所へ投票所入場券を送付する必要のある選挙人に対して、送付先住所を管理（登録・修正・削除）できること。			
	3.6.5	1		0060184		指定都市において、送付先管理対象者が区間異動した場合、異動した住所情報を自動反映できること。			
						該当者の一覧を区間異動の増・減をそれぞれ画面出力できること。 区間異動元、区間異動先それぞれ送付先管理対象者の異動があった旨のアラート表示を行えること。			
3.6.6	1	0060186	出国時申請者管理	出国時申請を行った者について、在留届の確認が完了するまでの期間、「申請中」であるステータスを管理（登録）できること。		1.1.4「定期抹消」において在外選挙人名簿の登録移転者の抹消を行うため、出国時申請をおこなった者を管理できる機能が必要と判断した。	出国時申請は平成28年の公職選挙法改正によって新設された制度であり、各自治体によって選挙人名簿からの抹消方法（転出4か月経過抹消のケース、定期・随時抹消のケース）、在外選挙人名簿への登録申請情報の管理方法が異なっている。 本事業において、運用を以下のように標準化する。ただし、在外選挙管理サブユニットは標準オプションシステムである。 ①（選挙人名簿管理サブユニット）出国時申請情報に基づき選挙人名簿管理サブユニット上で「申請中」ステータス設定を行う。 ②（在外選挙管理サブユニット）選挙人名簿サブユニットから在外選挙管理サブユニットへ申請者の名簿情報を連携し、申請情報の管理を行う。 ③（在外選挙管理サブユニット）海外での在留届の提出及び内容の確認後、在外選挙人名簿への登録処理を実施し、出国時申請ステータスを「選挙人名簿抹消確定」へ変更する。 ④（選挙人名簿管理サブユニット）在外選挙管理サブユニットにて登録処理された旨を選挙人名簿管理サブユニットへ連携する。 ⑤（選挙人名簿管理サブユニット）システムによる自動抹消処理が行われる。		

機能要件

選挙人名簿管理標準仕様書				機能の定義		要件の考え方・理由	ワーキング、全国意見照会による意見、及びその対応	修正履歴
項目番号	機能ID	機能名称	実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能				
Lv.1	Lv.2	Lv.3	枝番					
	2	0060187	在外選挙管理サブユニットと連携して、在外選挙人登録が完了した者について、「選挙人名簿抹消確定」のステータスへ自動で更新できること。在外選挙人名簿サブユニットと連携しない場合には、手動で、「選挙人名簿抹消確定」のステータスへ更新できること。			なお、国外転出予定日までに選挙人名簿の被登録資格を有している（資格の有無確認は職員による住民登録情報確認による）ものの、選挙人名簿に登録されていない者については、当該フローの対象外となり、以下の対応を探る。 （在外選挙管理サブユニットと連携する場合） ① 在外選挙管理サブユニット側に出国時申請情報を登録する。 ② 選挙人名簿管理サブユニット側に該当者情報及び出国時申請ステータス情報を連携させる。 ③ 定時登録・選挙時登録時に新規登録者情報と突合し、「申請中」のステータスの場合には名簿登録を行ったうえでステータス情報を保持し、「選挙人名簿抹消確定」ステータスの場合には、登録を行わない。 （在外選挙管理システムと連携しない場合） ア 定時・選挙時登録時点で在外選挙人登録が確定していない場合 「申請中」ステータスを登録する イ 定時・選挙時登録時点で在外選挙人登録が完了している場合 手動で新規登録者から除外する		

機能要件

選挙人名簿管理標準仕様書				機能の定義		要件の考え方・理由	ワーキング、全国意見照会による意見、及びその対応	修正履歴			
項目番号	機能ID	機能名称	実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能							
4. 檢察審査員候補者予定者・裁判員候補者予定者管理											
4.1. 候補者予定者抽出											
4.1.1 4.1.2 4.1.3 4.1.4 4.1.5 4.1.6	0060188	有権者情報抽出	選挙人を対象に、失権者を含む有権者情報、候補者となりうる者（最新有権者名簿候補者データ）を抽出し、裁判員候補者名簿管理システムにおける名簿調製プログラムに対応するデータを出力できること。 候補者となりうる者（最新有権者名簿候補者データ）の抽出に当たっては、抽出時点の失権者情報と照合し、候補者となりうる者から除外すること。		裁判員の参加する刑事裁判に関する法律21条及び検察審査会法第10条の規定に基づき、検察審査員候補者予定者・裁判員候補者予定者を抽出・出力するため、最高裁判所より貸与された裁判員候補者名簿管理システムにおける名簿調製プログラムに対応したデータを抽出することが必要である。ただし、データ出力時の文字要件については、地方公共団体データ要件・連			仕様書1.1版（令和5年2月） ・名簿調製プログラムに対応するデータとして、失権者を含む有権者情報の出力を追加 ・文字要件についてただし書きを追加			
	0060189			指定都市においては、指定都市の総合区又は行政区単位で出力できること。							
	0060190	(削除)		(削除)				仕様書1.1版（令和5年2月） ・無作為抽出機能を削除			
	0060191	候補者予定者管理		裁判員候補者名簿管理システムにおける名簿調製プログラムにて抽選の結果、抽出された検察審査員候補者予定者及び裁判員候補者予定者の情報を選定区分（検察審査員（検察審査会、群）、裁判員）ごとに管理（登録、修正、削除）できること。	候補者予定者の基本情報及び区分（裁判員、検察審査員）及び検察審査員の選出区分（検察審査会、群）などを管理する機能が必要と判断した。 候補者予定者情報を選挙人名簿管理システムにて管理することで、次項の住民異動情報を用いた委員会報告用データ作成することを可能とす			仕様書1.1版（令和5年2月） ・実装類型の点検により、候補者予定者管理機能について、標準機能からオプション機能へ変更			
	0060192	委員会報告用データ作成		検察審査員候補者予定者及び裁判員候補者予定者がつ任意の期間中に衆院選の選挙権を失った者（死亡、国籍喪失、失権者）の一覧データを作成できること。	候補者予定者の異動の抽出及び一覧データの作成を機能化することで業務の効率化が図れると判断した。			仕様書1.1版（令和5年2月） ・実装類型の点検により、委員会報告用データ作成機能について、標準機能からオプション機能へ変更			
	0060193			指定都市においては、指定都市の総合区又は行政区単位で抽出できること。							
5. 直接請求・国民投票											
5.1. 選挙人名簿管理（直接請求）											
5.1.1 5.1.2	0060194	直接請求への対応	地方自治法第74条、第75条、第76条、第80条、第81条、第86条に規定されている直接請求における、署名簿審査日を基準日とした名簿を作成できること。名簿には照合を行うためのチェック欄を設けること。		直接請求に際して、別途システムを設けることなく、選挙人名簿管理システムを用いることで、住民投票対応業務が実現できる必要があると判断した。						
	0060195		地方自治法第76条、第80条、第81条に規定されている直接請求（住民投票）における、選挙人名簿抄本管理を実現するため、選挙に準じた機能（期日前・不在者連携データ作成機能、投票所入場券作成等）を有していること。ただし、選挙時登録を行わないこと。		直接請求（住民投票）に際して、別途システムを設けることなく、選挙人名簿管理システムを用いることで、住民投票対応業務が実現できる必要があると判断した。 なお、住民投票（条例によるもの）については、各団体により登録要件が異なることが想定されるため、選挙人名簿管理システムにおいては機能搭載しない。						

機能要件

選挙人名簿管理標準仕様書				機能の定義		要件の考え方・理由	ワーキング、全国意見照会による意見、及びその対応	修正履歴
項目番号	機能ID	機能名称	実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能	要件の考え方・理由			
Lv.1	Lv.2	Lv.3	枝番					
5.2. 1号資格者管理								
5.2.1		0060196	1号資格者登録	国民投票法第22条第1項第1号に規定されている「国民投票の期日前50日に当たる日（登録基準日）において、当該市区町村の住民基本台帳に記録されている日本国籍者」を抽出し、一括して管理（登録）ができること。 なお、原則として登録基準日時点での住所を有しているかどうかではなく、あくまで、登録基準日時点における記録の有無により、抽出及び		日本国憲法の改正手続に関する法律第20条に基づき、国民投票が行われる場合において、住民登録システムより連携された住民登録情報を基に、日本国憲法の改正手続に関する法律第22条に規定された投票資格を有する者を判断し、登録を行う。		
5.2.2		0060197	1号登録通知作成	登録基準日に国内市区町村から転入をしたこと等により住民基本台帳に記録され、投票人名簿に登録された者を抽出し、転出元の市区町村あてに通知を作成できること ・1号該当者登録通知（転入前住所地あて）		日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第3条に基づき、通知を行う。		
5.2.3		0060198			指定都市においては、指定都市の総合区又は行政区ごとに出力できること。			
5.2.4	1	0060199	住民異動情報更新	登録基準日翌日～投票期日前日における住民異動者のデータを自動で反映できること。 ただし、共通要件にて設定した移替停止日に従い、移替停止日以降、自動移替を行わないこと。 異動者リストを日次で出力できること。		1号登録者の住民情報を最新化するため、異動情報の取り込み・反映を行う必要があると判断した。		
2		0060200						
5.3. 2号資格者管理								
5.3.1		0060201	2号資格候補者抽出	国民投票法第22条第1項第2号に規定されている「登録基準日の翌日から14日以内に当該市区町村の住民基本台帳に記録された日本国籍者であって、登録基準日においていずれの市区町村の住民基本台帳に記録されていない者」を登録するため、登録基準日後の転入者を抽出できること。 なお、「住基台帳に記録された者」とは、転入の届出等により、住民基本台帳に記録された者を指す。当該市区町村に転入していたとしても、届出の遗漏等により、住民基本台帳上の記録がされない場合には、登録要件を満たさない。		国民投票法第22条第1項第2号に基づき、2号資格候補者を抽出する。		
5.3.2	1	0060202	2号資格候補者照会作成	2号資格候補者として抽出したものについて、自治体ごとに複数人をまとめて記載した他市区町村あての照会・回答文書の作成ができること。 ・転入元照会/回答（転入前住所地あて） ・本籍照会/回答（本籍地あて） ・本籍照会/回答（国外転入）（本籍地あて） 照会送付、回答受領の履歴を管理（登録・修正・削除）できること。		5.3.1「2号資格候補者抽出」で抽出した者について、転入前住所地・本籍地の自治体へ照会を行うため、照会書の作成を行う。		
	2	0060203						
5.3.3		0060204			指定都市においては、指定都市の総合区又は行政区ごとに出力できること。			
5.3.4		0060205	2号資格者管理	2号登録者の照会回答結果を管理（登録・修正・削除）し、2号資格者を管理（登録）できること。		5.3.2「2号資格候補者照会作成」の照会結果に基づき、2号資格候補者から2号資格者としての管理へ変更する。		
5.3.5	1	0060206	住民異動情報更新	2号資格登録後～投票期日前日における住民異動者のデータを自動で反映できること。 ただし、共通要件にて設定した移替停止日に従い、移替停止日以降、自動移替を行わないこと。 異動者リストを日次で出力できること。		2号資格者の住民情報を最新化するため、異動情報の取り込み・反映を行う必要があると判断した。		
	2	0060207						

機能要件

選挙人名簿管理標準仕様書				機能の定義		要件の考え方・理由	ワーキング、全国意見照会による意見、及びその対応	修正履歴
項目番号	機能ID	機能名称	実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能				
Lv.1	Lv.2	Lv.3	枝番					
5.4. 指定登録								
5.4.1	1	0060208	補正登録	名簿登録後でも、投票人名簿に登録される資格を有する者を追加で管理（登録）できること。 補正登録を行った者の一覧を画面表示できること。		日本国憲法の改正手続に関する法律第27条に基づき、補正登録を行う。		
	2	0060209						
5.4.2		0060210			補正登録候補者を自動判定し、抽出できること。候補者を選択し、一括で管理（登録）できること。			
5.4.3		0060211	訂正	投票名簿に登録された者で、その登録内容に変更があった場合は管理（修正）できること。		住民異動情報連携とは別に、日本国憲法の改正手続に関する法律第28条に基づき、名簿の記載内容に誤りがあった場合、訂正を行う。		
5.4.4		0060212	抹消	投票名簿に登録された者で、その登録を抹消すべき者を管理（削除）できること。		住民異動情報連携とは別に、日本国憲法の改正手続に関する法律第29条に基づき、名簿記載すべきでなかった者の抹消を行う。		
5.5. 国民投票名簿抄本作成								
5.5.1	1	0060213	投票人名簿抄本（登録時点）	1号資格者、2号資格者を併せた投票人名簿抄本を作成し、一括して出力できること。		日本国憲法の改正手続に関する法律第20条に基づき、名簿抄本を作成する。		
	2	0060214		名簿抄本は、ソート条件（投票区順・行政区順・町丁目順・任意地域順・住所順・世帯番号順・世帯主カナ氏名の五十音順・世帯員カナ氏名の五十音順・世帯員生年月日順・統柄順・世帯員の並び順（住民票記載順位））について任意の設定ができること。		帳票様式については、標準化を行う方針であるが、ソート条件については、利用団体ごとに差異があるため、任意の設定ができる方針とする。		
	3	0060215		改ページについて任意の設定（投票区、行政区、6.1.4「任意地域管理」にて設定した任意地域）ができること。				
	4	0060216		印刷タテヨコについて任意の設定ができること。				
5.5.2		0060217			指定都市においては、指定都市の総合区又は行政区別に出力できること。			
5.5.3		0060218	閲覧用抄本データ作成	閲覧用のデータの範囲（投票区・行政区・町丁目）を指定して、電子データの抽出ができること。 閲覧用の抄本は、支援措置対象者は非表示、行詰め、行番号抜け無しとすること。		日本国憲法の改正手続に関する法律第29条の2に基づき、閲覧用データの作成を行う。		
5.5.4		0060219			指定都市においては、指定都市の総合区又は行政区別に出力できること。			
5.5.5		0060220	各種通知の出力	登録抹消等事由該当者のうち、当該市区町村の投票人名簿に登録されていない者を抽出し、転出元市区町村に対する通知書を作成できること。 ・抹消者通知		日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第9条に基づき、抹消者通知を作成する。		
5.5.6		0060221			指定都市においては、指定都市の総合区又は行政区ごとに出力できること。			

機能要件

選挙人名簿管理標準仕様書				機能の定義		要件の考え方・理由	ワーキング、全国意見照会による意見、及びその対応	修正履歴			
項目番号	機能ID	機能名称	実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能							
Lv.1	Lv.2	Lv.3	枝番								
5.6. 投票所入場券作成											
5.6.1	1	0060222	投票所入場券出力	投票人を対象に、投票所入場券及びデータの作成が行えること。		投票所入場券のレイアウト標準化を行うが、団体ごとの投票所入場券の、形式（個人/世帯）サイズについて、団体により異なるため任意の設定が可能な要件とした。 また、印刷の外部委託等データの一括出力が基本であるが、業務上、修正や再作成も発生するため、再発行も必要と判断した。					
	2	0060223		様式は、封書世帯形式及びはがき個人票（圧着有）形式を選択できること。		推奨様式（封書世帯）及びはがき個人票（圧着有）を標準とし、その他個人票（圧着無）、はがき世帯票（2人／4人）形式をオプションとする		仕様書1.1版（令和5年2月） ・必須様式の種類を縮小。縮小した様式をオプションへ変更。			
	8	0060280		様式は、はがき個人票（圧着無）形式を選択できること。				仕様書1.1版（令和5年2月） ・必須様式の種類を縮小。縮小した様式をオプションへ変更。			
	9	0060281		様式は、はがき世帯票（2人）形式を選択できること。				仕様書1.1版（令和5年2月） ・必須様式の種類を縮小。縮小した様式をオプションへ変更。			
	10	0060282		様式は、はがき世帯票（4人）形式を選択できること。				仕様書1.1版（令和5年2月） ・必須様式の種類を縮小。縮小した様式をオプションへ変更。			
	3	0060224		「投票所入場券」の文言は、15文字以内で任意の名称へ変更可能のこと。							
	4	0060225		投票人の性別は記載しないこと。ただし、事務処理上、男女の別が判別できるよう、任意選択により記号の印字を可能とすること。							
	5	0060226		名簿番号のバーコード、郵便番号のカスタマーバーコード出力ができるここと。投票所の案内図のイメージデータを取り込み、出力できること。案内図の取り込みを行わない場合には、任意記載欄として利用できること。							
	6	0060227		投票のお知らせ文又は、その他自治体ごとの任意の案内等を記載可能な空白スペースを設定できること。							
	7	0060228		繰り上げ投票の対象となる投票所については、13.1.6「投票区・投票所管理」にて設定した投票開始時刻、投票終了時刻が印字されること。							
5.6.2		0060229		共通投票所を設定している場合には、共通投票所情報も印字可能のこと。 繰り上げ投票の対象となる投票所に紐づく選挙人かつ共通投票所の設置もある場合には、投票開始時刻、終了時刻は2パターン印字できること。							

機能要件

選挙人名簿管理標準仕様書				機能の定義		要件の考え方・理由	ワーキング、全国意見照会による意見、及びその対応	修正履歴
項目番号	機能ID	機能名称	実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能				
Lv.1	Lv.2	Lv.3	枝番					
	5.6.3	1	0060230		封書世帯形式、はがき個人票（圧着有）の投票所入場券の裏面に期日前・不在者投票の宣誓書（兼請求書）を出力できること。再交付が行えるようオンライン出力ができること。			仕様書1.1版（令和5年2月） ・投票所入場券の必須様式の種類縮小に伴う裏面要件の変更 ・宣誓書内の氏名等の出力要件をオプションへ変更
		2	0060283		はがき個人票（圧着無）の投票所入場券の裏面に期日前・不在者投票の宣誓書（兼請求書）を出力できること。			
		3	0060284		はがき世帯票（2人）形式の投票所入場券の裏面に期日前・不在者投票の宣誓書（兼請求書）を出力できること。			
		4	0060285		はがき世帯票（4人）形式の投票所入場券の裏面に期日前・不在者投票の宣誓書（兼請求書）を出力できること。			
		5	0060286		封書世帯形式の宣誓書において、氏名・住所・生年月日を任意で出力可能なこと。			
		6	0060287		世帯はがきの場合、2名又は4名分のうち不使用部分において、「*」又は「この部分は不要です」の印字を行い、選挙人が記載できないようにすること。			
	5.6.4	1	0060231		入場券の出力順は、郵便番号順、住所順、投票所又は投票区順、世帯主カナ氏名50音順、世帯番号順、統柄コード順から一つ又は複数の任意の設定が可能なこと。			仕様書1.1版（令和5年2月） ・実装類型の点検により、入場券の出力順設定機能について、標準機能からオプション機能へ変更
		2	0060288		投票所入場券及びデータは、市区町村内、市区町村外（都道府県外転出）、市区町村外（都道府県内転出）、3.6.2「別送者管理」で管理する者の分類別に出力できること。			
5.6.5			0060232		指定都市においては、指定都市の総合区又は行政区別に出力できること。			
5.6.6		0060233	投票所入場券追加作成	投票所入場券発送以降に補正登録や抹消取消等により、投票人名簿登録された者に対して、追加で投票所入場券又は転出者案内を作成しオンラインで出力できること。		発生頻度は低いと考えるが、業務上、搭載することで利便性が向上すると判断した。		
5.6.7		0060234	引き抜きデータ一覧作成	投票所入場券のデータ出力後に、引き抜きを行う者の一覧を出力できること。 (対象) ・投票所入場券データ出力後に以下の異動事由が発生した者 日本国憲法の改正手続に関する法律第29条該当、死亡、誤載 ・名簿登録後に以下の異動事由が発生した者 国外転出 ・投票所入場券データ出力如何に関わらず、名簿登録者のうち以下に該当する者		投票所入場券データ作成時点から発送までの住民異動による封入・封緘後の投票所入場券の引き抜き業務の効率化に資するものとして必須と判断した。		
5.6.8			0060235		指定都市においては、指定都市の総合区又は行政区別に出力できること。			

機能要件

選挙人名簿管理標準仕様書				機能の定義		要件の考え方・理由	ワーキング、全国意見照会による意見、及びその対応	修正履歴	
項目番号	機能ID	機能名称	実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能					
Lv.1	Lv.2	Lv.3	枝番	返戻管理	宛先不明等で投票所入場券が返戻された者及び不達の事由を管理（登録）できること。	返戻された投票所入場券については、市民課等において不現住の実態調査の情報として利用するケースもあるため、標準オプションとして機能を定義する			
	5.6.9	1	0060236		バーコードを読み込むことで対象者を検索できること。				
		2	0060237		投票所入場券返戻者の一覧をCSVにて出力できること。				
		3	0060238						
5.7. 当日用名簿抄本作成									
5.7.1		0060239	国民投票当日投票人名簿抄本作成	国民投票期間中の住民異動及び期日前・不在者投票情報を記載した国民投票当日用投票人名簿抄本が一括で出力できること。名簿抄本は、改ページ条件、ソート条件は5.5.1「投票人名簿抄本（登録時点）」の設定と同様とすること。		当日投票所にて投票人の確認を行うため、投票所において用いる当日用選挙人名簿抄本及びデータを作成する。			
5.7.2		0060240			指定都市においては、指定都市の総合区又は行政区別に出力できること。				
5.7.3	1	0060241	抹消者一覧・集計表出力	(当日用名簿抄本の印刷日が団体によって異なるため)名簿印刷日－投票期日前日までの抹消者のうち、期間指定し抹消者一覧を出力できること。		当日用名簿抄本の印刷時期が団体により異なるため、印刷後－投票期日前日の抹消者の一覧、最新の登録者の集計表が必要となる。そのため、当該要件を追加した。			
	2	0060242		登録者数集計を出力できること。					
5.7.4		0060243			指定都市においては、総合区又は行政区別に出力できること。				
5.7.5		0060244	索引簿作成	投票区分カナ氏名50音順の索引簿作成できること。	全国意見照会を受け、投票人名簿抄本の照合に係る利便性を図るために、標準オプション機能を定義する。				
5.8. 国民投票集計									
5.8.1		0060245	投票区分登録者集計	任意のタイミングで、登録処理時点、基準日時点、国民投票期間中、登録者数の集計を行い、Excel形式での出力が可能なこと。 ＜集計単位＞ 投票区分 行政区別 資格別 男女別		各自治体における統計作成のため、集計機能を定義する。 また、集計後の変更に対応するため、集計情報の修正を定義する。		仕様書1.1版（令和5年2月） ・有権者数集計、年齢別集計を削除（帳票と整合）	
5.8.2		0060246			指定都市においては、指定都市の総合区又は行政区別に出力できること。				
6.その他									
6.1. 抄本管理									
6.1.1		0060247	同日執行名簿抄本管理	国政選挙、都道府県選挙など複数選挙が同日開催となった場合、最大9票として、抄本を一冊にまとめることができる。名簿登録基準日の異なる複数同日選挙の場合においても、抄本を一冊にまとめることができること。 選挙と国民投票が同日執行となる場合は抄本は別管理とすること。また、有権者ごとに照合欄を表示し、複数選挙のうちどの選挙の投票権を有するのかが目視で判断できること。		投票所での確認等の差異の便宜のため、複数選挙の抄本を一冊にまとめることが可能とする。 左記要件を充足していれば、名簿登録基準日の異なる同日複数選挙の場合、名簿抄本データのまとめ方（処理方法）については、指定しない。（登録基準日ごとの名簿データ作成を行った後、宛名番号による紐づけを行ったうえで、データを合わせ、名簿番号を付番する等、処理方法・順序は問わない。） また、個々の選挙の投票権を管理する。			
6.1.2		0060248		基準日登録選挙人名簿抄本作成時から、選挙期日までの期間が互いに重複且つ選挙期日が異なる2以上の選挙がある場合において、それぞれ独立して基準日登録選挙人名簿抄本、期日前投票所用選挙人名簿抄本、当日用選挙人名簿抄本の作成ができる。					
6.1.3		0060249		基準日登録選挙人名簿抄本作成時から、選挙期日までの期間が互いに重複且つ選挙期日が異なる2以上の選挙がある場合において、各抄本を同一環境内で切り替える。					

機能要件

選挙人名簿管理標準仕様書				機能の定義		要件の考え方・理由	ワーキング、全国意見照会による意見、及びその対応	修正履歴
項目	機能ID	機能名称	実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能	要件の考え方・理由			
Lv.1	Lv.2	Lv.3	枝番					
6.1. 任意地域管理	6.1.4		0060250	任意地域管理	選挙人名簿抄本及び投票人名簿抄本の投票区情報欄及び改ページ便宜のため、任意地域として大字、小字、又はその組み合わせの設定ができる。任意地域の名称、番号を設定できること。	選挙人名簿の投票区情報欄については、各団体により記載方法が異なっており、投票区のみ記載している団体、投票区+行政区を記載している団体、投票区+大字、投票区+大字・小字、等様々であるため、いずれにも対応できるよう定義した。また、投票所での便宜のため、分冊する際に任意の名称や番号を設定する機能を		
	6.1.5		0060251	簿冊管理		選挙人名簿抄本及び投票人名簿抄本について、各投票区の中で行政区・任意地域を選択し、又は冊数に応じた人数割りによる名簿抄本の分冊ができる。	全国意見照会を受け、投票所での効率的な受付の実現のため簿冊管理を可能とする要件を標準オプション機能として定義する。	
	6.1.6		0060252	同一市区町村内一部選挙対応		同一市区町村内に衆議院の小選挙区を複数有する市区町村における補欠選挙、又は指定都市における道府県議・市議の補欠選挙に対応するため、一部選挙区のみの抄本作成・投票所入場券作成ができる。	複数の選挙区を有する市区町村における必要機能として定義する。	
6.2. 他システム連携								
6.2.1 住民記録情報連携	1	0060253		(住民記録システムと選挙人名簿管理サブユニットが別システムの場合) 住民記録システムと連携し、外国人を含めた住民記録データを、選挙人名簿管理サブユニットの住民マスタとして登録できること。		選挙人名簿管理サブユニットが住民記録システムと別システムの場合、住民記録システムから転出者を含む全住民記録情報を取り込み、これを基に選挙人名簿を調製することを想定している。		
	2	0060254		(住民記録システムと選挙人名簿管理サブユニットが別システムの場合) 選挙人名簿管理サブユニットの住民マスタに対して異動情報を反映できること。				
6.2.2 住民異動情報連携	1	0060255		住民記録システムと連携し、住民異動情報及び支援措置対象者情報を日次で選挙人名簿管理サブユニットへ反映すること。ただし、移替停止日以降の反映対象は選挙資格喪失、支援措置対象者情報のみとすることで、支援措置対象者情報が連携された場合その事実を把握できること。		選挙人名簿作成のため、住民記録システムとの連携機能を定義する。		仕様書1.1版（令和5年2月） ・選挙資格喪失の括弧内削除
	2	0060256					全国意見照会を受け、支援措置対象者情報が連携された際に閲覧用選挙人名簿抄本の修正が必要となるため、事実を把握できるよう機能を定義する。	
6.2.3		0060257	選挙資格情報連携	選挙資格情報を住民記録システムへ連携できること。 (住民記録システムと選挙人名簿管理サブユニットが同システムに構築されている場合を除き) 連携タイミングは、定期登録時、選挙時登録時、選挙時登録から選挙期日までの間(日次)とする。		住民基本台帳法第10条に基づき、選挙資格情報を住民記録システムへ連携する。		
6.2.4		0060258		例月抹消時、選挙資格情報を住民記録システムへ連携できること。				
6.2.5		0060259	当日投票管理サブユニット連携		(当日投票管理サブユニットと期日前・不在者投票管理サブユニットが別システムの場合) 選挙人名簿管理サブユニットで作成した当日用選挙人名簿抄本データを当日投票管理サブユニットへ連携できること。 また、国民投票の場合も同様の連携が可能のこと。	選挙人名簿情報を当日投票での使用のため、当日投票管理サブユニットへ連携する。 各団体のシステム構成に影響されるため、条件付きでの記載とした。		
6.2.6 期日前・不在者投票管理サブユニット連携	1	0060260		(選挙人名簿管理サブユニットと期日前・不在者投票管理サブユニットが別システムの場合) 選挙時登録時点の名簿抄本データを期日前・不在者投票管理サブユニット向けに連携できること。		選挙人名簿情報を期日前投票での使用のため、期日前・不在者投票管理サブユニットへ連携する。		
	2	0060261		(選挙人名簿管理サブユニットと期日前・不在者投票管理サブユニットが別システムの場合) 抄本データ連携後、選挙人名簿管理サブユニットで更新した異動情報を日次で連携できること。				
	3	0060262		(選挙人名簿管理サブユニットと期日前・不在者投票管理サブユニットが別システムの場合) 国民投票の場合も同様の連携が可能のこと。				
6.2.7	1	0060263		(選挙人名簿管理サブユニットと期日前・不在者投票管理サブユニットが別システムの場合) 期日前・不在者投票管理サブユニットから選挙期日前日までの受付情報を日次、及び任意のタイミングで連携し、当日用選挙人名簿抄本データへ反映できること。		当日用名簿抄本を最新の状態とするため、期日前・不在者投票管理サブユニットから選挙期日前日までの受付情報を連携する。	全国意見照会を受け、連携タイミングについて、各団体の固有事情に 対応可能なよう、日次連携及び任意のタイミング(複数回も想定する)での連携を可能とする要件とした。	

機能要件

選挙人名簿管理標準仕様書				機能の定義		要件の考え方・理由	ワーキング、全国意見照会による意見、及びその対応	修正履歴	
項目番号	機能ID	機能名称	実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能					
Lv.1	Lv.2	Lv.3	枝番						
				2	0060264	(選挙人名簿管理サブユニットと期日前・不在者投票管理サブユニットが別システムの場合) 国民投票の場合も同様の連携が可能なこと。			
				6.2.8	1	0060265	在外選挙管理サブユニット連携 出国時申請を行った選挙人（「申請中」のステータスの者）について、選挙人情報を在外選挙管理サブユニットへ連携できること。 出国時申請を行った選挙人が支援措置対象者又は仮支援措置対象者である場合、支援措置情報を連携できること。	出国時申請を行った選挙人の情報を在外選挙管理サブユニットで利用できるよう連携が必要と判断した。 また、出国時申請者が支援措置対象者又は仮支援措置対象者である場合、その情報を連携する必要があると判断した。	
					2	0060266	出国時申請中の選挙人に支援措置対象情報又は仮支援措置対象情報が追加された場合、及び更新された場合、連携できること。		
				6.2.9	1	0060267	選挙人名簿管理サブユニット側で出国時申請ステータス（「申請中」）登録を行い、在外選挙人登録の完了した者（出国時ステータス「選挙人名簿抹消確定」）について、在外選挙管理サブユニットから選挙人名簿管理サブユニットへ連携できること。	出国時申請を行い、登録が完了した者について、選挙人名簿から抹消できるようその旨を連携する必要があると判断した。	
					2	0060268	選挙人名簿管理サブユニット側での出国時申請ステータスが未登録で、在外選挙管理サブユニット側で「申請中」又は「選挙人名簿抹消確定」と登録された者の情報（選挙人名簿管理システムと該当者の突合が可能な情報（氏名、最終住所地、生年月日、性別等））を在外選挙管理サブユニットから選挙人名簿管理サブユニットへ連携		

機能要件

期日前・不在者投票管理標準仕様書				機能の定義		要件の考え方・理由	ワーキング、全国意見照会による意見、及びその対応	修正履歴
項目番号	機能ID	機能名称	実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能				
Lv.1	Lv.2	Lv.3	枝番					
7. 不在者投票								
7.1 不在者投票受付（直接投票）								
7.1.1	1	0070001	請求受付・投票受付	公職選挙法施行令第50条第2項（選挙期日までに年齢要件を満たす者、選挙期日までに復権する者）による不在者投票を管理（登録）できること。 投票所入場券のバーコードを読み取ることで名簿対照を行えること。		公職選挙法施行令第50条第2項に基づく請求に対して、請求管理、投票可否判断、投票受付を行う。		
	2	0070002		名簿番号の直接入力、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、又はその組み合わせでの検索が可能なこと。				
	3	0070003		複数選挙が同時に執行される場合、選挙ごとに請求・受付管理ができる。ただし、共通的に処理可能な管理項目については、一括管理（登録）できること。				
	4	0070004		選挙ごとに投票可否を自動で判定（選挙権、二重登録、投票履歴、投票用紙交付履歴、選挙人名簿登録日、選挙人名簿抹消日等）し、投票不可の場合はエラーメッセージ、投票不可の選挙、その理由を表示できること。			全国意見照会を受け、投票可否判断根拠として、選挙人名簿登録日及び選挙人名簿抹消日を追加した。 また、国政+都道府県政、国政+市区町村政、都道府県政+市区町村政の組み合わせの選挙において投票用紙交付誤りを防ぐため、投票不可の選挙及びその理由を表示できる要件を追加した。	
	5	0070005		証明書確認が必要な対象者について、その旨を表示できること。				
	6	0070006		都道府県単位の選挙（知事選挙、議会議員選挙）において、都道府県内転出者に対し、投票用紙等の請求時に引き続き証明書の確認若しくは住基ネット上の確認を求めるメッセージが表示できること。				
	7	0070007		請求日、請求方法（直接）、交付日、交付時刻の管理（登録）ができる。また、投票方法（通常投票、点字投票、代理投票）及び不在者投票記載場所について管理（登録）ができる。				仕様書1.1版（令和5年2月）法令改正による更新 ・管理項目「不在者投票事由」を削除
	8	0070008		代理投票の場合には、立会人・補助者を管理（登録）できること。				
	9	0070009		交付した選挙人が投票用紙を返還する場合、返還の管理（登録）ができる。				
	10	0070010		同日選挙のみならず、選挙期日は異なるが、一部期日前期間が重複する選挙についても同一端末上で対応可能とすること。	運用として、それぞれの執行日の投票所入場券（又は選挙人検索）をそれぞれの名簿抄本と対照することを想定している。	全国意見照会を受け、選挙期日は異なるが、一部期日前期間が重複する選挙にも対応可能とすることを明記すべきとの意見を反映した。		
7.1.2		0070011		(選挙人が宣誓書を持参していない場合) 名簿番号バーコード、選挙人氏名、住所、生年月日、宣誓日を印字した宣誓書の出力ができる。 複数選挙の場合、宣誓書は1枚にまとめており、投票可能な選挙名のみ印字できること。	選挙人が入場整理券裏面に印字された宣誓書を持参していない場合、あらかじめ住所・生年月日等を印字した宣誓書をシステムから出力することで、市民サービスの向上が図れると判断し、標準オプションとして定義する。	宣誓書については、投票所入場券裏面に印字することとするが、選挙人が投票所入場券を持参しなかった場合の宣誓書について検討を行った。検討結果は以下のとおり。 <a.選挙人が本人確認書類を持参しているケース> ①本人確認書類を確認し、本システムにて名簿対照を行う。 ②本システムより宣誓書を出し、選挙人に手渡す。 ③選挙人は、期日前投票事由に丸を付け提出する。 ④宣誓書バーコードを読み取り、受付を行う。投票用紙を交付する。 <b.選挙人が本人確認書類を持参していないケース> ①選挙人に宣誓書様式を手渡す。 ②選挙人は宣誓書に手書きで必要事項を記入する。 ③選挙人より記入済みの宣誓書を受け取り、名簿対照を行う。 ④投票可否を確認の上、投票用紙を交付する。 aのケースでシステムより出力する宣誓書については、名簿番号バーコード、選挙人の氏名、住所、生年月日、宣誓日を出力することとする。これについては、以下を根拠とした。 実例判例集 第48条の2 期日前投票（不在者投票）事由の証明「宣誓書の電子化」…宣誓書に氏名等の記載事項を自動的に入力することについて差支えない。出力される画面を選挙人の宣誓書として、選挙人から提出してもらうことが必要。		
7.1.3		0070012		請求日、請求方法、交付日、受理日、投票方法（通常投票、点字投票、代理投票）、返還の有無の管理（修正・削除）ができる。	何らかの理由により、登録項目の訂正、削除を行う場合を想定し、定義した。		仕様書1.1版（令和5年2月）法令改正による更新 ・管理項目「不在者投票事由」を削除	
7.1.4		0070013	訂正・削除					

機能要件

期日前・不在者投票管理標準仕様書				機能の定義		要件の考え方・理由	ワーキング、全国意見照会による意見、及びその対応	修正履歴
項目番号	機能ID	機能名称	枝番	実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能			
Lv.1	Lv.2	Lv.3	枝番					
	7.1.5		0070014	取消	誤って受け付けてしまった選挙人について、管理（削除）できること。		管理項目の訂正・削除とは別に、何らかの理由により受付自体を取り消す場合を想定し、定義した。	
7.2.不在者投票受付（滞在地）								
7.2.1	1	0070015	請求受付	名簿番号の直接入力、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、又はその組み合わせでの選挙人の検索が可能なこと。		公職選挙法施行令第50条1項のうち、選挙人名簿の属する市町村以外の市町村において投票をしようとするものについて、請求受付を行う。	全国意見照会を受け、投票所入場券（転出者向けのもの含む）と一緒にになっている宣誓書兼請求書により請求することが一般的であり、その際にバーコードで名簿対照が効率的かつ正確との意見を反映した。	
	2	0070016		投票所入場券裏面により不在者投票請求が行われた場合、表面のバーコードを読み取ることで名簿対照を行えること。				
	3	0070017		複数選挙が同時に実行される場合、選挙ごとに請求管理ができること。ただし、共通的に処理可能な管理項目については、一括管理（登録）できること。				
	4	0070018		選挙ごとに投票可否を自動で判定（選挙権、二重登録、投票履歴、投票用紙交付履歴、選挙人名簿登録日、選挙人名簿抹消日等）し、投票不可の場合はその理由を表示できること。		国政+都道府県政、国政+市区町村政、都道府県政+市区町村政の組み合わせの選挙において投票用紙交付誤りを防ぐため、投票不可の選挙及びその理由を表示できる要件を追加した。		
	5	0070019		都道府県単位の選挙（知事選挙、議会議員選挙）において、都道府県内転出者に対し、投票用紙等の請求時に引き続き証明書の確認若しくは住基ネット上の確認を求めるメッセージが表示できること。		同一都道府県内における2市区町村以上の異動について、居住要件確認が選挙人名簿システムのみでは確認できないと判断したため、引き続き証明、住基ネットでの確認を求める機能が必要と判断した。		
	6	0070020		請求日、請求方法（滞在地）、交付日の管理（登録）ができること。また、投票方法（通常投票、点字投票、代理投票）について管理（登録）ができること。				仕様書1.1版（令和5年2月）法令改正による更新 ・管理項目「不在者投票事由」を削除
	7	0070021		必要に応じて投票用紙送付先住所を管理できること。		公職選挙法施行令第53条1項のとおり、郵送による発送を行う場合もあるため、送付先住所についても管理できることとする。		
	8	0070022		転出確定済みの選挙人の場合、住民記録システムから連携した転出先住所を送付先欄に自動反映させること。自動反映させた住所について、修正・削除できること。		転出先新住所を自動反映することにより、転出者からの請求に対し、送付先住所の入力が不要となり、業務時間を削減及び投票用紙の不達リスクを防止するとの意見を反映した。		仕様書1.1版（令和5年2月） ・送付先住所の修正・削除要件を追加
	9	0070023		申請者が地方自治体に対し申請手続等を行なうシステム（マイナーポータルその他のオンライン申請システム）による不在者投票オンライン請求のあった場合、申請データのうち管理が必要な項目を、申請管理機能（「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」において規定する申請管理機能をいう。以下同じ。）を経由して取得できること。申請管理機能がマイナーポータルぴったりサービス等に対して申請処理状況（処理中、要再申請、完了、却下、取り下げのステータス）を送信する場合に用いるため、取得した項目等を				
7.2.2		0070024		同日選挙対応のみならず、選挙期日は異なるが、一部期日前期間が重複する選挙についても同一端末上で対応可能とすること。		運用として、それぞれの執行日の投票所入場券（又は選挙人検索）をそれぞれの名簿抄本と対照することを想定している。	全国意見照会を受け、選挙期日は異なるが、一部期日前期間が重複する選挙にも対応可能とすることを明記すべきとの意見を反映した。	
7.2.3		0070025		不在者投票証明書の出力ができること。		不在者投票証明書について、システム出力による団体、個別作成による団体があるが、業務効率化の観点から、システム出力することとした。	不在者投票証明書の控えを出し、選挙管理委員会にて保管する運用も見受けられるが、発行履歴を確認することで代替可能と判断し、控えは出力を行わない。	
7.2.4		0070026		外封筒用の名簿番号バーコードを印字したラベルシールを選挙種別ごとに出力できること。 バーコードには、名簿番号、選挙期日、全国地方公共団体コード、選挙/国民投票区分を埋め込める。 ラベルシールには、バーコードのほか、市区町村名、選挙区、選挙名称、氏名、性別判別のための記号を印字できること。		不在者投票の投票受付作業の業務効率化のため、外封筒にバーコードラベルを貼付することし、これを出力できることとする。		
7.2.5		0070027		郵送交付の場合には、7.2.1で設定した住所情報から宛名ラベルを出力できること。				

機能要件

期日前・不在者投票管理標準仕様書				機能の定義		要件の考え方・理由	ワーキング、全国意見照会による意見、及びその対応	修正履歴
項目番号	機能ID	機能名称	枝番	実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能			
Lv.1	Lv.2	Lv.3	枝番					
7.2.6	投票受付	1	0070028	外封筒のバーコードを読み取ることで名簿対照を行えること。		滞在地の選挙管理委員会から送致された不在者投票について受付を行う。 請求受付時に貼付した外封筒バーコードを読み取り、名簿対照を行い、続けて投票可否判断を行う。		
		2	0070029	名簿番号の直接入力、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、又はその組み合わせでの検索が可能なこと。				
		3	0070030	複数選挙が同時に実行される場合、選挙ごとに受付管理ができること。ただし、共通的に処理可能な管理項目については、一括管理（登録）できること。				
		4	0070031	選挙ごとに投票可否を自動で判定（選挙権、二重登録、投票履歴、投票用紙交付履歴、選挙人名簿登録日、選挙人名簿抹消日等）し、投票不可の場合はエラーメッセージ、投票不可の選挙、その理由を表示できること。		全国意見照会を受け、投票可否判断根拠として、選挙人名簿登録日及び選挙人名簿抹消日を追加した。		
		5	0070032	受理日、返還の有無の管理（登録）ができること。		データ集計のため、受理日についても管理を行うこととする。		
		6	0070033	送致元の市区町村名の管理（登録）ができること。		問い合わせ対応の可能性を考慮し、送致元（滞在地）の管理も行うこととする。		
		7	0070034	代理投票の場合には、立会人・補助者を管理（登録）できること。				

機能要件

期日前・不在者投票管理標準仕様書				機能の定義		要件の考え方・理由	ワーキング、全国意見照会による意見、及びその対応	修正履歴
項目番号	機能ID	機能名称	実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能				
Lv.1	Lv.2	Lv.3	枝番					
	7.2.7	1	0070035		返還処理をした選挙人について、期日前投票、当日投票の受付ができること。		公職選挙法施行令第64条2項に基づき、投票用紙を返還した選挙人が期日前投票、当日投票が行えることを担保する。	
					返還処理をした選挙人について、不在者投票の再交付ができること。			
	7.2.8		0070037	訂正・削除	請求日、請求方法、交付日、受理日、投票方法（通常投票、点字投票、代理投票）、返還の有無の管理（修正・削除）ができること。		何らかの理由により、登録項目の訂正、削除を行う場合を想定し、定義した。	仕様書1.1版（令和5年2月）法令改正による更新 ・管理項目「不在者投票事由」を削除
	7.2.9		0070038	取消	誤って受け付けてしまった選挙人について、管理（削除）できること。		管理項目の訂正・削除とは別に、何らかの理由により受付自体を取り消す場合を想定し、定義した。	
7.3. 不在者投票受付（船員（船舶、指定港、洋上）、南極）								
	7.3.1	1	0070039	請求受付（船舶）	（船舶内の不在者投票請求に対して）漢字氏名、カナ氏名、生年月日、又はその組み合わせでの選挙人の検索が可能なこと。		不在者投票のうち、選挙人名簿登録証明書、南極選挙人証を要する選挙人の請求・投票について同機能要件内（7.3）で定義する。船員の不在者投票のうち、住所地における不在者投票請求を行う必要のある請求方法は、船舶での選挙であるため、当該機能は、船舶内の選挙に限ることとする。	
					投票所入場券裏面により不在者投票請求が行われた場合、表面のバーコードを読み取ることで名簿対照を行えること。			
					複数選挙が同時に実行される場合、選挙ごとに請求管理ができること。ただし、共通的に処理可能な管理項目については、一括管理（登録）できること。			
					選挙ごとに投票可否を自動で判定（選挙権、二重登録、投票履歴、投票用紙交付履歴、選挙人名簿登録日、選挙人名簿抹消日等）し、投票不可の場合はその理由を表示できること。		国政+都道府県政、国政+市区町村政、都道府県政+市区町村政の組み合わせの選挙において投票用紙交付誤りを防ぐため、投票不可の選挙及びその理由を表示できる要件を追加した。	
					選挙人名簿登録証明書の交付有無のチェックが行えること。			
					都道府県単位の選挙（知事選挙、議会議員選挙）において、都道府県内転出者に対し、投票用紙等の請求時に引き続き証明書の確認若しくは住基ネット上の確認を求めるメッセージが表示できること。			
					請求日、請求方法（船舶）、交付日の管理（登録）ができること。また、投票方法（通常投票、点字投票）について管理（登録）ができること。		仕様書1.1版（令和5年2月）法令改正による更新 ・管理項目「不在者投票事由」を削除	
					必要に応じて投票用紙送付先住所を管理できること。			
	7.3.2		0070047		同日選挙対応のみならず、選挙期日は異なるが、一部期日前期間が重複する選挙についても同一端末上で対応可能とすること。		運用として、それぞれの執行日の投票所入場券（又は選挙人検索）をそれぞれの名簿抄本と対照することを想定している。	全国意見照会を受け、選挙期日は異なるが、一部期日前期間が重複する選挙にも対応可能とすることを明記すべきとの意見を反映した。
	7.3.3		0070048		不在者投票証明書を出力できること。		不在者投票証明書について、システム出力による団体、個別作成による団体があるが、業務効率化の観点から、システム出力することとした。	
	7.3.4		0070049		外封筒用の名簿番号バーコードを印字したラベルシールを選挙種別ごとに出力できること。 バーコードには、名簿番号、選挙期日、全国地方公共団体コード、選挙/国民投票区分を埋め込める。 ラベルシールには、バーコードのほか、市区町村名、選挙区、選挙名称、氏名、性別判別のための記号を印字できること。		不在者投票の投票受付作業の業務効率化のため、外封筒にバーコードラベルを貼付することとし、これを出力できることとする。	
	7.3.5		0070050		郵送交付の場合には、7.3.1で設定した住所情報から宛名ラベルを出力できること。			

機能要件

期日前・不在者投票管理標準仕様書					機能の定義		要件の考え方・理由	ワーキング、全国意見照会による意見、及びその対応	修正履歴	
項目番号	機能ID	機能名	実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能						
Lv.1	Lv.2	Lv.3	枝番							
7.3.6	1	0070051	投票受付（船舶）	外封筒のバーコードを読み取ることで名簿対照を行えること。			住所地にて船舶における不在者投票請求を行ったものについて、投票受付を行う。 請求受付時に貼付した外封筒バーコードを読み取り、名簿対照を行い、続けて投票可否判断を行う。			
				名簿番号の直接入力、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、又はその組み合わせでの検索が可能なこと。						
				複数選挙が同時に執行される場合、選挙ごとに受付管理ができること。ただし、共通的に処理可能な管理項目については、一括管理（登録）できること。						
				選挙ごとに投票可否を自動で判定（選挙権、二重登録、投票履歴、投票用紙交付履歴、選挙人名簿登録日、選挙人名簿抹消日等）し、投票不可の場合はエラーメッセージ、投票不可の選挙、その理由を表示すること。			全国意見照会を受け、投票可否判断根拠として、選挙人名簿登録日及び選挙人名簿抹消日を追加した。			
				受理日、返還の有無の管理（登録）ができること。			データ集計のため、受理日についても管理を行うこととする。			
	2	0070056		返還処理をした選挙人について、期日前投票、当日投票の受付ができること。			公職選挙法施行令第64条2項に基づき、投票用紙を返還した選挙人が期日前投票、当日投票が行えることを担保する。			
				返還処理をした選挙人について、不在者投票の再交付ができること。						
7.3.8	1	0070058	投票受付（指定港、指定市町村から送致された投票について） 漢字氏名、カナ氏名、生年月日、又はその組み合わせでの検索が可能なこと。				船員の不在者投票のうち、住所地における不在者投票請求を行わない指定港、指定市町村から送致された投票について定義した。 当該請求方法については、外封筒にバーコード貼付がないため、直接システム上で氏名・生年月日により選挙人の検索を行い、受付を行う。			
				複数選挙が同時に執行される場合、選挙ごとに受付管理ができること。ただし、共通的に処理可能な管理項目については、一括管理（登録）できること。						
				選挙ごとに投票可否を自動で判定（選挙権、二重登録、投票履歴、投票用紙交付履歴、選挙人名簿登録日、選挙人名簿抹消日等）し、投票不可の場合はエラーメッセージ、投票不可の選挙、その理由を表示すること。						
				都道府県単位の選挙（知事選挙、議会議員選挙）において、都道府県内転出者に対し、投票受付時に引き続き証明書の確認若しくは住基ネット上の確認を求めるメッセージが表示されること。						
				受理日、請求方法（船員指定港、船員洋上、南極地域）の管理（登録）ができること。						
	2	0070063	代理投票の場合には、立会人・補助者を管理（登録）できること。							

機能要件

期日前・不在者投票管理標準仕様書				機能の定義		要件の考え方・理由	ワーキング、全国意見照会による意見、及びその対応	修正履歴
項目番号	機能ID	機能名称	枝番	実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能			
Lv.1	Lv.2	Lv.3	枝番					
		7.3.9		0070064	訂正・削除	選挙ごとに請求日、交付日、受理日、請求方法、投票方法（通常投票、点字投票、代理投票）、返還の有無の管理（修正・削除）ができること。		何らかの理由により、登録項目の訂正、削除を行う場合を想定し、定義した。
		7.3.10		0070065	取消	誤って受け付けてしまった選挙人について、管理（削除）できること。		管理項目の訂正・削除とは別に、何らかの理由により受付自体を取り消す場合を想定し、定義した。
7.4.不在者投票受付（郵便等、特例郵便等）								
7.4.1	1	0070066	請求受付（郵便等投票証明書保有者）	漢字氏名、カナ氏名、生年月日、又はその組み合わせでの選挙人の検索が可能なこと。		公職選挙法施行令第59条の4に基づく郵便等投票証明書交付者の郵便等投票請求の受付を行う。		
	2	0070067		投票所入場券裏面により不在者投票請求が行われた場合、表面のバーコードを読み取ることで名簿対照を行えること。				
	3	0070068		複数選挙が同時に執行される場合、選挙ごとに請求管理ができること。ただし、共通的に処理可能な管理項目については、一括管理（登録）できること。				
	4	0070069		選挙ごとに投票可否を自動で判定（選挙権、二重登録、投票履歴、投票用紙交付履歴、選挙人名簿登録日、選挙人名簿抹消日等）し、投票不可の場合はその理由を表示できること。				
	5	0070070		郵便等投票証明書の交付有無のチェックが行えること。				
	6	0070071		都道府県単位の選挙（知事選挙、議会議員選挙）において、都道府県内転出者に対し、投票用紙等の請求時に引き続き証明書の確認若しくは住基ネット上の確認を求めるメッセージが表示できること。				
	7	0070072		請求日、請求方法（郵便等（在宅））、交付日の管理（登録）ができる。また、投票方法（通常投票、代理記載）について管理（登録）できること。				仕様書1.1版（令和5年2月）法令改正による更新 ・管理項目「不在者投票事由」を削除
	8	0070073		必要に応じて投票用紙送付先住所を管理できること。				
7.4.2	1	0070074	請求受付（特例郵便等）	漢字氏名、カナ氏名、生年月日、又はその組み合わせでの選挙人の検索が可能なこと。		特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律施行令第1条に基づく請求受付を行う。 特例郵便等請求に際して添付する書面の種別については統計等の利用は想定しないため管理しません。		
	2	0070075		投票所入場券裏面により不在者投票請求が行われた場合、表面のバーコードを読み取ることで名簿対照を行えること。				
	3	0070076		複数選挙が同時に執行される場合、選挙ごとに請求管理ができること。ただし、共通的に処理可能な管理項目については、一括管理（登録）できること。				
	4	0070077		選挙ごとに投票可否を自動で判定（選挙権、二重登録、投票履歴、投票用紙交付履歴、選挙人名簿登録日、選挙人名簿抹消日等）し、投票不可の場合はその理由を表示できること。			国政+都道府県政、国政+市区町村政、都道府県政+市区町村政の組み合わせの選挙において投票用紙交付誤りを防ぐため、投票不可の選挙及びその理由を表示できる要件を追加した。	
	5	0070078		都道府県単位の選挙（知事選挙、議会議員選挙）において、都道府県内転出者に対し、投票用紙等の請求時に引き続き証明書の確認若しくは住基ネット上の確認を求めるメッセージが表示できること。				
	6	0070079		請求日、請求方法（特例郵便等）、交付日の管理（登録）ができる。また、投票方法（通常投票）について管理（登録）ができる。				仕様書1.1版（令和5年2月）法令改正による更新 ・管理項目「不在者投票事由」を削除
	7	0070080		必要に応じて投票用紙送付先住所を管理できること。				

機能要件

期日前・不在者投票管理標準仕様書					機能の定義		要件の考え方・理由	ワーキング、全国意見照会による意見、及びその対応	修正履歴
項目番号	機能ID	機能名称	実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能					
Lv.1	Lv.2	Lv.3	枝番						
7.4.不在者投票受付	7.4.3		0070081	請求受付（郵便等、特例郵便等共通）	同日選挙対応のみならず、選挙期日は異なるが、一部期日前期間が重複する選挙についても同一端末上で対応可能とすること。		運用として、それぞれの執行日の投票所入場券（又は選挙人検索）をそれぞれの名簿抄本と対照することを想定している。	全国意見照会を受け、選挙期日は異なるが、一部期日前期間が重複する選挙にも対応可能とすることを明記すべきとの意見を反映した。	
	7.4.4		0070082		外封筒用の名簿番号バーコードを印字したラベルシールを選挙種別ごとに出力できること。 バーコードには、名簿番号、選挙期日、全国地方公共団体コード、選挙/国民投票区分を埋め込める。 ラベルシールには、バーコードのほか、市区町村名、選挙区、選挙名称、氏名、性別判別のための記号を印字できること。		不在者投票の投票受付作業の業務効率化のため、外封筒にバーコードラベルを貼付することとし、これを出力できることとする。		
	7.4.5		0070083		郵送交付の場合には、7.4.1で設定した住所情報、又は名簿住所から宛名ラベルを出力できること。				
	7.4.6	1	0070084		投票受付 外封筒のバーコードを読み取ることで名簿対照を行えること。		郵便等投票による不在者投票請求を行ったものについて、投票受付を行う。 請求受付時に貼付した外封筒バーコードを読み取り、名簿対照を行い、続けて投票可否判断を		
		2	0070085		名簿番号の直接入力、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、又はその組み合わせでの検索が可能のこと。				
		3	0070086		複数選挙が同時に執行される場合、選挙ごとに受付管理ができること。ただし、共通的に処理可能な管理項目については、一括管理（登録）できること。				
		4	0070087		選挙ごとに投票可否を自動で判定（選挙権、二重登録、投票履歴、投票用紙交付履歴、選挙人名簿登録日、選挙人名簿抹消日等）し、投票不可の場合はエラーメッセージ、投票不可の選挙、その理由を表示できること。			全国意見照会を受け、投票可否判断根拠として、選挙人名簿登録日及び選挙人名簿抹消日を追加した。	
		5	0070088		受理日、代理記載者の場合（郵便等投票証明書保有者のみ）には、投票方法（代理記載）、返還の有無の管理（登録）ができること。		データ集計のため、受理日についても管理を行うこととする。		
	7.4.7	1	0070089		返還処理をした選挙人について、期日前投票、当日投票の受付ができる。		公職選挙法施行令第64条2項に基づき、投票用紙を返還した選挙人が期日前投票、当日投票が行えることを担保する。		
		2	0070090		返還処理をした選挙人について、不在者投票の再交付ができる。				
7.4.8			0070091	訂正・削除	請求日、交付日、受理日、請求方法、投票方法（通常投票、点字投票）、返還の有無の管理（修正・削除）ができる。		何らかの理由により、登録項目の訂正、削除を行う場合を想定し、定義した。	仕様書1.1版（令和5年2月）法令改正による更新・管理項目「不在者投票事由」を削除	
7.4.9			0070092	取消	誤って受け付けてしまった選挙人について、管理（削除）できること。		管理項目の訂正・削除とは別に、何らかの理由により受付自体を取り消す場合を想定し、定義した。		
7.5.不在者投票受付（施設、国外）									
7.5.不在者投票受付	7.5.1	1	0070093	請求受付	名簿番号の直接入力、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、又はその組み合わせでの選挙人の検索が可能のこと。		公職選挙法施行令第50条第1項、第4項、及び第59条の5の4第5項に基づく請求に対して受付を行う。		
		2	0070094		投票所入場券裏面により不在者投票請求が行われた場合、表面のバーコードを読み取ることで名簿対照を行えること。				
		3	0070095		複数選挙が同時に執行される場合、選挙ごとに請求管理ができること。ただし、共通的に処理可能な管理項目については、一括管理（登録）できること。				
		4	0070096		選挙ごとに投票可否を自動で判定（選挙権、二重登録、投票履歴、投票用紙交付履歴、選挙人名簿登録日、選挙人名簿抹消日等）し、投票不可の場合はその理由を表示できること。証明書確認が必要な対象者について、その旨を表示できること。			国政+都道府県政、国政+市区町村政、都道府県政+市区町村政の組み合わせの選挙において投票用紙交付誤りを防ぐため、投票不可の選挙及びその理由を表示できる要件を追加した。	
		5	0070097		都道府県単位の選挙（知事選挙、議會議員選挙）において、都道府県内転出者に対し、投票用紙等の請求時に引き続き証明書の確認若しくは住基ネット上の確認を求めるメッセージが表示できること。				

機能要件

期日前・不在者投票管理標準仕様書				機能の定義		要件の考え方・理由	ワーキング、全国意見照会による意見、及びその対応	修正履歴
項目番号	枝番	機能ID	機能名称	実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能			
7.5.1	6	0070098	投票受付	請求者（本人、不在者投票管理者）の管理（登録）ができること。 請求日、請求方法（指定施設、特定国外）、不在者投票施設、交付日の管理（登録）ができること。また、投票方法（通常投票、 <small>上空投票（生田丸選挙）</small> ）について管理（登録）が可能であること。		公職選挙法施行令第50条第4項、及び第59条の5の4第5項による請求の場合には、請求者本人に加えて、不在者投票管理者、不在者投票施設の名称の登録もできることが必須と判断した。		仕様書1.1版（令和5年2月）法令改正による更新 ・管理項目「不在者投票事由」を削除
	7	0070099		不在者投票施設の選択に際して、キーワード検索が可能であること。				
	8	0070100		施設ごとの請求者の一覧を表示できること。				
	7.5.2	0070101		同日選挙対応のみならず、選挙期日は異なるが、一部期日前期間が重複する選挙についても同一端末上で対応可能とすること。		運用として、それぞれの執行日の投票所入場券（又は選挙人検索）をそれぞれの名簿抄本と対照することを想定している。	全国意見照会を受け、選挙期日は異なるが、一部期日前期間が重複する選挙にも対応可能とすることを明記すべきとの意見を反映した。	
	7.5.3	0070102		施設投票における個人による請求があった場合には、不在者投票証明書を出力できること。		施設投票における個人による請求があった場合には、不在者投票証明書を出力する必要があるため、必須機能と判断した。		
	7.5.4	0070103		外封筒用の名簿番号バーコードを印字したラベルシールを選挙種別ごと出力できること。 バーコードには、名簿番号、選挙期日、全国地方公共団体コード、選挙/国民投票区分を埋め込める。 ラベルシールには、バーコードのほか、市区町村名、選挙区、選挙名称、氏名、性別判別のための記号を印字できること。		不在者投票の投票受付作業の業務効率化のため、外封筒にバーコードラベルを貼付することとし、これを出力できることとする。		
	7.5.5	0070104		登録した不在者投票施設の宛名ラベルを出力できること。				
	7.5.6	1	0070105	投票受付	外封筒のバーコードを読み取ることで名簿対照を行えること。	不在者投票管理者より送致された投票について、投票受付を行う。 請求受付時に貼付した外封筒バーコードを読み取り、名簿対照を行い、続けて投票可否判断を		
	2	0070106	名簿番号の直接入力、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、又はその組み合わせでの検索が可能であること。					
	3	0070107	複数選挙が同時に実行される場合、選挙ごとに受付管理ができること。ただし、共通的に処理可能な管理項目については、一括管理（登録）できること。					
	4	0070108	選挙ごとに投票可否を自動で判定（選挙権、二重登録、投票履歴、投票用紙交付履歴、選挙人名簿登録日、選挙人名簿抹消日等）し、投票不可の場合はエラーメッセージ、投票不可の選挙、その理由を表示する。 受理日、投票方法区分（通常、点字、代理）、返還の有無の管理（登録）ができること。		全国意見照会を受け、投票可否判断根拠として、選挙人名簿登録日及び選挙名簿抹消日を追加した。			
	5	0070109	代理投票の場合には、立会人・補助者を管理（登録）できること。		データ集計のため、受理日についても管理を行うこととする。			
	6	0070110	返還処理をした選挙人について、期日前投票、当日投票の受付ができること。		公職選挙法施行令第64条2項に基づき、投票用紙を返還した選挙人が期日前投票、当日投票が行えることを担保する。			
	7.5.7	1	0070111	返還処理をした選挙人について、不在者投票の再交付ができること。				
	2	0070112						
7.5.8		0070113	訂正・削除	請求日、請求者、不在者投票施設、交付日、受理日、請求方法、投票方法（通常投票、点字投票、代理投票）、返還の有無の管理（修正・削除）ができること。		何らかの理由により、登録項目の訂正、削除を行う場合を想定し、定義した。		仕様書1.1版（令和5年2月）法令改正による更新 ・管理項目「不在者投票事由」を削除
7.5.9		0070114	取消	誤って受け付けてしまった選挙人について、管理（削除）できること。		管理項目の訂正・削除とは別に、何らかの理由により受付自体を取り消す場合を想定し、定義した。		

機能要件

期日前・不在者投票管理標準仕様書					機能の定義		要件の考え方・理由	ワーキング、全国意見照会による意見、及びその対応	修正履歴				
項目番号	機能ID	機能名称	実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能									
Lv.1	Lv.2	Lv.3	枝番										
	7.5.10	1	0070115	一括処理	代理請求の場合には、施設ごとに一括して請求受付、投票受付、訂正、取消の管理（登録・修正・削除）ができること。		代理請求の場合には、施設ごとに複数人による請求が想定されるため、1画面上で一括して登録作業できることが必須と判断した。						
					訂正、取消について一部の選挙人のみを選択して処理できること。		全国意見照会を受け、訂正、取り消しについて、一括登録した対象すべてではなく、一部の選挙人のみを対象とすることが可能とするよう明示した。（例 10人作成したが、2人が誤りであった場合に誤りの者だけ訂正、取消が可能）						
					一括処理済みの施設に対して選挙人の追加が可能なこと。								
					不在者投票施設の選択に際して、キーワード検索が可能なこと。								
8. 期日前投票													
8.1. 期日前投票													
8.1.1	1	0070119	受付		投票所入場券のバーコードを読み取ることで、名簿対照できること。		公職選挙法第48条の2第1項に基づき投票を行う者について、同機能要件内(8.1)で定義する。当該システムに連携された名簿抄本情報から投票所入場整理券を持参しないケースも考慮し、バーコード読み取りだけでなく、直接入力による検索も必須と判断した。						
					名簿番号の直接入力、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、又その組み合わせで検索できること。								
					複数選挙が同時に執行される場合、選挙ごとに受付管理ができること。ただし、共通的に処理可能な管理項目については、一括管理（登録）できること。								
					現在処理している選挙人の受付を完了していない時点かつ同一端末上で次の選挙人を検索しようとした場合、受付が完了していない選挙人が存在する旨のアラートを表示できること。		全国意見照会を受け、受付処理の遗漏防止のためのアラート要件を追加した。						
8.1.2		0070123			名簿対照の結果、受付対象外の選挙区（複数選挙区を有する市区町村の場合）、受付対象外の投票区の選挙人であった場合、エラー警告を表示し、その後の処理は行えないこと。		全国意見照会を受け、受付対象外の選挙区又は投票区の選挙人が来所した場合のエラー要件を追加した。						
8.1.3		0070124			同日選挙対応のみならず、選挙期日は異なるが、一部期日前期間が重複する選挙についても同一端末上で対応可能とすること。		運用として、それぞれの執行日の投票所入場券（又は選挙人検索）をそれぞれの名簿抄本と対照することを想定している。	全国意見照会を受け、選挙期日は異なるが、一部期日前期間が重複する選挙にも対応可能とすることを明記すべきとの意見を反映した。					
8.1.4	1	0070125			選挙ごとに投票可否を自動で判定（選挙権、二重登録、投票履歴、投票用紙交付履歴、選挙人名簿登録日、選挙人名簿抹消日等）し、投票不可の場合には、エラー表示、投票不可の選挙、投票不可理由を表示できること。		検索した選挙人に対して投票用紙の交付可否判断を行う。 選挙人名簿登録証明書発行者の場合、確認が必要となるため、メッセージを表示することが必須と判断した。	全国意見照会を受け、投票可否判断根拠として、選挙人名簿登録日及び選挙人名簿抹消日を追加した。選挙人名簿登録日については、複数選挙で登録日が異なる場合に用いる。 国政+都道府県政、国政+市区町村政、都道府県政+市区町村政の組み合わせの選挙において投票用紙交付誤りを防ぐため、投票不可の選挙及びその理由を表示できる要件を追加した。					
					選挙人が、選挙人名簿登録証明書（国政選挙の場合は南極選挙人証を含む。）発行者の場合、メッセージを表示できること。								
					都道府県単位の選挙（知事選挙、議会議員選挙）において、都道府県内転出者に対し、投票受付時に引き続き証明書の確認若しくは住基ネット上での確認を求めるメッセージが表示できること。								
8.1.5		0070128			期日前投票日現在、選挙権年齢未満の選挙人等を判定し、不在者投票を促すメッセージ等を表示できること。		期日前投票日現在、選挙権年齢未満の場合には、公職選挙法施行令第50条第2項に基づく不在者投票請求となるため、メッセージ表示が必須と判断した。						

機能要件

期日前・不在者投票管理標準仕様書					機能の定義		要件の考え方・理由	ワーキング、全国意見照会による意見、及びその対応	修正履歴	
Lv.1	Lv.2	Lv.3	枝番	機能ID	機能名称	実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能			
8.2.マイナンバーカードを用いた投票受付	8.1.6		0070129			(選挙人が宣誓書を持参していない場合)名簿番号バーコード、選挙人氏名、住所、生年月日、宣誓日を印字した宣誓書の出力ができること。 複数選挙の場合、宣誓書は1枚にまとめるごとに、投票可能な選挙名のみ印字できること。	(選挙人が入場整理券裏面に印字された宣誓書を持参していない場合、あらかじめ住所・生年月日等を印字した宣誓書をシステムから出力することで、市民サービスの向上が図れると判断し、標準オプションとして定義する。 宣誓書受領を管理するため、名簿番号バーコードの出力が必要と判断した。	選挙人が入場整理券裏面に印字された宣誓書を持参していない場合、あらかじめ住所・生年月日等を印字した宣誓書をシステムから出力することで、市民サービスの向上が図れると判断し、標準オプションとして定義する。 宣誓書受領を管理するため、名簿番号バーコードの出力が必要と判断した。	宣誓書については、投票所入場券裏面に印字することとするが、選挙人が投票所入場券を持参しなかった場合の宣誓書について検討を行った。検討結果は以下のとおり。 <a.選挙人が本人確認書類を持参しているケース> ①本人確認書類を確認し、本システムにて名簿対照を行う。 ②本システムより宣誓書を出力し、選挙人に手渡す。 ③選挙人は、期日前投票事由に丸を付け提出する。 ④宣誓書バーコードを読み取り、受付を行う。投票用紙を交付する。 <b.選挙人が本人確認書類を持参していないケース> ①選挙人に宣誓書様式を手渡す。 ②選挙人は宣誓書に手書きで必要事項を記入する。 ③選挙人より記入済みの宣誓書を受け取り、名簿対照を行う。 ④投票可否を確認の上、投票用紙を交付する。 aのケースでシステムより出力する宣誓書については、名簿番号バーコード、選挙人の氏名、住所、生年月日、宣誓日を出力することとする。これについては、以下を根拠とした。 実例判例集 第48条の2 期日前投票（不在者投票）事由の証明「宣誓書の電子化」…宣誓書に氏名等の記載事項を自動的に入力することについて差支えない。出力される書面を選挙人の宣誓書として、選挙人から提出してもらうことが必要。	
	8.1.7	1	0070130		投票方法（通常投票、点字投票、代理投票）、仮投票の管理（登録）ができること。		データ集計のため、投票方法、仮投票についても管理を行うこととする。			
		2	0070131		代理投票の場合には、立会人・補助者を管理（登録）できること。					
	8.1.8		0070132		(削除)		(削除)		仕様書1.1版（令和5年2月）法令改正による更新 ・管理項目「期日前投票事由」を削除	
	8.1.9		0070133			(削除)		(削除)	仕様書1.1版（令和5年2月）法令改正による更新 ・期日前投票事由管理削除に伴い、「該当ない事由設定」を削除。これに伴うアラート表示を削除	
	8.1.10		0070134		選挙ごとに期日前投票の際に投票用紙を返還した者について、交付・返還を管理し、未交付状態に戻せること。		複数の選挙のうち、投票するもの／返還するものが併存する可能性を考慮し、選挙ごとに管理が必須となる。 なお、「棄権」（棄権者）の文言について、通常、投票所に行かず（投票用紙の交付を受けず）に投票しなかった場合（者）をいう。交付した投票用紙に対して投票を行わなかった場合は、投票用紙は返還してもらう（隠して持ち帰らなければ、投票用紙は持ち帰ることはできない）ため、「返還」が適切な文言と考える（公選令第64条において、交付した投票用紙を使用せずに投票管理者に返した場合の規定として、条文の見出しに「返還」という文言を使用している。）。			
	8.1.11		0070135	訂正・削除	投票日、投票方法（通常投票、点字投票、代理投票）、仮投票、代理投票の場合には立会人・補助者の管理（修正・削除）ができること。		何らかの理由により、登録項目の訂正、削除を行う場合を想定し、定義した。		仕様書1.1版（令和5年2月）法令改正による更新 ・管理項目「期日前投票事由」を削除	
	8.1.12		0070136	取消	誤って受け付けてしまった選挙人について、管理（削除）できること。		管理項目の訂正・削除とは別に、何らかの理由により受付自体を取り消す場合を想定し、定義した。			

機能要件

期日前・不在者投票管理標準仕様書					機能の定義		要件の考え方・理由	ワーキング、全国意見照会による意見、及びその対応	修正履歴
項目番号	機能ID	機能名称	実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能					
Lv.1	Lv.2	Lv.3	枝番						
		8.2.1		0070137	マイナンバーカード利用に対する拡張性	選挙、国民投票及び住民投票において、マイナンバーカードを用いた名簿対照業務を実現するための拡張性を有していること。	現在一部の自治体において実施しているマイナンバーカードを用いた投票受付について、マイナンバーカードの利用拡大を見据えて標準オプション機能として定義した。なお、投票受付はマイナンバー利用事務ではないため、マイナンバーカードの「券面読み取り」「ICチップ内の空き領域の活用」といった手法によるものを想定している。		仕様書1.1版（令和5年2月） ・要件の考え方・理由を一部修正
9. 共通投票所									
9.1. 共通投票所									
9.1.1	1	0070138	受付		投票所入場券のバーコードを読み取ることで、名簿対照できること。	共通投票所において通常の投票所と同様の受付を行うことのできる機能の搭載が必要と判断した。 共通投票所機能の利用日の観点から、当日投票管理サブユニット側に要件記載すべきとの考え方もあるが、現在、期日前・不在者投票管理システムを用いて共通投票所を運用しているケースが多いこと、ネットワーク接続の必要性、又搭載機能の類似性の観点から本仕様書においては、期日前・不在者投票管理サブユニット側の機能として定義している。ただし、仕様書本編第1章第2項（3）対象項目記載のとおり一定の要	共通投票所については、一部の自治体にて検討が行われていたが、以下の課題への対応が困難等の理由により、導入は進んでいない。 ＜業務運用＞ ・システム障害・回線途絶・電源喪失等により、リアルタイムでの名簿対照が実施できなくなった場合のバックアップ体制を検討する必要がある。 ・各投票所における配員及びオペレーションを検討する必要がある。 ・複数種別の選挙の同時実施時の対応について検討する必要がある。 そのため、標準オプション機能として、共通投票所にて受付が行えるよう定義を行う。		
	2	0070139			名簿番号の直接入力、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、又その組み合わせで検索できること。				
	3	0070140			現在処理している選挙人の受付を完了していない時点かつ同一端末上で次の選挙人を検索しようとした場合、受付が完了していない選挙人が存在する旨のアラートを表示できること。				
9.1.2	1	0070141			複数選挙が同時に執行される場合、選挙ごとに受付管理がされること。ただし、共通的に処理可能な管理項目については、一括管理（登録）できること。				
	2	0070142			選挙ごとに投票可否判断（選挙権、二重登録、投票履歴、投票用紙交付履歴等）を行い、投票不可の場合には、エラーメッセージ、投票不可の選挙、投票不可理由を表示できること。		共通投票所の導入に関して、市内的一部地域（島じょ部等）のみ導入を行うことを検討している団体も存在する。これについて、二重投票を防止するための何らかの工夫が必要となる。		
	3	0070143			選挙人が、選挙人名簿登録証明書（国政選挙の場合は南極選挙人証を含む。）発行者の場合、メッセージを表示できること。				
	4	0070144			共通投票所を市区町村内全域ではなく一部地域のみ導入する場合について、投票所入場券を持参していない選挙人が来場した際には、投票履歴の照会を促すメッセージを表示できること。				
	5	0070145			都道府県単位の選挙（知事選挙、議会議員選挙）において、都道府県内転出者に対し、投票受付時に引き続き証明書の確認若しくは住基ネット上の確認を求めるメッセージが表示できること。				
9.1.3	1	0070146			投票方法（通常投票、点字投票、代理投票）、仮投票の管理（登録）ができること。				
	2	0070147			代理投票の場合には、立会人・補助者を管理（登録）できること。				
9.1.4		0070148			選挙ごとに返還を管理（登録）できること。				

機能要件

期日前・不在者投票管理標準仕様書					機能の定義		要件の考え方・理由	ワーキング、全国意見照会による意見、及びその対応	修正履歴				
項目番号	Lv.1	Lv.2	Lv.3	枝番	機能ID	機能名称	実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能					
		9.1.5			0070149	訂正・削除		投票方法（通常投票、点字投票、代理投票）、仮投票、代理投票の場合には立会人・補助者の管理（修正・削除）ができること。					
					0070150	取消		誤って受け付けてしまった選挙人について、管理（削除）できること。					
10. 不在者・期日前投票共通													
10.1. 期日前・不在者・当日集計													
	10.1.1		0070151	当日投票者入力			(当日投票管理サブユニットを導入していない場合、投票録・各種集計用の基礎データ管理のため) 各投票所における男女別投票者数を時間別で入力（登録・修正・削除）できること。	当日投票管理サブユニットを利用してない団体の場合、各投票所からの投票数の報告を受け、当機能へ入力を行うことで、集計及び投票録の作成を可能とする。		仕様書1.1版（令和5年2月） ・実装類型の点検により、当日投票者入力機能について、標準機能からオプション機能へ変更するとともに、一部表現を修正			
	10.1.2	1	0070152	調査・投票録作成		選挙執行後、期日前・不在者投票に係るデータに基づき、不在者投票調査、期日前投票録の作成ができる。 不在者投票調査は、指定投票区を設定している場合、合算した調査書を出力できること。 衆院選執行時には国民審査の期日前投票録も作成できること。		各自治体における集計作成のため、帳票作成機能を定義する。		仕様書1.1版（令和5年2月）法令改正による更新に伴う要件追加 ・国内国民審査投票録を出力する要件を追加			
	10.1.3		0070153			選挙執行後、選挙期日当日に係るデータに基づき、当日投票録の作成ができる。 繰り上げ投票の対象となる投票所の投票録については、13.1.6「投票区・投票所管理」で設定した投票日、投票開始時刻、投票終了時刻を印字できること。 衆院選執行時には国民審査の当日投票録も作成できること。				仕様書1.1版（令和5年2月） ・0070151のオプション変更、及び当日投票システム自体がオプションであることも含め、0070152から当日投票の集計を別途切り出し、オプション機能へ変更 仕様書1.1版（令和5年2月）法令改正による更新に伴う要件追加 ・国内国民審査投票録を出力する要件を追加 仕様書1.1版（令和5年2月）			
	10.1.4	1	0070154	集計作成		選挙執行後、期日前・不在者投票に係るデータに基づき、選挙人名簿登録者数、有権者数、非有権者数について、以下の単位で集計を行い、Excel形式での出力が可能のこと。出力項目詳細は、「標準印字項目」を参照のこと。 ＜集計単位＞ 選挙区分（複数選挙区を有する市区町村の場合のみ） 投票区分 年齢別 男女別 また、非有権者情報に関して同一人物が複数のカテゴリにカウントされるケースが存在する場合、その旨を表記し、該当者を捕捉できること。 なお、有権者カウントについて、都道府県選挙の場合、引き続き証明		各自治体における集計作成のため、データ集計・出力機能を定義する。 当日投票管理サブユニット側では、集計機能を保持させない想定のため、当日投票管理サブユニットから連携取得したデータに基づき、期日前・不在者機能側にて集計を行う。 都道府県選挙における都道府県内転出の有権者カウントの考え方について、都道府県間で差異（未投票者を有権者とみなすか否か）が生じているが、引き続き証明書を提示等し、投票した者を有権者としてカウントする。	全国意見照会にて、「転出者かつ失権者などの非有権者情報の重複する者がいる場合は、当日有権者数集計表において、ダブルカウントされてしまい、それぞれの非有権者情報を単独で算出した集計表との齟齬が生まれ、検証が困難」との意見を受け、該当者を補足できる要件を追加した。	仕様書1.1版（令和5年2月） ・0070151のオプション変更、及び当日投票システム自体がオプションであることも含め、0070154から当日投票の集計を別途切り出し、オプション機能へ変更			
	2	0070169				選挙執行後、選挙期日当日に係るデータに基づき、選挙人名簿登録者数、有権者数、非有権者数について、以下の単位で集計を行い、Excel形式での出力が可能のこと。出力項目詳細は、「標準印字項目」を参照のこと。 ＜集計単位＞ 選挙区分（複数選挙区を有する市区町村の場合のみ） 投票区分 年齢別 男女別 また、非有権者情報に関して同一人物が複数のカテゴリにカウントされるケースが存在する場合、その旨を表記し、該当者を捕捉できること。				仕様書1.1版（令和5年2月） ・0070151のオプション変更、及び当日投票システム自体がオプションであることも含め、0070154から当日投票の集計を別途切り出し、オプション機能へ変更			

機能要件

期日前・不在者投票管理標準仕様書					機能の定義		要件の考え方・理由	ワーキング、全国意見照会による意見、及びその対応	修正履歴	
Lv.1	Lv.2	Lv.3	枝番	機能ID	機能名称	実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能			
	10.1.5	1		0070155		選挙執行後、期日前・不在者投票に係るデータに基づき、投票者数について、以下の単位で集計を行い、Excel形式での出力が可能など。出力項目詳細は、「標準印字項目」を参照のこと。 <集計単位> 選挙区分（複数選挙区を有する市区町村の場合のみ） 投票日別 投票時間別 投票区分別 投票区分別 投票場所別 投票方法別 男女別 年齢別				仕様書1.1版（令和5年2月）法令改正による更新 ・集計単位「投票事由別」を削除 仕様書1.1版（令和5年2月） ・0070151のオプション変更、及び当日投票システム自体がオプションであることも含め、0070155から当日投票の集計を別途切り出し、オプション機能へ変更
		2		0070170		選挙執行後、選挙期日当日に係るデータに基づき、投票者数について、以下の単位で集計を行い、Excel形式での出力が可能など。出力項目詳細は、「標準印字項目」を参照のこと。 <集計単位> 選挙区分（複数選挙区を有する市区町村の場合のみ） 投票日別 投票時間別 投票区分別 投票区分別 投票場所別 投票方法別 男女別 年齢別 また、期日前投票後に死亡等により抹消となり、各投票区分間の当日有権者数に齟齬が生じる場合には、その			仕様書1.1版（令和5年2月） ・0070151のオプション変更、及び当日投票システム自体がオプションであることも含め、0070155から当日投票の集計を別途切り出し、オプション機能へ変更	
10.1.6				0070156		施設投票数について、以下の単位で集計を行い、Excel形式での出力が可能など。 <集計単位> 選挙区分（複数選挙区を有する市区町村の場合のみ） 指定施設別 投票状況別（請求、交付、受理、未受理、返還） 男女別				
10.1.7	1		0070157	一覧作成	不在者投票請求者について、以下の出力条件で一覧を作成し、Excel形式での出力が可能など。出力項目詳細は、「標準印字項目」を参照のこと。 <出力条件> 投票場所 請求方法 投票状況 投票方法 上記について、複数選挙区を保有する市区町村の場合、選挙区分		各種統計の根拠資料となり得る一覧データを出力する。			
		2		0070158	期日前投票者について、以下の出力条件で一覧を作成し、Excel形式での出力が可能など。出力項目詳細は、「標準印字項目」を参照のこと。 <出力条件> 投票場所 投票方法 上記について、複数選挙区を保有する市区町村の場合、選挙区分					

機能要件

期日前・不在者投票管理標準仕様書				機能の定義		要件の考え方・理由	ワーキング、全国意見照会による意見、及びその対応	修正履歴
項目番号	機能ID	機能名称	実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能				
Lv.1	Lv.2	Lv.3	枝番	機能ID	機能名称			
		3	0070159		期日前投票を行った後に抹消となった者、不在者投票を行った後に抹消となった者それぞれの一覧を画面出力できること。 上記について、複数選挙区を保有する市区町村の場合、選挙区分に出力できること。		各種統計の根拠資料となり得る一覧データを出力する。	
10.2. データ連携（取り込み）								
10.2.1		0070160	名簿連携（当初）	(選挙人名簿管理サブユニットと期日前・不在者投票管理サブユニットが別システムの場合) 選挙人名簿管理システムで調製した選挙人名簿データの取り込みができること。		選挙人名簿情報を期日前・不在者投票で使用するため、期日前・不在者投票管理サブユニットへ連携する。 各団体のシステム構成に影響されるため、条件付きでの記載とした。		
10.2.2		0070161	名簿連携（異動分）	(選挙人名簿管理サブユニットと期日前・不在者投票管理サブユニットが別システムの場合) 選挙人名簿管理サブユニットで更新した異動情報を日次で取り込み、期日前・不在者サブユニットにおける選挙人名簿へ反映できること。		最新の名簿情報は選挙人名簿管理サブユニットにて管理するため、期日前・不在者投票管理サブユニットへ連携が必須と判断した。 各団体のシステム構成に影響されるため、条件付きでの記載とした。		
10.2.3		0070162	当日投票結果情報連携	(期日前・不在者投票管理サブユニットと当日投票管理サブユニットが別システムの場合) 当日投票結果情報を取り込めること。		当日投票管理サブユニットにおいては、集計機能を具備しない想定のため、当日投票管理サブユニットから期日前・不在者投票管理サブユニットへ投票情報を連携し、統計に活用する。		
10.2.4		0070163	オンライン請求データ連携	不在者投票のオンライン請求にかかる申請データ（申請者が地方自治体に対し申請手続等を行うシステム（マイナポータルなどのオンライン申請システム）によるもの）に関して、申請管理機能を経由して取得できること。				
10.3. データ連携（出力）								
10.3.1		0070164	選挙期日前日時点データ連携	(選挙人名簿サブユニットと期日前・不在者投票管理サブユニットが別システムの場合) 当日名簿抄本作成用として、期日前・不在者投票済みの選挙人名簿情報を、選挙人名簿管理サブユニットへ日次、及び任意のタイミングで連携できること。		選挙人名簿管理サブユニット側で、当日用名簿抄本を作成するため、期日前・不在者投票済みの選挙人情報を選挙人名簿管理サブユニットへ連携する。 各団体のシステム構成に影響されるため、条件付きでの記載とした。	全国意見照会を受け、連携タイミングについて、各団体の固有事情に応対可能なよう、日次連携及び任意のタイミング（複数回も想定する）での連携を可能とする要件とした。	
10.3.2		0070165		(期日前・不在者投票管理サブユニットと当日投票管理サブユニットが別システムの場合) 当日投票管理システムセットアップ用として、期日前・不在者投票済みの選挙人名簿情報を、当日投票管理サブユニットへ任意のタイミングで連携できること。			全国意見照会を受け、各団体のシステム構成に影響されるため、6.2.5「当日投票管理サブユニット連携」のどちらの連携も可能とする要件とした。	
10.4. 国民投票・住民投票								
10.4.1		0070166	国民投票に対する拡張性	国民投票における、期日前投票・不在者投票を実現するため、選挙に準じた機能（帳票出力を含む）を有していること。		国民投票において、別途システムを設けることなく、期日前・不在者投票管理サブユニットを用いて国民投票対応業務が実現できる必要があると判断した。		
10.4.2		0070167	住民投票への対応	住民投票（直接請求）における、期日前投票・不在者投票を実現するため、選挙に準じた機能を有していること。		住民投票（直接請求）に際して、別途システムを設けることなく、期日前・不在者投票管理サブユニットを用いること住民投票対応業務が実現できる必要があると判断した。 なお、住民投票（条例によるもの）については、各団体により登録要件が異なることが想定されるため、選挙人名簿管理システムにおいては機能搭載しない。		

機能要件

在外選挙管理標準仕様書			機能の定義		要件の考え方・理由	ワーキング、全国意見照会による意見、及びその対応	修正履歴			
項目番号	機能ID	機能名称	実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能						
11. 在外選挙人										
11.1. 在外選挙人申請										
11.1.1	0090001	出国時申請者名簿情報取り込み	選挙人名簿管理サブユニットにおける出国時申請者管理機能にて、「申請中」フラグの立った選挙人について、名簿情報を在外選挙管理システムへ連携できること。この情報に基づき、次項からの登録申請管理を行えること。 申請者が支援措置対象者であった場合、当該項目についても連携情報に含めること。		選挙人名簿管理サブユニットにおいて出国時申請を行った者の選挙人名簿情報を連携し、申請情報として利用することで利便性が向上すると判断した。	在外選挙管理サブユニットは、サブユニット自体をオプションとして定義しているため、他のサブユニットとは連携を行わない方針であったが、従来オールインワンパッケージを利用している団体においては機能低下に繋がる等の理由から連携を求める意見が挙がった。そのため、選挙人名簿管理サブユニットにおける出国時申請者管理機能にて「申請中」のステータス対象者について、選挙人情報を在外選挙管理サブユニットへ連携することとした。				
11.1.2	1	0090002	登録申請管理	在外選挙人名簿登録申請及び登録移転申請のあった者について、受理された申請情報を基に申請者情報（氏名、生年月日、性別、最終住所、本籍地等）及び申請情報（国名、申請日、申請受理日、領事官の名称等）の管理（登録・修正・削除）ができること。	公職選挙法第4章の2の規定に基づき、在外選挙人名簿登録に関する照会への対応のため、申請書のイメージ及び申請のステータスを管理する。					
	2	0090003		選挙人名簿管理との連携用として、出国時申請ステータス（「申請中」）を管理（登録・修正・削除）できること。	サブユニットとのデータ連携は行うが、住記システム等他システムとの連携については、各自治体の状況を踏まえて、標準仕様への記載は実施しない。 出国時申請時に選挙人名簿の被登録資格を有しているものの、選挙人名簿に登録されていない者について、選挙人名簿管理サブユニット側で出国時申請フラグを設定できないため、在外選					
	3	0090004		宛名出力、署名の照合等に活用するため、申請書のイメージ取り込みを行い、管理（登録・修正・削除）できること。	申請書のイメージについては宛名出力、署名の照合等に用いる。					
	4	0090005		申請のステータス（受付、登録、不登録、修正）が管理（登録）できること。						
11.1.3		0090006		同一市区町村内に複数の選挙区を有する市区町村においては、申請者の選挙区を管理できること。						
11.1.4		0090007		在外公館における在外選挙人名簿登録申請情報に基づき、本籍地あてに公職選挙法施行令第23条の5第1項に基づく登録資格確認の照会文書の出力ができること。	公職選挙法施行令23条の5第1項の規定に基づき、本籍地市区町村への登録資格照会用の文書出力を行う。					
11.1.5	1	0090008		登録資格確認の結果、資格を有しない場合には、その旨を管理（登録）できること。						
	2	0090009		公職選挙法施行令第23条の6に基づく登録をしなかった旨の通知文書を出力できること。 ・登録不可通知 本人あて ・登録移転不可通知 本人あて	公職選挙法施行令23条の6第1項又は第2項の規定に基づき、在外選挙人名簿に登録しなかつた旨又は在外選挙人名簿への登録の移転をしなかつた旨を本人に通知する文書の出力					
11.2. 在外選挙人管理										
11.2.1	1	0090010	登録管理	申請に基づき登録された在外選挙人について、氏名、生年月日、性別、国外住所、登録日、住所以外の送付先、領事官の名称、衆議院小選挙区等の管理（登録）ができること。 申請に基づき登録された在外選挙人について、交付番号を付して管理（登録）できること。	公職選挙法第30条の6の規定に基づき、在外選挙人の情報を管理する。					
	2	0090011		選挙人名簿管理との連携用として、出国時申請ステータス（「選挙人名簿抹消確定」）を管理（登録・修正・削除）できること。						
11.2.2	1	0090012		在外選挙人の登録情報を基に、在外選挙人証を出力できること。	公職選挙法第30条の6の規定に基づき、在外選挙人に交付すべき在外選挙人証を出力する。					
	2	0090013		住所情報は、文字情報、登録申請時に取り込みを行ったイメージ情報と併記、又はイメージ情報のみの出力どちらかを選択できること。	在外選挙人証に記載する国外の住所情報については、システムへ転記する際の正確性が担保できないことから、文字情報とイメージ情報の併記、又はイメージ情報のみを選択可能とすることが望ましいとの意	目がトがった				

機能要件

在外選挙管理標準仕様書				機能の定義		要件の考え方・理由	ワーキング、全国意見照会による意見、及びその対応	修正履歴
項目番号	機能ID	機能名	実装すべき機能	実装してもしなくて良い機能				
Lv.1	Lv.2	Lv.3	枝番	機能ID	機能名			
		3	0090014		住所情報イメージは、登録申請時に取り込んだ申請書イメージから範囲指定し切り取れること。			仕様書1.1版（令和5年2月） ・実装類型の点検により、イメージ切り取り機能について、標準機能からオプション機能へ変更し、別ソフトにより切り取ったイメージ取り込み機能を標準機能として定義
		5	0090071		住所情報イメージは、登録申請時に取り込んだ申請書イメージを、別ソフト等で範囲指定し切り取ったものを取り込み、利用できること。			仕様書1.1版（令和5年2月） ・実装類型の点検により、イメージ切り取り機能について、標準機能からオプション機能へ変更し、別ソフトにより切り取ったイメージ取り込み機能を標準機能として定義
		4	0090015		送付用の宛名（国際郵便用）出力ができること。			
11.2.3			0090016		本籍地市区町村あてに在外選挙人登録した旨の通知文書を出力できること。	住民基本台帳法第17条の2第2項の規定に基づき、本籍地あてに在外選挙人登録した旨の通知文書を出力する。		
11.2.4	1	0090017	訂正	記載事項変更届出書の受理、本籍地からの通知による在外選挙人情報の変更について、氏名、生年月日、性別、国外住所、登録日等の情報の管理（修正）ができること。	公職選挙法施行令第23条の7第2項に基づく在外選挙人名簿登録者から在外選挙人証記載事項変更届出書を受理した場合、その届出にもとづき、在外選挙人名簿の登録内容の修正、及び新たな在外選挙人証および変更内容を反映した在外選挙人名簿の作成を可能とする。 また、公職選挙法第30条の13第1項に基づく在外選挙人名簿登録者の本籍地からの通知により、戸籍の内容等が変更されたことがわかつた場合、その通知にもとづき、その理由、届出日等	全国意見照会にて、「申請時点では日本語で記載していたが、変更届出時点では現地語で記載するなどの場合も想定される」との意見を受け、署名イメージの更新要件を追加した。		
	2	0090018		宛名出力、署名の照合等に活用するため、記載事項変更届出書のイメージ取り込みを行い、管理（登録・修正・削除）ができること。				
	3	0090019		登録申請時の署名イメージは履歴として管理できること。				
11.2.5	1	0090020		在外選挙人情報の修正を反映した在外選挙人証を出力できること。	在外選挙人証の新規交付と同様、記載事項の修正においても、システムによる出力を可能とする。			
	2	0090021		住所情報は、文字情報、訂正時に取り込みを行ったイメージ情報を併記、又はイメージ情報のみの出力どちらかを選択できること。				
	3	0090022		住所情報イメージは、訂正時に取り込んだ届出書イメージから範囲指定し切り取れること。			仕様書1.1版（令和5年2月） ・実装類型の点検により、イメージ切り取り機能について、標準機能からオプション機能へ変更し、別ソフトにより切り取ったイメージ取り込み機能を標準機能として定義	
	6	0090072		住所情報イメージは、訂正時に取り込んだ申請書イメージを、別ソフト等で範囲指定し切り取ったものを取り込み、利用できること。			仕様書1.1版（令和5年2月） ・実装類型の点検により、イメージ切り取り機能について、標準機能からオプション機能へ変更し、別ソフトにより切り取ったイメージ取り込み機能を標準機能として定義	
	4	0090023		送付用の宛名（国際郵便用）出力ができること。				
	5	0090024		発行番号については、当初付番したものに対して枝番を用いて版管理すること。				
11.2.6		0090025		領事官あてに、記載事項の変更の旨の通知文書を出力できること。宛名は国際郵便用とすること。	公職選挙法施行令第23条の14第3項に基づき在外選挙人証の記載事項を変更した場合には経由領事官あてに通知文書を出力する。			
11.2.7	1	0090026	表示	法第11条第1項、第252条、政治資金規正法第28条、電磁記録投票法第17条の規定により選挙権を失った者について表示を行えること。また、表示をされた事由がなくなった場合、表示の消除ができること。	公職選挙法第30条の10の規定に基づき、表示を行う。			
	2	0090027		国内で新たな住民票が作成された者について、住民票作成日を管理（登録）し、表示できること。 在外選挙人名簿の属する市区町村に転入し、再度国外転出をした場合は表示を消除できること。	公職選挙法施行令第23条の13第2項に基づき、再度国外転出した場合には、表示を消除する。			

機能要件

在外選挙管理標準仕様書					機能の定義		要件の考え方・理由	ワーキング、全国意見照会による意見、及びその対応	修正履歴
項目番号	項目名	機能ID	機能名称	実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能				
Lv.1	Lv.2	11.2.8	1	0090028	抹消	公職選挙法第30条の11（死亡、国籍喪失、国内で新たな住民票ができるから4か月が経過したとき、誤登録が判明したとき）に該当する者について、在外選挙人情報の管理（削除）ができること。	公職選挙法第30条の11に規定されている下記事由に基づく在外選挙人情報の抹消を行う。 ・在外選挙人名簿登録者が、死亡又は国籍を喪失したことがわかった場合 ・在外選挙人名簿登録者の住民票が国内の市区町村において新たに作成されたことが判明し、4か月経過した場合 ・在外選挙人名簿登録者のうち、登録の際に登録されるべきでなかったことがわかった場合 なお、公職選挙法第30条の11第2号に記載された「前条第一項の表示をされた者」は、「在外選挙人名簿に登録されている者に係る住民票が国内の市町村において新たに作成された」者を対象とし、公職選挙法第11条、252条、政治資金規正法第28条で表示された者は抹消の対象としない。		
			2	0090029	該当する者が失権者として管理されている場合、失権者情報を削除できること。				
11.2.9			0090030	本籍地、領事官あてに在外選挙人登録を抹消した旨の通知文書を出力できること。 領事官あてについては、国際郵便用の宛名表記とすること。		公職選挙法施行令第23条の14第1項、住民基本台帳法第17条の2第2項の規定に基づき、領事官、本籍地あてに在外選挙人登録を抹消した旨の通知文書を送付する。			
11.2.10	1	0090031	再交付	在外選挙人からの在外選挙人証再交付申請受理情報に基づき、再交付申請情報（再交付申請日、交付日、再交付事由（破損、滅失、その他））の管理（登録・修正・削除）ができること。		公職選挙法施行令23条の8第1項に基づく在外選挙人からの在外選挙人証再交付申請を受理し、その情報の管理を行う。 なお、業務効率化の観点から受理された申請情報のみ管理する。			
	2	0090032		署名の照合等に活用するため、申請書のイメージ取り込みを行い、管理（登録・修正・削除）ができること。			全国意見照会にて、「申請時点では日本語で記載していたが、再交付申請時点では現地語で記載するなどの場合も想定される」との意見を受け、署名イメージの更新要件を追加した。		
	3	0090033		登録申請時の署名イメージは履歴として管理できること。					
11.2.11	1	0090034		再交付申請情報に基づき在外選挙人証の再出力ができること。		在外選挙人証の新規交付と同様、再交付においても、システムによる出力を可能とする。			
	2	0090035		発行番号については、当初付番したものに対して枝番を用いて版管理とすること。					
11.2.12		0090036	返納	在外選挙人証の返納日付及び理由を管理（登録・修正・削除）できること。		公職選挙法施行令第23条の9に基づく在外選挙人証の返納があった場合には、返納日及び理由を管理できるものとする。			

機能要件

在外選挙管理標準仕様書				機能の定義		要件の考え方・理由	ワーキング、全国意見照会による意見、及びその対応	修正履歴	
項目番号	機能ID	機能名称	実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能					
11.3. 在外選挙人名簿抄本作成									
11.3.1	1	0090037	在外選挙人名簿抄本	在外選挙人情報、13.1.3「選挙定義」の設定に基づいて、名簿抄本の出力ができること。 名簿抄本の印字は、下記内容に従うこと。 ・支援措置対象者…備考欄へ「◆（特定記号）」記載 ・失権者…備考欄へ「*（特定記号）」記載		公職選挙法第30条の2の規定に基づき、在外選挙人名簿の調製及び保管を行う。 また、国内での投票確認のため、出力できるものとする。 なお、令和4年の最高裁判所裁判官国民審査法の改正により、在外選挙人による在外国民審査が可能となった。		仕様書1.1版（令和5年2月）法令改正による更新 ・要件の考え方・理由を追記	
	2	0090038		ソート条件（最終住所地又は本籍地が所属する投票区順、行政区順、住所順、交付番号順）について任意の設定ができること。				仕様書1.1版（令和5年2月） ・世帯に係る要件を削除	
	3	0090039		印刷タテヨコについて任意の設定ができること。					
11.3.2		0090040		閲覧用のデータの範囲（投票区・行政区・町丁目）を指定して、電子データの抽出ができること。 閲覧用の名簿抄本の印字は、下記内容に従うこと。 ・支援措置対象者…非表示、行詰め、行番号抜け無し ・失権者…通常表記又は備考欄へ「*（特定記号）」記載を選択		公職選挙法第30条の12に基づき、閲覧名簿データの作成を行う。	閲覧用の抄本については、支援措置対象者が抜けていることが推察できないよう、行詰めかつ行番号抜け無しの表記とする。		
11.3.3		0090041		指定都市においては、指定都市の総合区又は行政区別に出力できること。					
11.4. 特定資格管理									
11.4.1		0090042	失権者管理	在外選挙人名簿に登録申請中又は登録中の者のうち、法第11条第1項、第252条、政治資金規正法第28条、電磁記録投票法第17条の規定により選挙権を失った者について、氏名、生年月日、最終住所、本籍、事由、復権予定日、失権開始日、刑期（猶予期間、未決拘留日数を含む）、公民権停止期間、登録日を管理（登録・修正・削除）できること。 失権者の情報管理期間は、失権登録から復権日又は在外選挙人名簿抄本の作成時の失権者の印字について、以下のとおりとすること。 内部用名簿抄本については、備考欄に「*」の記号を表記すること。閲覧用名簿抄本については、備考欄に「*」の記号の表記有無を選択可能		在外選挙人管理においても失権者管理が必要と判断した。			
11.4.2		0090043							
11.4.3	1	0090044		失権者の一覧を画面表示できること。該当者のメモ欄に記載された内容を一覧に表示できること。					
	2	0090045		失権者で異動（訂正、再交付、返納）が発生した者について画面上に一覧を表示できること。					
11.4.4	1	0090046		失権者の復権処理を行えること。					
	2	0090047		期間を指定して復権者の一覧を画面表示できること。					
11.4.5		0090048	支援措置対象者（仮支援措置対象者含む）管理	国内での新たな住民票がきてから4か月経過しない在外選挙人登録者のうち、支援措置対象者（仮支援措置対象者含む）となった場合には、支援機措置期間中である旨を管理（登録・修正・削除）できること。 内部用名簿抄本については、備考欄に「◆」の記号を表記すること。支援措置期間中であることを登録した在外選挙人について、閲覧用の名簿抄本を非表示、行詰め、行番号抜け無しすること。		出国時申請のタイミングで支援措置対象者である場合には、選挙人名簿からデータ連携を行うことで対応するが、国外転入から4か月経過していないケースにおいては、データの合否が困難と判断し、在外選挙人名簿側での個別管理を採用する。なお、住民登録システムと同一のパッケージで宛名番号で紐づけを行える場合には、その限り			

機能要件

在外選挙管理標準仕様書				機能の定義		要件の考え方・理由	ワーキング、全国意見照会による意見、及びその対応	修正履歴
項目番号	機能ID	機能名称	実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能				
11.5. 在外選挙人投票管理								
11.5.1	1	0090049	請求受付	漢字氏名、カナ氏名、生年月日、在外選挙人証交付番号、名簿番号での選挙人の検索が可能なこと。				
	2	0090050		在外選挙人が郵便等投票又は日本国内における投票のうち不在者投票による方法で投票用紙等を請求した場合に、事前申請の請求日、投票用紙交付日の管理（登録）ができること。		公職選挙法施行令第65条の11、13に基づく郵便等投票、不在者投票の在外選挙人からの事前申請情報を管理する。		
11.5.2	1	0090051		複数選挙が同時に執行される場合、選挙ごとに管理ができること。		在外選挙人の事前申請情報の管理に当たっては、同時執行の各選挙につき個々に管理することを可能とする。 なお、令和4年の最高裁判所裁判官国民審査法の改正により、在外選挙人による在外国民審査が可能となった。		仕様書1.1版（令和5年2月）法令改正による更新 ・要件の考え方・理由を追記
	2	0090052		選挙ごとの投票可否を自動で判定し、投票不可の場合は投票不可の選挙及びその理由を表示できること。				
11.5.3	1	0090053	投票受付	受理日、投票区分（国外郵便、在外公館、国内不在者、期日前、当日）、返還日の管理（登録・修正）ができること。 投票方法（通常投票、点字投票、代理投票）、仮投票及び代理投票補助者の管理（登録）ができること。		公職選挙法施行令第5章の2の規定に基づき、在外選挙人の投票情報の管理を行う。		
	2	0090054		外封筒の署名と登録申請時の署名を照合するため、登録申請時、又は記載事項変更届出時、若しくは再交付申請時の署名イメージを参照できること。		投票情報の整合性担保のため、署名イメージ表示要件を定義する。		
	3	0090055		選挙ごとに投票可否を自動で判定（選挙権、投票履歴、投票用紙交付履歴、在外選挙人名簿登録日、在外選挙人名簿抹消日等）し、投票不可の場合はエラーメッセージ、投票不可の選挙、その理由を表示できること。 一時帰国等により、在外選挙人が国内で投票を行う場合、期日前・当日投票の受付処理（名簿対照・登録）ができること。		令和4年の最高裁判所裁判官国民審査法の改正により、在外選挙人による在外国民審査が可能となった。		仕様書1.1版（令和5年2月）法令改正による更新 ・要件の考え方・理由を追記
11.5.4		0090056				在外選挙人名簿の情報を基に国内で投票受付を行うことを可能とする。		
11.5.5		0090057	訂正・削除	請求日、投票用紙交付日、投票用紙受理日、投票方法、返還日、投票区分（通常投票、点字投票、代理投票）、仮投票及び代理投票補助者の管理（修正・削除）ができること。		何らかの理由により、登録項目の訂正、削除機能は必須と判断した。		
11.5.6		0090058	取消	誤って受け付けてしまった選挙人について、管理（削除）できること。		管理項目の訂正・削除とは別に、何らかの理由により受付自体を取り消す場合を想定し、定義した。		
11.6. 在外選挙人集計								
11.6.1		0090059	調書作成	在外投票に関する調書（不在者投票に関する調書、在外投票に関する調書）を作成できること。		公職選挙法施行令第23条の16の規定及び各都道府県、市区町村にて実施している統計・集計に基づき、在外選挙人に関する集計の作成を可能とする		

機能要件

在外選挙管理標準仕様書				機能の定義		要件の考え方・理由	ワーキング、全国意見照会による意見、及びその対応	修正履歴
項目番号	枝番	機能ID	機能名称	実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能			
11.6. 登録・登録確認	11.6.2	0090060	集計・一覧作成	在外投票について、以下の単位で集計を行い、Excel形式での出力が可能なこと。 出力項目詳細は、「標準印字項目」を参照のこと。 <集計単位> 投票区分 投票区別（当日、期日前、不在者） 日別 投票場所別 投票方法別（通常、点字、代理、仮投票） 年齢別 男女別		公職選挙法施行令第23条の16の規定及び各都道府県、市区町村にて実施している統計・集計に基づき、在外選挙人に関する集計の作成を可能とする。		
	11.6.3	0090061		在外選挙人名簿の登録者数について、以下の単位で集計を行い、Excel形式での出力が可能なこと。 出力項目詳細は、「標準印字項目」を参照のこと。 <集計単位> 投票区分 地域別 在外公館別 男女別		公職選挙法施行令第23条の16の規定及び各都道府県、市区町村にて実施している統計・集計に基づき、在外選挙人に関する集計の作成を可能とする。		
	11.6.4	0090062		在外選挙人名簿の登録者数について、以下の単位で集計を行い、Excel形式での出力が可能なこと。 出力項目詳細は、「標準印字項目」を参照のこと。 <集計単位> 登録地別（最終住所地登録、本籍地登録） 申請方法別（在外公館申請、出国時申請） 男女別		公職選挙法施行令第23条の16の規定及び各都道府県、市区町村にて実施している統計・集計に基づき、在外選挙人に関する集計の作成を可能とする。		
	11.6.5	0090063	一覧作成	投票者の状況一覧（請求方法、投票状態、投票方法）を作成できること。 一覧データは、Excel形式での出力が可能なこと。		在外選挙人の投票情報の確認のため、投票者の一覧出力を可能とする。		
	11.7. 管理							
11.7.1		0090064	マスタ管理	地域、国、領事館名等の管理（登録・修正・削除）ができること。		在外選挙管理事務にて必要となる情報の管理機能を定義する。		
		0090065		投票所名称、投票時間等の管理（登録・修正・削除）ができること。		投票受付のため業務上必要であると判断し、機能を定義した。		
11.8. データ連携								
11.8.1	1	0090066	選挙人名簿情報連携	選挙人名簿管理サブユニットにおける出国時申請者管理機能にて、「申請中」フラグの立った選挙人について、名簿情報を在外選挙管理サブユニットへ連携できること。 出国時申請を行った選挙人が支援措置対象者又は仮支援措置対象者である場合、支援措置情報を連携できること。		出国時申請を行った選挙人の情報を在外選挙管理サブユニットで利用できるよう連携が必要と判断した。 また、出国時申請者が支援措置対象者又は仮支援措置対象者である場合、その情報を連携する必要があると判断した。	在外選挙管理サブユニットは、サブユニット自体をオプションとして定義しているため、他のサブユニットとは連携を行わない方針であったが、従来オールインワンパッケージを利用している団体においては機能低下に繋がる等の理由から連携を求める意見が挙がった。そのため、選挙人名簿管理サブユニットにおける出国時申請者管理機能にて「申請中」のステータス対象者について、選挙人情報を在外選挙管理サブユニットへ連携することとした。	
	2	0090067		出国時申請中の選挙人に支援措置対象情報又は仮支援措置対象情報が追加された場合、及び更新された場合、連携できること。				

機能要件

在外選挙管理標準仕様書				機能の定義		要件の考え方・理由	ワーキング、全国意見照会による意見、及びその対応	修正履歴	
項目	項目	機能ID	機能名称	実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能				
Lv.1	Lv.2	11.8.2	1	0090068	在外選挙人名簿申請・登録情報連携	選挙人名簿管理サブユニット側での出国時申請ステータス（「申請中」）登録を行い、在外選挙人登録の完了した者（出国時ステータス「選挙人名簿抹消確定」）について、選挙人名簿管理サブユニットへ連携できること。	出国時申請を行い、登録が完了した者について、選挙人名簿から抹消できるようその旨を連携する必要があると判断した。	上記、選挙人名簿管理サブユニットにおける出国時申請管理機能により登録を行い、在外選挙管理サブユニットにて在外選挙人登録が完了した者について、選挙人名簿管理システムの定期抹消、月次抹消、選挙時抹消のいずれかにて自動処理を行うため、連携を行う必要があると判断した。	
					(選挙人名簿管理サブユニットに名簿登録がないため) 在外選挙管理サブユニット側で出国時申請ステータス登録を行った者について、ステータス情報のほか、選挙人名簿管理サブユニットと該当者の符合が可能な情報（氏名、最終住所地、生年月日、性別等）) を選挙人名簿管理サブユニットへ連携できること。		出国時申請時に選挙人名簿の被登録資格を有しているものの、選挙人名簿に登録されていない者について、在外選挙管理サブユニット側で入力した情報を、選挙人名簿管理サブユニットへ連携可能とする要件とした。		
11.9.在外選挙における国民投票									
	11.9.1		0090070	国民投票に対する拡張性	国民投票における、在外投票を実現するため、選挙に準じた機能を有していること。		日本国憲法の改正手続に関する法律の規定に基づき、国民投票についても在外投票人名簿の調製及び在外投票の一連の管理に対応する必要があるため、必要と判断した。		

機能要件

当日投票管理標準仕様書				機能の定義	要件の考え方・理由	ワーキング、全国意見照会による意見、及びその対応	修正履歴	
項目番号	機能ID	機能名	実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能				
12. 当日投票管理								
12.1. 当日投票								
12.1.1	1	0080001	受付	投票所入場券のバーコードを読み取ることで、名簿対照できること。 名簿番号の直接入力、漢字氏名、カナ氏名、生年月日又その組み合わせで検索できること。 該当の選挙人の情報を管理（参照）できること。 現在処理している選挙人の受付を完了していない時点かつ同一端末上で次の選挙人を検索しようとした場合、受付が完了していない選挙人が存在する旨のアラートを表示できること。		当日投票所での名簿対照に際して、複数の手段・情報での対照を可能することで業務効率化を図る。		
	2	0080002						
	3	0080003						
	4	0080004				全国意見照会を受け、受付処理の遗漏を防止するためのアラート要件を追加した。		
12.1.2	1	0080005						
	2	0080006			投票受付の際、システムが有する情報を基に選挙人の投票可否情を表示し、二重投票や不正投票を防止する。			
	3	0080007						
	4	0080008						
12.1.3		0080009			公職選挙法施行令第64条2項に基づき、不在者投票用紙を返還した選挙人が当日投票が行えることを担保するため、投票用紙の返還処理を可能とする。			
12.1.4	1	0080010			データ集計のため、投票方法、仮投票についても管理を行うこととする。			
	2	0080011						
12.1.5	1	0080012			複数の選挙のうち、投票するもの／返還するものが併存する可能性を考慮し、選挙ごとに管理が必須となる。			
	2	0080013			「棄権」（棄権者）の文言について、通常、投票所に行かず（投票用紙の交付を受けず）に投票しなかった場合（者）をいう。交付した投票用紙に対して投票を行わなかった場合は、投票用紙は返還してもらう（隠して持ち帰らなければ、投票用紙は持ち帰ることはできない）ため、「返還」が適切な文言と考える（公選令第64条において、交付した投票用紙を使用せずに投票管理者に返した場合の規定として、条文の見出しへ「返還」という文言を使用している。）			
12.1.6		0080014	訂正・削除	投票日、投票方法（通常投票、点字投票、代理投票）、仮投票、代理投票の場合には立会人、補助者の管理（修正・削除）ができる。	何らかの理由により、登録項目の訂正、削除を行う場合を想定し、定義した。			
12.1.7		0080015	取消	誤って受け付けてしまった選挙人について、管理（削除）できること。	管理項目の訂正・削除とは別に、何らかの理由により受付自体を取り消す場合を想定し、定義した。			

機能要件

当日投票管理標準仕様書				機能の定義		要件の考え方・理由	ワーキング、全国意見照会による意見、及びその対応	修正履歴
項目番号	機能ID	機能名称	実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能				
12.2. 当日投票集計								
12.2.1		0080016	速報データ集計	定められた時間ごとに、各投票所の男女別投票数及び投票率を集計し、画面表示できること。		速報データの取得、報道対応等のため定時に必要な情報を確認できることとした。		
12.2.2		0080017		投票方法ごと（通常投票、点字投票、代理投票）、仮投票の投票者数を集計し、画面表示できること。		業務効率化の観点から必要と判断し、機能を定義した。		
12.2.3		0080023	投票録情報表示	選挙毎に、投票録に記載する情報（名簿登録者数、当日有権者数、投票者数、仮投票者数、点字投票者数、代理投票者数）を画面表示できること。		本サブユニットにて投票録の出力は行わないが、投票録作成のための情報として画面表示が必要と判断した。		仕様書1.1版（令和5年2月） ・投票録情報表示機能を新規追加。
12.3. データ連携（取り込み）								
12.3.1		0080018	当日用名簿抄本連携	(選挙人名簿管理サブユニットと期日前・不在者投票管理サブユニット、当日投票管理サブユニットの構成により異なるが) 選挙人名簿管理サブユニット又は期日前・不在者投票管理サブユニットのいずれか（※）より、期日前・不在者投票情報が反映された当日用名簿抄本の取り込みができること。 (※) 選挙人名簿管理サブユニットと期日前・不在者投票管理サブユニットが同システムの場合、期日前・不在者投票管理サブユニットから当該データを取り込む可能性を考慮した。		選挙人名簿抄本は選挙人名簿管理サブユニットでの管理を前提とし、選挙人名簿管理サブユニットより当日用選挙人名簿抄本データの取込を行う記載とする。ただし、選挙人名簿管理サブユニットと期日前・不在者投票管理サブユニットが同システムのケースも考慮し、“いずれか”という記載としている。		
12.4. データ連携（出力）								
12.4.1		0080019	当日投票データ連携	各投票所での投票受付情報を取りまとめ、期日前・不在者投票管理サブユニットでの集計作成に必要なデータを出力できること。		選挙終了後、期日前・不在者投票管理サブユニットに各投票所での投票結果を連携し、当日投票の結果と期日前投票、不在者投票のデータベースを集約し、自治体全体の投票結果の集計を可能とする。		
12.5. 国民投票								
12.5.1		0080020	国民投票に対する拡張性	国民投票における、当日投票を実現するため、選挙に準じた機能を有していること。		日本国憲法の改正手続に関する法律の規定に基づき、国民投票についても業務上対応が必要と判断し、新規追加した。		
12.5.2		0080021	住民投票に対する拡張性	直接請求（住民投票）における、当日投票を実現するため、選挙に準じた機能を有していること。		直接請求（住民投票）への対応の為、業務上対応が必要と判断し、定義した。 なお、住民投票（条例によるもの）については、各団体により登録要件が異なることが想定されるため、選挙人名簿管理システムにおいては機能搭載しない。		
12.6.マイナンバーカードを用いた投票受付								
12.6.1		0080022	マイナンバーカード利用に対する拡張性	選挙、国民投票及び住民投票において、マイナンバーカードを用いた名簿対照事務を実現するための拡張性を有していること。		現在一部の自治体において実施しているマイナンバーカードを用いた投票受付について、マイナンバーカードの利用拡大を見据えて標準オプション機能として定義した。 なお、投票受付はマイナンバー利用事務ではないため、マイナンバーカードの「券面読み取り」「ICチップ内の空き領域の活用」といった手法によるものも想定している。		仕様書1.1版（令和5年2月） ・要件の考え方・理由を一部修正

機能要件

選挙（共通）標準仕様書			機能の定義		要件の考え方・理由	ワーキング、全国意見照会による意見、及びその対応	修正履歴			
項目番号	機能ID	機能名称	実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能						
13. 共通機能										
13.1. 管理項目										
13.1.1	0050001	選挙管理委員会設定	委員長名（委員長職務代理者）、立会人の管理（登録・修正・削除）ができること。		選挙を執行する選挙管理委員会のマスタ情報の管理を定義する。		仕様書1.1版（令和5年2月） ・管理項目における書記長名を削除			
13.1.2	0050002			指定都市においては、市選挙管理委員会、区選挙管理委員会の双方を管理（登録・修正・削除）できること。	指定都市において市区それぞれに選挙管理委員会が存することから、双方の管理を定義する。					
13.1.3 1	0050003	選挙定義	定時登録における名簿登録基準日、名簿調製日を管理（登録・修正・削除）できること。		選挙、国民投票及び住民投票の基本情報の管理を定義する。					
2	0050004		選挙名、公示（告示）日、選挙期日、名簿登録基準日、移替停止日を管理（登録・修正・削除）できること。							
3	0050005		名簿登録基準日、公示、告示日の異なる複数の同日選挙を9件管理（登録・修正・削除）できること。		同日選挙に対応する必要があることから、同日複数選挙に関する要件を定義した。					
4	0050006		同日選挙、及び選挙期日の異なる選挙を合わせて9件管理（登録・修正・削除）できること。							
5	0050007		選挙期間中においても定時登録が実施できること。また、互いのデータが影響することなく各種データ管理（登録・修正・削除）が行えること。			全国意見照会を受け、期日前投票期間中であっても定時登録・抹消を反映した名簿抄本の作成を可能とする旨を明記した。				
6	0050008		選挙期日の異なる複数選挙の期日前投票期間が重複した場合に、互いのデータが影響することなく各種データ管理（登録・修正・削除）が行えること。							
7	0050009		選挙ごとに期日前投票所情報、期日前投票開設期間を管理できること。							
8	0050010		国民投票の名称、告示日、名簿登録基準日、投票期日、移替停止日を管理（登録・削除）できること。 なお、選挙と国民投票が同日に実施される場合は、抄本を別個に作成・管理すること。							
9	0050011		直接請求（住民投票）の名称、告示日、投票期日、名簿登録基準日、移替停止日の管理（登録・削除）できること。							
13.1.4 1	0050012			同一市区町村内に複数の選挙区を有している市区町村において、一部の選挙区のみの選挙実施となった場合においても、選挙定義ができること。	同一市区町村内に複数の選挙区を有している市区町村における、一部選挙区の補選等に対応できるよう標準オプションとして定義する。					
2	0050013			指定都市において、指定都市の一部の総合区又は行政区のみの選挙実施となった場合においても、選挙定義ができること。						
13.1.5	0050014	選挙区管理	選挙区の管理（登録・修正・削除）できること。また、複数選挙区に対応すること。		選挙区の情報の管理を定義する。 また、選挙人名簿管理システム全体として、複数の選挙区を有する自治体への対応を可能とする。					
13.1.6 1	0050015	投票区・投票所管理	投票区、投票区名、選挙区と投票区の紐づけの管理（登録・修正・削除）できること。投票区割が変更になった場合も、容易に対応が可能なこと。		投票区及び投票区と選挙区の紐づけ情報の管理を定義する。 投票区の変更に対応することを可能とする。					
2	0050016		投票区の番号は、任意の番号を付番できること。							
3	0050017		期日前投票所を含む投票所名、投票所住所、投票所案内図、投票時間の管理（登録・修正・削除）できること。							
4	0050018		繰り上げ投票の対象となる投票所、投票日、投票開始時刻、投票終了時刻を管理（登録・修正・削除）できること。				仕様書1.1版（令和5年2月） ・投票日の繰り上げを追加			
5	0050019		期日前投票所と投票区の紐づけ管理（登録・修正・削除）できること。紐づけは、1対1ではなく、期日前投票所ごとに複数投票区の紐づけも可能なこと。		全国意見照会にて、期日前投票所と選挙区・投票区の紐づけ要件に関して、 「衆院選で期日前投票所により受付できる小選挙区を分けている場合（A投票所では県第1区のみ、B投票所では県第2区のみ、C投票所では県第1・2区どちらも受付可）、期日前投票所ごとに対象選挙		仕様書1.1版（令和5年2月） ・実装類型の点検により、期日前投票所との紐づけ機能について、一部標準機能からオプション機能へ変更			

機能要件

選挙（共通）標準仕様書				機能の定義		要件の考え方・理由	ワーキング、全国意見照会による意見、及びその対応	修正履歴
項目番号	機能ID	機能名称	実装すべき機能	実装してもしなくて良い機能				
Lv.1	Lv.2	Lv.3	枝番	機能ID	機能名称	投票区割り当て管理	複数選挙区を保持している場合、期日前投票所と選挙区・投票区の紐づけ管理（登録・修正・削除）ができる。紐づけは、1対1ではなく、期日前投票所ごとに複数選挙区、複数投票区の紐づけも可能など。	仕様書1.1版（令和5年2月） ・実装類型の点検により、期日前投票所との紐づけ機能について、一部標準機能からオプション機能へ変更
	13.1.7		6	0050132				
	13.1.8		13.1.9	0050020	投票区割り当て管理		共通投票所名、投票所住所、投票所案内図、投票時間の管理（登録・修正・削除）ができる。	
	13.1.9	1	1	0050021	投票区に属する行政区、地区（大字・小字）の紐づけ管理（登録・修正・削除）ができる。 なお、本機能は選挙人名簿管理サブユニットのみの搭載とする。			
		2	2	0050022	投票区との紐づけを番地・号以下、枝番、方書コードの範囲を指定して管理（登録・修正・削除）できること。 なお、本機能は選挙人名簿管理サブユニットのみの搭載とする。			
		3	3	0050023	投票区に属する自治会、自治会班分けの紐づけ管理（登録・修正・削除）ができる。 なお、本機能は選挙人名簿管理サブユニットのみの搭載とする。			
		4	4	0050024	任意の選挙人について、住所から自動で紐づけられた投票区から、手動で異なる投票区へ紐づけの変更ができる。 なお、本機能は選挙人名簿管理サブユニットのみの搭載とする。		全国意見照会より、「本来の投票区とは異なる投票区に変更している選挙人に対応できる必要がある。」との意見を受け、標準オプションにて紐づけ変更を可能とする要件を追加した。	
		5	5	0050025	どの投票区にも割り当てられなかった選挙人について、個人単位又は世帯単位で、手動で投票区の紐づけが行える。 なお、本機能は選挙人名簿管理サブユニットのみの搭載とする。			
				0050026	選挙人名簿の分冊を行う場合、当該機能にて紐づけを行った地区、自治会・自治会班、選挙人と簿冊番号の関連付けができる。 なお、本機能は選挙人名簿管理サブユニットのみの搭載とする。			

機能要件

選挙（共通）標準仕様書				機能の定義		要件の考え方・理由	ワーキング、全国意見照会による意見、及びその対応	修正履歴
項目番号	枝番	機能ID	機能名称	実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能			
Lv.1	Lv.2	13.1.10	1	0050027	役所・役場情報	全国の役所・役場情報（役所・役場名、住所等）を管理できること。 ただし、宛名システム等の外部データベースと連携し、選挙人名簿管理システムでは情報を保持せず、照会する形式での実装も可とする。		
			2	0050028		全国の選挙管理委員会情報（選挙管理委員会名、郵便番号、住所、電話番号、e-mailアドレス）を管理できること。	全国意見照会より、自治体間通知において、送付先の選挙管理委員会の所在地が本庁と異なるケースが存在するとの意見から、役所・役場情報（本庁情報）に加えて、選挙管理委員会情報の管理要件を追加した。 また、二重登録通知、照会・回答における時間短縮・郵送負荷の観点から、郵送以外の手段も用意すべきとの意見が挙がったことからWTにて議論を行った。その結果、業務負荷及びセキュリティの両面から現段階で対応しうる手段として、LGWAN mail利用を基本とするメール送付も可能としたこととした。そのため、選挙管理委員会情報にてe-mailアドレスの管理も行うこととする。なお、メールでの通知、照会・回答送付是非については、各団体のセキュリティポリシーに基づくこととする。 全国の選挙管理委員会の所在地、連絡先（電話番号、LGWAN mailアドレス）については、総務省にて一元管理することとし、年1回程度更新を行う。（提供方法については、検討中。）	
			3	0050029		一括でデータ等を取り込み、役場マスタを一括更新できること。		
13.1.11	1	0050030	公印管理	市区町村長及び職務代理人、選挙管理委員長の公印が管理できること。また、発行者及び職務代理人ごとに複数種類の公印が管理でき、帳票ごとに公印の種類を設定できること。 なお、本機能は当日投票管理サブユニットへの搭載は不要とする。		本庁・支所ごとの登録管理は不要とする。	選挙人名簿管理システムの取り扱う帳票全般において、法定様式に公印印字の定めのない限り、公印は出力しない（公印省略の記載も不要）方針とする。	仕様書1.1版（令和5年2月） ・実装類型の点検により、当日投票管理サブユニットへの機能搭載を除外
	2	0050031		職務代理人の指定期間を設定できること。				
	3	0050032		システムから出力される公印印字に対応する証明書等には、証明書ごとに、発行者又は職務代理人の職名・氏名、公印、発行年月日・市区町村名・発行番号・発行プリント番号・発行された順に付された番号・ページ数／総ページ数等印字の有無及び公印の種類（発行者又は職務代理人の印）が選択できること。また、発行者又は職務代理人の職名を印字する場合は、指定都市・特別区の場合も含め、都道府県名を印字すること。				
	4	0050033		公印は電子公印に対応し、種類（発行者又は職務代理人の印、証明書専用の印）が選択できること。また、「公印省略」「この印は黒色です」等の任意の固定文言が印字できること。				
13.1.12		0050034	発行者	各種通知書・証明書等の発行者は、選挙管理委員会委員長、市区町村長の2件について、職名・氏名を管理できること。				
13.1.13		0050035			通知書等の発行者を「○○長 公印」のように氏名空欄とできること。			
13.1.14		0050036			指定都市においては、市長と市選挙管理委員長、及び区長と区選挙管理委員長を管理ができること。			
13.1.15		0050037	改元	パラメータ設定等にて、アプリケーションへの変更なしで改元に対応できること。 また、年度途中でも事前に登録した改元実行日に、新元号に自動的に切り替わること。				

機能要件

選挙（共通）標準仕様書				機能の定義		要件の考え方・理由	ワーキング、全国意見照会による意見、及びその対応	修正履歴
項目番号	機能ID	機能名称	実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能				
13.2. 検索・照会・個人メモ管理								
13.2.1	1	0050038	検索機能	必要な条件を設定して、検索が可能であること。 複数検索キーによる検索ができること。		検索キー等の必要な条件については各サブユニットの機能要件において、代表的なものがあれば記載を行っている。ただし、どのような検索キーを実装すべきかについては、対象画面を表示する手順として考える必要があり、實際には各システムベンダの創意工夫の範囲である。 上記の意図から、各社のシステムにおいて、操作性を向上させる目的で検索キーの追加を行うことは差し支えない。		
	2	0050039	検索関連機能	システム利用者（ID単位）ごとに、一度検索ダイアログ等で設定した値（検索履歴）については、自動的にその設定値が、一定の件数保存されること。				
	3	0050040		一定件数保存された検索履歴を選択することによって、同じ条件による再検索及び検索履歴を活用することによる新たな検索にも対応できること。				
13.2.2		0050041		選挙区、投票区を含む複合検索ができること。		選挙固有検索機能として、選挙区、投票区を含む複合検索を追加した。		
13.2.3		0050042	検索文字入力	西暦による検索ができること。				
13.2.4		0050043		旧氏検索ができること		投票所入場券の送付から選挙人が投票を行うまでの期間で婚姻等の理由により姓が変わるケースが存在するため、業務上の利便性・効率性の観点から旧氏検索を可能とすることとした。		
13.2.5		0050044		氏名漢字、氏名カナ検索は、住民記録システム標準仕様書に準拠した「あいまい検索」（異体字や正字も包含した検索を除く。）ができること。				
13.2.6	1	0050045		検索した選挙人の名簿登録情報、異動情報を含む住民記録情報を管理（参照）できること。		選挙人の名簿登録情報や住民記録情報、資格情報など基本的な情報を参照可能とする。		
	2	0050046	照会	選挙人の資格情報（郵便等、船員、南極）、失権者、支援措置対象者、視覚障害情報を管理（参照）できること。		失権者、支援措置対象者は選挙人名簿管理サブユニット、及び在外選挙人管理サブユニットのみ参照可能。視覚障害情報は選挙人名簿管理サブユニットのみ参照可能とする。		
	3	0050047		メモの登録のある選挙人について、その内容を管理（参照）できること。				
	4	0050048		照会した支援措置対象者（併せて支援を求める者を含む。）に該当する個人の情報を確認する場合において、支援措置期間中又は仮支援措置期間中である旨が明示的に確認できること。		支援措置対象者であることを明示することで対象者の確実な保護を図る。 支援措置対象者は選挙人名簿管理サブユニット、及び在外選挙人管理サブユニットのみ参照可能とする。		
13.2.7	1	0050049	支援措置対象者照会	照会した支援措置対象者（併せて支援を求める者などを含む。）に該当する個人の情報を確認する場合（検索結果画面等も含む）において、常に支援措置期間中又は仮支援措置期間中である旨が明示的に確認できること。 なお、支援措置対象者が所属する世帯を閲覧する場合も同様とし、対象者が明示されることとする。				
	2	0050050		検索結果・照会画面等に支援措置対象者が含まれる場合、表示時に該当者の住所が直ちに表示されないこと。				

機能要件

選挙（共通）標準仕様書				機能の定義		要件の考え方・理由	ワーキング、全国意見照会による意見、及びその対応	修正履歴	
項目	項目	機能ID	機能名称	実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能				
Lv.1	Lv.2	Lv.3	枝番						
13.2.8	メモ管理	1	0050051	個人を単位とし、入力者及び登録日時ごとに記載事項を限定しないメモの入力が可能であること。		業務共通要件で定義しているメモ機能は、サブユニットに共通的に実装されるべきメモ機能を定義している。 メモ情報の登録は選挙人名簿管理サブユニット メモカード登録モジュールへのコレオフ			
		2	0050052	個人を単位に複数件のメモの登録が可能であること。					
		3	0050053	メモは入力権限及び閲覧権限を設定できること。					
		4	0050054	1件当たり100文字管理できること。		管理文字数については、データ移行の阻害要因となり得るため、文字数の上限を定義している。			
		5	0050055	照会画面においてメモ設定がなされていることが一目で理解でき、簡単に参照可能のこと。		選挙人名簿管理サブユニット、在外選挙管理サブユニット以外からは参照のみ可能とする。			
	世帯登録	1	0050056		世帯を単位とし、記載事項を限定しないメモの入力が可能であること。				
		2	0050057		世帯を単位に複数件のメモの登録が可能であること。				
		3	0050058		メモのタイトルを管理できること。				
		4	0050059		メモの登録のある対象者の一覧を表示できること。また、メモの内容を一覧表示できること。				
13.3. 抑止設定									
13.3.1	支援措置対象者への発行抑止	1	0050060	支援措置対象者（併せて支援を求める者を含む。以下同じ。）が含まれる国内選挙人名簿・在外選挙人名簿・国民投票投票人名簿の閲覧用名簿について、該当者の出力を行わないこと。					
		2	0050061	支援措置の期間設定は、住民記録システム等と同期することを想定しているが、支援措置期間中及び仮支援措置期間中に転出したものについては、ただちに支援措置対象外とせず、継続して支援措置対象者と同等の管理を実施できる機能を備えること（終期は手動更新とすることや処理注意者としての管理に切り替わること等の機能を想定					
13.4. 証明・通知									
13.4.1	発行番号	1	0050062	証明書の発行単位ごとに発行番号を記載できること。 該当する証明書は以下のとおり。 ・選挙人名簿登録証明書 ・南極選挙人証 ・郵便等投票証明書 ・不在者投票証明書 ・在外選挙人証					
		2	0050063	複数部数を発行する場合は、一部ずつ異なる発行番号とすること。					
13.4.2	文字溢れ対応等		0050064	文字数が多くやむをえず文字溢れが生じる場合や未登録外字が含まれる場合は、アラートを表示して注意喚起とともに、文字超過リスト及び未登録外字リストを出力して、文字溢れした情報や未登録外字の情報を確認できるようにすること。ただし、文字溢れや未登録外字が含まれる各種通知書・証明書等の出力帳票については、出力時に文字溢れ又は未登録外字が発生している旨のアラートを表示し、出力帳票の印字縮小若しくは該当項目の空欄出力が可能であること。					
13.4.3			0050065	カスタマーバーコード	カスタマーバーコード情報を印字できること。カスタマーバーコードの印刷に際しては、郵便局が示す印字領域内に印字できること。 カスタマーバーコードが生成できない場合は、印刷時に注意喚起が行われること。				
13.4.4			0050066		カスタマーバーコードの出力制御ができること。				
13.4.5			0050067	名簿番号バーコード	名簿番号バーコードを印字できること。バーコードには、以下の情報が埋め込める。 名簿番号、選挙期日（投票期日）、全国地方公共団体コード、選挙/国民投票区分 選挙期日は西暦を含むこと。	業務効率化の観点からバーコード印字機能を定義する。			

機能要件

選挙（共通）標準仕様書				機能の定義		要件の考え方・理由	ワーキング、全国意見照会による意見、及びその対応	修正履歴
項目	項目	機能ID	機能名称	実装すべき機能	実装してもしなくて良い機能			
Lv.1	Lv.2	Lv.3	枝番					
	13.4.6		0050068		指定都市においては、バーコードに埋め込む全国地方公共団体コードは、「市コード」ではなく、「区コード」を含むものとすること。			
	13.4.7	1	0050069	窓あき封筒に対応した送付先の印字出力	各種自治体間通知、投票所入場券を含む住民向け案内・通知、宛名用紙について、窓あき封筒に封入した際に窓から見える状態で印字できるように、選挙人名簿情報、役場マスク、不在者投票請求情報、不在者投票施設情報等を参照して、郵便番号・住所又は送付先の住所、氏名・名称、カスタマーバーコードを印字できること。			
		2	0050070		送付先の印字は世帯単位での送付・個人単位での送付を選択できること。印字最大人数を設定できること。 なお、投票所入場券（世帯・封書）の宛名のうち、氏名については、投票所入場券を同封する選挙人全員分を印字すること。設定した印字最大人数を超えた場合には、別の宛名用紙として出力できること。 転出者への案内はこの限りではない。			
	13.4.8	1	0050071	宛名ラベル	投票所入場券、通知書、証明書、不在者投票用紙等の送付について、選挙人名簿情報、役場マスク、不在者投票請求情報、不在者投票施設情報等を参照して、郵便番号・住所又は送付先の住所、氏名・名称、カスタマーバーコードを記載した宛名シールを出力できること。宛名シールの出力は任意選択可能のこと。			
		2	0050072		送付先の印字は世帯単位での送付・個人単位での送付を選択できること。印字最大人数を設定できること。 なお、投票所入場券（世帯・封書）の宛名のうち、氏名については、投票所入場券を同封する選挙人全員分を印字すること。設定した印字最大人数を超えた場合には、別の宛名ラベルとして出力できること。 転出者への案内はこの限りではない。			
	13.4.9		0050073		指定都市においては、総合区又は行政区別に出力できること。			
	13.4.10	1	0050074	文書番号	通知書等の最上段右寄せに文書番号を出力できること。地方団体が指定する漢字・記号・数字を組み合わせた番号体系にて一意の連番で採番できること。（例：（記号）△第 + 発行番号 + 号）			
		2	0050075		文書番号を帳票出力時に任意の番号へ個別に変更できること。		全国意見照会より、文書管理システムを利用している団体においては、文書管理システムで採番された番号を手動入力したいとの要望が挙がったため、機能追加した。	
		3	0050076		帳票ごとに文書番号の表示/非表示を制御できること。			

機能要件

選挙（共通）標準仕様書				機能の定義		要件の考え方・理由	ワーキング、全国意見照会による意見、及びその対応	修正履歴
項目番号	機能ID	機能名	実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能				
Lv.1 Lv.2 Lv.3 枝番								
13.5. 共通管理								
13.5.1		0050077	EUC機能他	EUC機能（「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」に規定するEUC機能をいう。）を利用して、データの抽出・分析・加工・出力ができる。 データソース（どのデータ項目を対象とするか）は、「地方公共団体の基幹業務システムに係るデータ要件・連携要件の標準仕様書」の「基本データリスト（選挙人名簿管理システム）」に規定するデータ項目				
13.5.2	1	0050078		1つ又は複数項目をもとに昇順・降順にソートしてデータ出力できること。				
	2	0050079		区分ごとにグループが集計できること。				
	3	0050080		クロス集計ができること。				
13.5.3	1	0050081			四則演算した項目について、項目名指定して出力できること。			
	2	0050082			出力データのシステムパラメータ（区分）を職員でも判別可能な情報に変換できること。			
	3	0050083			条件設定した際に、データ出力前に画面で出力イメージを事前確認できること（集計機能がある場合、その結果を含む）。			
	4	0050084			日次等の高頻度で出力する場合に、日付指定ではなく、前開序日等を出力条件に指定できること。			
	5	0050085			管理者が定義した項目のデータを出力できないよう設定できること。			
	6	0050086			スケジュール設定でデータ出力できること。			
	7	0050087			Excel形式、CSV・txt形式など複数のファイル形式での出力が選択できること。			

機能要件

選挙（共通）標準仕様書				機能の定義		要件の考え方・理由	ワーキング、全国意見照会による意見、及びその対応	修正履歴
項目 Lv.1	項目 Lv.2	項目 Lv.3	機能ID	機能名称	実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能		
	13.5.4	1	0050088	アクセスログ管理	(1) ログの取得 個人情報や機密情報の漏えいを防ぐために、システムの利用者及び管理者に対して、以下のログを取得すること。 取得したログは、業務メニューから利用者が容易にデータ抽出及び画面表示できること。 ① 操作ログ ア. 取得対象： (a)照会、(b)帳票発行、(c)異動入力（履歴追加）、(d)異動入力（履歴修正）、(e)異動入力（履歴削除）、(f)バッチ処理（帳票作成）、(g)バッチ処理（データ更新）、(h)画面ハードコピー、(i)データ抽出（EUC） ※(c)から(e)までについては、仮登録及び本登録両方の操作ログを取得できること。 イ.記録対象： 操作者 ID、日時、ファイル名、端末名、オンラインの場合は対象となったレコード（処理対象者等）・機能名・画面名、バッチについては処理名、処理・交付場所、個人番号へのアクセス有無 ② 認証ログ ログイン及びログインのエラー回数等 ③ イベントログ 選挙システム内で起こった特定の現象・動作の記録。異常イベントやデータベースへのアクセス等のセキュリティに関わる情報 ④ 通信ログ Web サーバや Web アプリケーションサーバ、データベースサーバ等との通信エラー等 ⑤ 印刷ログ 印刷者ID、印刷日時、対象ファイル名、印刷プリンタ（又は印刷端末名、タイトル、枚数、公印出力の有無、個人番号の出力の有無、出力形式（プレビュー、印刷、ファイル出力等）、証明書の場合には発行番号等の情報、各種通知書等の場合には文書番号情報 ⑥ 設定変更ログ 管理者による設定変更時の情報・エラーログ 管理者による設定変更時の情報取得したログは、市区町村が定める期間保管するとともに、オンラインでの検索・抽出・照会、EUC機能を用いた後日分析が簡単にできること。 なお、システム利用者や第三者によるログの改ざんがされないよう、書き込み禁止等の改ざん防止措置がされること。			
					(2)ログの分析 システムの利用者及び管理者のログについては、分析・ファイル出力が作成できること。			

機能要件

選挙（共通）標準仕様書				機能の定義		要件の考え方・理由	ワーキング、全国意見照会による意見、及びその対応	修正履歴		
項目番号	項目名	機能ID	機能名称	実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能					
Lv.1	Lv.2	13.5.5	1	0050090	操作権限管理	発注者のシステム操作権限ポリシーに基づき、システムの利用者及び管理者に対して、個人単位でID及びパスワード、利用者名称、所属部署名称、操作権限（異動処理や表示・閲覧等の権限）、利用範囲及び期間が管理できること。 職員のシステム利用権限管理ができ、利用者とパスワードを登録し利用権限レベルが設定できること。 操作者IDとパスワードにより認証ができ、パスワードは利用者による変更、システム管理者による初期化ができること。 アクセス権限の付与は、利用者単位で設定できること。 アクセス権限の設定はシステム管理者により設定できること。 アクセス権限の付与も含めたユーザ情報の登録・変更・削除はスケジューラーに設定する等、事前に準備ができること。 事務分掌による利用者ごとの表示・閲覧項目及び実施処理の制御ができること。 他の職員が異動処理を行っている間は、同一住民の情報について、閲覧以外の作業ができないよう、排他制御ができること。 操作権限管理については、個別及び一括での各種制御やメンテナンスができること。 ID/パスワードによる認証に加え、ICカードや静脈認証等の生体認証を用いた二要素認証に対応すること。 複数回の認証の失敗に対して、アカウントロック状態にできること。				
		2	0050091							
		3	0050092							
		4	0050093							
		5	0050094							
		6	0050095							
		7	0050096							
		8	0050097							
		9	0050098							
		10	0050099							
		11	0050100							
13.5.6	1	0050101			組織・職務・職位等での操作権限を設定できること。					
	2	0050102			操作権限一覧表で操作権限が設定できること。					
	3	0050103			認証に当たっては、シングル・サイン・オンが使用できること。					
13.5.7		0050104	端末管理	期日前投票、不在者投票受付を行う端末について、受付を行う対象の選挙区のみ名簿対照が行えるよう設定できること。						
13.5.8	1	0050105	ヘルプ機能	システムの操作方法や運用方法等について、オンラインマニュアルを有していること。		市区町村によっては冊子のマニュアルが使用されているが、オンラインマニュアルで代替できるため、不要とする。				
	2	0050106		ヘルプ機能として、操作画面上から、当該画面の機能説明・操作方法等が確認できるオンラインマニュアル（画面上に表示されるマニュアル類）が提供されること。						
13.5.9		0050107	基本データリストに準拠した出力	「基本データリスト（選挙人名簿管理システム）」に準拠したデータ出力機能が提供されること。 なお、システム契約期間の終了時には、その時点での「基本データリスト（選挙人名簿管理システム）」に定めるとおり、データ提供ができる。						

機能要件

選挙（共通）標準仕様書				機能の定義	要件の考え方・理由	ワーキング、全国意見照会による意見、及びその対応	修正履歴
項目番号	機能ID	機能名称	実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能			
Lv.1	Lv.2	Lv.3	枝番				
13.6. エラー・アラート項目							
13.6.1		0050108	エラー・アラート項目	論理的に成立し得ない入力その他の抑止すべき入力等、又論理的には成立するが特に注意を要する入力等について、別紙4「エラー・アラート要件」に従い、抑止及び注意喚起すること。 エラーは、当該内容で本登録することを抑止することが目的であり、その実装方法としては、エラーメッセージを表示し、次の画面に進めないようにすることも、エラーメッセージの表示によらず、そもそも入力不可とすることで対応することも差し支えない。また、本登録段階でエラーメッセージを表示して抑止することも、いずれもエラーの実装方法として許容される。 エラー・アラートとする場合は、原因となったエラー・アラート項目と理由・対応方法を入力者に適切に伝えること。			
13.6.2	1	0050109	一括処理などにおけるエラー・アラート	一括処理などにおいて、業務上確認・調査が必要な項目がある場合は、エラー及びアラートとして通知されること。			
	2	0050110		エラー・アラートの詳細についてEUCで出力可能なこと。			
	3	0050111		エラー及びアラートとなったデータ項目の修正や修正後の再処理などが可能であること。			
13.6.3		0050112	エラー・アラート項目の選択	各地方団体の組織体制・業務状況等に応じて、各パッケージ製品に実装しているエラー及びアラート項目の発出有無を選択できること。 また、エラー（処理不可）とするか、アラート（処理可）とするかを切り替えること。 ただし、システムの構造上、必須となるエラーについては、この限りではない。			
13.7. 様式・帳票出力							
13.7.1	1	0050113	データ出力	各種通知書（名簿、投票所入場券、宣誓書を含む）について、印刷の外部委託を実施するための印刷イメージデータ及びテキストデータを出力できること。 I D A M 1 日前フォントアドカオスコト			
	7	0050133		各種帳票について、サンプルデータ、白紙状態（null）での出力が可能なこと。			仕様書1.1版（令和5年2月） ・サンプル帳票、白紙帳票出力要件を新規追加
	2	0050114		印刷イメージデータ及びテキストデータは、システム事業者以外の事業者が取り扱えるよう、PDF・CSV等の汎用的な形式とすること。			
	3	0050115		印刷イメージデータの出力においては、帳票印刷作業の都合に合わせて、当該帳票の出力項目を用いて山分け条件やソート順を任意に設定できること。			
	4	0050116		各種通知書（名簿、投票所入場券、宣誓書を含む）については、各票の内容を1レコードとし、一覧形式で出力できること。 なお、当該データの出力においてはCSV等の汎用的かつ加工可能な形式で出力できること。			
	5	0050117		帳票の連絡先（問合せ先）について、各項目（連絡先、部署名、氏名等）を任意に設定・修正できること。			
	6	0050118		一覧形式の内部帳票については、CSV等の汎用的かつ加工可能な形式で出力できること。			
13.7.2		0050119		(削除)			仕様書1.1版（令和5年2月） ・出力項目以外の山分け、ソート順設定機能を削除
13.7.3		0050120	指定都市における出力	帳票要件に定義した帳票について、指定都市の場合、帳票ごとに指定都市の総合区又は行政区別に出力するか、市全体の一括出力かを設定できること。			
13.7.4	1	0050121	印刷	証明書等を発行する際にプリンタやトレー（ホッパ）の指定ができること。 出力部数を設定できること。			
	2	0050122		帳票発行時にプレビュー機能を保有すること。			
	3	0050123					

機能要件

選挙（共通）標準仕様書				機能の定義		要件の考え方・理由	ワーキング、全国意見照会による意見、及びその対応	修正履歴	
項目番号	機能ID	機能名称	実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能					
13. 印刷機能	印刷データ出力	4	0050124	帳票発行時にPDFか紙出力が指定でき、プリントが指定できること。なお、デフォルトでPDFか紙出力かを設定できることとしても可能とする。 選挙人名簿管理システム内部でアクセスログの取得が可能な形で、表示画面のハードコピー機能及びハードコピーの印刷機能を有すること。ただし、アクセス権限と連動した形で利用制御ができること。 印刷した帳票の印刷履歴が保持・照会できること。					
		5	0050125				全国意見照会にて、「業務上必要なユーザ以外はハードコピー機能を使用できないよう制限する必要があり、アクセス権限に基づき自動で制限をかけることが効率的」との意見を受け、画面のハードコピー及びその印刷機能のアクセス権連動要件を追加した。		
		6	0050126						
		7	0050127		一括出力、個別出力、再発行に対応すること。 一括出力：特定の条件などの指定により複数の対象に対して一括で帳票を出力する方式 個別出力：特定の対象を指定し1件ずつ帳票を出力する方式 再発行：過去に出力した帳票と同一の帳票を出力する			仕様書1.1版（令和5年2月） ・実装類型の点検により、標準機能からオプション機能へ変更	
		13.7.5	0050128		帳票等の印刷のため、当該帳票等のデータについてCSV形式のテキストファイルを作成し、出力できること。 二次元コード（カスタマーバーコードを含む。）については、二次元コードの値をファイルに格納すること。				
		13.7.6	0050129		帳票等の印刷のため、当該帳票等のデータ（外字情報等を含む。）について印刷イメージファイル（PDF形式等）を作成し、出力できること。				
13.8. データ要件								13.8.	
13.8.1		0050130	文字	「地方公共団体の基幹業務システムに係るデータ要件・連携要件標準仕様書」2.3（文字要件）の規定に準ずる。					
14. 非機能要件									
14.1. 管理項目									
14.1.1		0050131	非機能要件	-	運用・保守性、セキュリティなどの非機能要件については、デジタル庁及び総務省が策定する「地方自治体の業務プロセス・情報システムの非機能要件の標準（標準非機能要件）」によるものとする。内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室及び総務省は、令和2年9月に標準非機能要件を策定しているが、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和3年12月24日閣議決定）において、当該標準非機能要件については、令和4年夏までに、必要に応じて拡充するこ				